

中堅・中小企業の皆様へ

～ご活用いただける支援施策のご案内～

1.国内投資拡大・イノベーションの促進

2.良質な雇用の実現

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

4.経営基盤の強化・整備

本資料は首相官邸HPに掲載しております。



中堅企業等支援施策



【2024年3月版】

はじめに

地域経済の担い手として中核的な役割を果たすことが期待される中堅・中小企業の皆様の成長促進に資するよう、政府として、支援施策を展開しています。

このたび、令和5年6月27日に決定した「中堅企業等支援に関する新たな取組方針」に基づき、中堅・中小企業の皆様が活用できる施策を集めたPR集を作成しました。

是非、ご活用ください。

中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループ事務局
(経済産業省 地域経済産業グループ)

※本パンフレットに記載の事業のうち、令和6年度予算事業については、令和6年度当初予算の成立が前提です。また税制についても国会での法案成立が前提です。

※今後、事業内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

目 次

1.国内投資拡大・イノベーションの促進

● 地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業(地域デジタル人材育成・確保推進事業)	1
● サイバーセキュリティ強化	2
● DX認定・DX投資促進税制	3
● 省エネ関連設備の導入等に対する支援	4
● 物流業務の自動化・省人化、輸送効率化、デジタル化	5
● 船舶関連機器のサプライチェーン強靭化事業	6
● 肥料原料備蓄対策事業	7
● 産地生産基盤パワーアップ事業	8
● 畜産クラスター事業	9
● 食品原材料調達リスク軽減対策事業	10
● 中小企業等事業再構築促進事業(事業再構築補助金)	11
● 医療機器等における先進的研究開発・開発体制強靭化事業(うちロボット介護機器開発等推進事業)	12
● 地域未来投資促進税制	13
● ローカル10,000プロジェクト	14
● 地域公共交通確保維持改善事業	15
● 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金	16
● 研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)	17
● 大学見本市～イノベーション・ジャパン～	18
● 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)	19
● フードテックビジネス実証事業	20
● 「知」の集積による产学連携推進事業(うち『「知」の集積と活用の場』)	21
● 「知」の集積による产学連携推進事業(うちアグリビジネス創出フェア)	22
● 産総研の中堅・中小企業連携	23
● NEDO による研究開発支援	24
● バイオものづくり革命推進事業	25

1.国内投資拡大・イノベーションの促進

● スタートアップ・中小企業向けNEDO支援事業の紹介	26
● 産学融合拠点創出事業	27
● 国立の研究機関による技術支援	28
● 研究開発税制	29
● 知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業	30
● 営業秘密・知財戦略相談窓口	31
● 研究開発事例等の周知広報	32
● 大学発ベンチャー投資ファンド	33
● 経営者保証に依存しない融資慣行の確立	34
● スマート保安実証支援事業	35

2.良質な雇用の実現

● ユースエールやくるみん、えるぼしの認定による企業PR支援	36
● 補助金における女性活躍・子育て支援に取り組む企業への優遇措置の導入	38
● 民間企業における女性活躍促進事業	39
● 両立支援等助成金	40
● フェムテック等の活用促進	41
● ライフステージを支えるサービス導入実証等事業費(家事支援サービス福利厚生導入実証事業)	42
● なでしこ銘柄等を活用した両立支援の推進	43
● 賃上げ・設備投資等への助成	44
● 賃上げ・設備投資等への助成(賃金引上げ特設ページによる気運醸成)	45
● キャリアアップ助成金	46
● パートナーシップ構築宣言	47
● 賃上げ促進税制	48
● 社会人の大学等での学びを応援するサイト「マナパス」	49
● 生産性向上人材育成支援センター事業	50
● キャリア形成・学び直し支援事業(※令和6年度においてはキャリア形成・リスキリング推進事業)	51

2.良質な雇用の実現

● 人材開発支援助成金	52
● 教育訓練給付	53
● Reスキル講座(第四次産業革命スキル習得講座認定制度)	54
● 職場における学び・学び直し促進ガイドライン	55
● リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業	56
● プロフェッショナル人材事業	57
● 先導的人材マッチング事業	58
● 地方創生インターンシップ事業	59
● 地域企業経営人材マッチング促進事業	60
● 協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金支給制度、更生保護就労支援事業	61
● 大学等における学生のキャリア形成支援活動届出制度	62
● 優良なインターンシップの周知・広報	63
● 公的職業訓練・地域職業訓練実施計画の策定	64
● 新卒応援ハローワーク等による新卒者等に対する就職支援	65
● 地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業(うち地域戦略人材確保等実証事業)	66
● 高等教育機関における共同講座創造支援	67
● 特定活動:製造業外国従業員受入事業	68
● 中小企業大学校による研修	69
● 地方創生移住支援事業	70
● 総合戦略に基づく重点施策広報事業	71
● 地方拠点強化税制	72
● 移住・交流情報ガーデン事業	73
● テレワーク普及展開推進事業	74
● 早期再就職支援等助成金(UIJターンコース)(仮称)	75
● 地方人材還流促進事業(LO活プロジェクト)	76

2.良質な雇用の実現

● J-Skip・J-Find	77
● 特定技能制度の整備・運用	78
● マッチングイベント等の実施による特定技能制度の活用促進	79
● 生活・就労ガイドブック	80
● 外国人生活支援ポータルサイト	81
● 留学生就職支援	82
● オンラインによる在留申請手続について	83
● 高度人材ポイント制	84
● 外国人在留支援センターでの講演会・説明会等の開催	85
● 高度外国人材への就職支援	86
● 外国人求職者等への就職支援	87
● 高度外国人材活躍推進プラットフォーム(JETRO)	88
● 高度外国人材活躍地域コンソーシアム(JETRO)	90
● 職場でのミスコミュニケーションを考える動画教材・学びの手引きの活用促進	91

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 経済連携協定(EPA)・投資関連協定	92
● 加工食品クラスター輸出緊急対策事業	93
● 輸出物流構築緊急対策事業	94
● 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)	95
● 海外権利化支援事業	96
● 海外出願支援事業	97
● 中小企業等海外侵害対策支援事業	98
● 海外知財訴訟保険事業	99
● 新輸出大国コンソーシアム	100
● 海外展開知財支援窓口(海外知的財産プロデューサー事業)	101

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● IPランドスケープ支援事業	102
● 加速的支援	103
● J-messe による展示会情報の提供	104
● 地域貢献プロジェクト	105
● J-GoodTech(ジェグテック)	106
● 中堅中小建設企業の海外進出支援業務	107
● CIR(国際交流員)による海外展開支援	108
● 協力準備調査(海外投融資)	109
● 脱炭素技術海外展開イニシアティブ	110
● 中小企業・SDGsビジネス支援事業	111
● HACCP等への対応支援	112
● 経済ミッションによるトップセールス	113
● 中小企業・農林水産業輸出代金保険	114
● 新規輸出1万者支援プログラム	115
● 在外公館を通じた支援事業(企業支援)	116
● 在外公館を通じた支援事業(法律相談)	117
● マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業	118
● ジャパン・ハウス事業	119
● 日本企業向け対日M&A活用事例集	120
● グローバルオープンイノベーション(GOI)事業	121
● J-Bridge	122
● 海外見本市・展示会	123
● 越境EC等利活用促進事業	124
● 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化	125
● 特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業	126

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

- 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 127
- インセンティブ旅行の誘致 128
- 訪日観光客が利用する施設における情報発信 129
- 放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業 130

4.経営基盤の強化・整備

- 農業競争力強化支援法 131
- 地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業(うち中堅・中核企業の経営力強化支援事業) 132
- ミラサポplus 133
- 「事業継続力強化計画」認定制度 134
- 事業承継・引継ぎ支援センター 135
- 事業承継・引継ぎ補助金 136
- 中小PMI支援メニューの実施 137
- 中堅・中小グループ化税制 138
- REVICによる事業者支援(事業再生支援、ファンドを通じた支援、特定支援(再チャレンジ支援)) 139
- 経営力強化支援ファンド 140
- 中小企業活性化協議会等による収益力改善・事業再生・再チャレンジ支援 141
- 民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のためのコロナ借換保証 142
- 中小エクイティ・ファインスのためのガバナンス・ガイダンス 143

1. 国内投資拡大・イノベーションの促進

● 地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業(地域デジタル人材育成・確保推進事業)

1. 施策の概要

- ◆ ①民間・大学等が提供する様々な教育コンテンツを一元的に提示するポータルサイト、②企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラム、③地域企業協働プログラムの3層により形成されるデジタル人材育成プラットフォームにより、デジタル人材の育成・確保を推進します。

2. 施策の内容

令和6年度予算案額: 21億円の内数

◆ 地域デジタル人材育成・確保推進事業

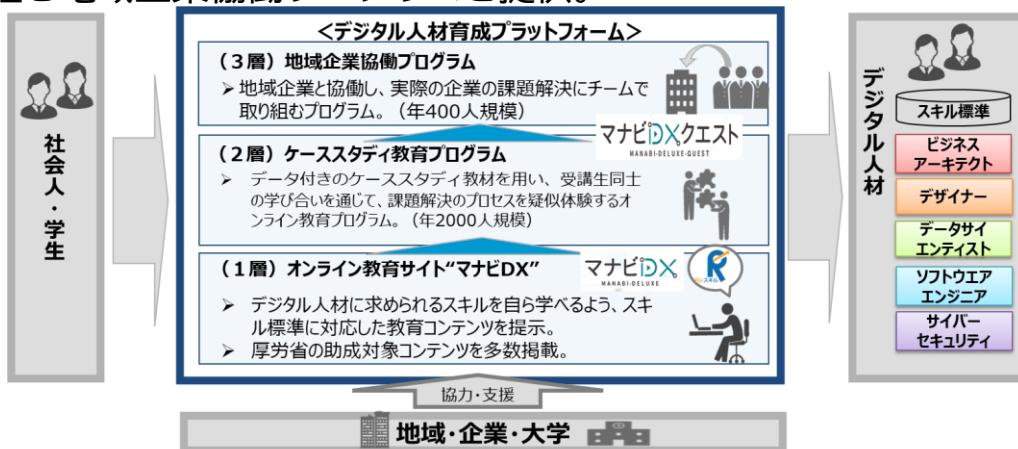
企業・産業のDX実現に向けてデジタル人材の育成を推進するため、以下のオンライン教育サイト及びデジタル人材育成プログラムを提供。

■ マナビDX(デラックス) <https://manabi-dx.ipa.go.jp/>

- ✓ すべての社会人にとって必須スキルであるデジタルスキルを学べるオンライン教育サイト。誰でもデジタルスキルが学べる幅広い教育コンテンツを提供(約180社580講座、令和6年2月1日時点)。生成AI関連の講座も掲載。

■ マナビDX Quest(デラックス クエスト)

- ✓ データ付きのケーススタディ教材を用い、課題解決プロセスを疑似体験する教育プログラムと、地域企業と協働し、デジタル技術の実装にチームで取り組む地域企業協働プログラムを提供。



3. 備考(対象要件等)

- ✓ マナビDX Questの受講は、社会人・学生が対象。

問い合わせ先

経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課

TEL: 03-3501-2646

E-mail: bzl-s-shojo-johoshori@meti.go.jp

1. 国内投資拡大・イノベーションの促進

● サイバーセキュリティ強化

1. 施策の概要

◆ 中小企業等に必要なサイバーセキュリティ対策をワンパッケージにまとめた「**サイバーセキュリティお助け隊サービス**」を導入する際のサービス利用料を支援します。(IT導入補助金(セキュリティ対策推進枠))

2. 施策の内容

■ 予算額 : 令和5年度補正予算

中小企業生産性革命推進事業(2,000億円)の内数

■ 補助額 : 5万円~100万円

■ 補助率 : 1/2以内

■ 補助対象経費 : 「サイバーセキュリティお助け隊サービス」(※)の
サービス利用料最大2年分

■ 公募時期 : 通年公募中



(※) 独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

<https://www.ipa.go.jp/security/sme/otasuketai-about.html>

3. 備考(対象要件等)

✓ 中小企業基本法で定める中小・小規模企業者

問合せ先

[サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター](#)

受付時間: 9:30~17:30(土日祝日を除く)

電話番号: 0570-666-376

1.国内投資拡大・イノベーションの促進

● DX認定・DX投資促進税制

1. 施策の概要

◆ DX認定

「情報処理の促進に関する法律」に基づき、「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応する事業者を国が認定する制度。

◆ DX投資促進税制

日本企業がデジタル人材の育成・確保に取り組むとともに、成長性の高い海外市場の獲得を含めた売上上昇につながる「攻め」のデジタル投資に踏み切ることを後押しします。

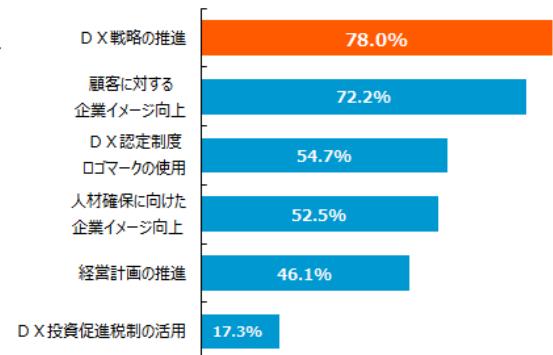
2. 施策の内容

◆ DX認定

- ✓ 企業の規模や業種を問わず、全ての事業者が対象
- ✓ 認定申請や認定の維持に係る費用は全て無料
- ✓ 1年間いつでもオンライン申請が可能
- ✓ IPAが審査を行い、経済産業大臣が認定
- ✓ 認定事業者については、オンラインで公表・認定事業者の取組の検索が可能

○認定事業者向けアンケート結果

認定を取得してメリットであると感じたこと



◆ DX投資促進税制

- ✓ 産業競争力強化法の認定・課税の特例の確認を受けた情報技術事業適応に関する計画に基づき、ソフトウェア等を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は3%若しくは5%（注）の税額控除が適用できるものです。
(注) 5%の税額控除は、自社（グループ会社に属する会社の場合は、自社グループ）以外の会社の有するデータを活用する取組に限って適用されます。

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 令和4年度までのDX投資促進税制（旧制度）を活用した事業者は、新制度下での税制を活用することはできません。また、旧制度で認定を受けた計画について、税制適用の期間は延長されませんので、御留意ください。
- ✓ 本制度や拠点にご関心のある方は、問合せ先まで御連絡ください。（制度詳細は下記URL）
 - DX認定制度（https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-nintei/dx-nintei.html）
 - DX投資促進税制（https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html）

問い合わせ先

経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課

TEL: 03-3501-2646

E-mail: bzl-seido-it@meti.go.jp

1.国内投資拡大・イノベーションの促進

● 省エネ関連設備の導入等に対する支援

1. 施策の概要

- ◆ 中小企業等が省エネ設備の導入を行う際等に各種支援を受けることができます。

2. 施策の内容

1. 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金/省エネルギー投資促進支援事業費補助金

- ✓ 工場・事業場において、既存設備を省エネ性能の高い設備・機器への更新や、機械設計を伴う設備又は事業者の目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入などにより工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図る取組や、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新等に必要となる費用に一部を補助します。

■令和5年度補正予算額:1,160億円（国庫債務負担行為要求額2,325億円）

■補助率:(I)工場・事業場型 中小企業2分の1以内、3分の1以内

(一定の要件を満たす場合は中小企業3分の2以内、大企業2分の1以内)

(II)電化・脱炭素燃転型 2分の1以内

(III)設備単位型 3分の1以内

(IV)エネルギー需要最適化型 中小企業2分の1以内、大企業3分の1以内

2. 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費 **※対象は中小企業に限る**

(1)中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費

- ✓ 省エネの専門家が中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、運用改善や設備投資等を提案するために必要な経費を補助します。また、省エネ診断・アドバイスを行える専門人材の拡大に向け、事務局において、各民間企業等の専門人材の育成等を行います。

■令和5年度補正予算額:21億円

(2)エネルギー利用最適化診断等事業

- ✓ 工場・ビル等のエネルギーの管理状況を診断し、省エネ取組や再エネ導入に関するアドバイスを行うエネルギー利用最適化診断の費用の一部を国が支援します。また、自治体や学校が実施する省エネ関連セミナーへの講師派遣や、診断事業で得られた優良事例や省エネ技術に関する情報発信を実施します。

(3)地域エネルギー利用最適化取組支援事業

- ✓ 省エネや再エネ導入に係る相談に対応できる支援拠点(地域プラットフォーム)を全国に設置し、省エネによるエネルギーコスト削減や、再エネ導入等に向けた事業者の取り組みについて、エネルギー使用状況の把握から計画の策定・実施見直しまで、経営状況も踏まえつつ一貫して支援します。

■令和6年度予算案額:9.9億円

3. 省エネルギー設備投資利子補給金助成事業費

- ✓ 新設・既設事業所における省エネ設備の導入に際し、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対し、融資に係る利子補給を行います。

■令和6年度予算案額:13億円

問い合わせ先

資源エネルギー庁省エネルギー課

TEL:03-3501-9726

1.国内投資拡大・イノベーションの促進

● 物流業務の自動化・省人化、輸送効率化、デジタル化

1. 施策の概要

◆ 物流の2024年問題等への対応に向け、「物流革新に向けた政策パッケージ」等を踏まえ、物流分野における既存のビジネスモデルや働き方の変革を推進するため、物流業務の自動化・省人化やサプライチェーン全体の輸送効率化、デジタル化等に取組む。

2. 施策の内容

①物流施設におけるDX推進実証事業

✓ 物流施設を保有・使用する物流関係事業者が、トラックドライバーの荷待ち・荷役の削減、施設の省人化を図るため、物流施設における、「システム構築・連携」、「自動化・機械化機器の導入」を同時に実行する場合、その経費の一部を支援するとともに、専門家による伴走支援、効果検証等を行う。(令和5年度補正予算:15億円)

②中小トラック運送事業者の労働生産性向上に向けたテールゲートリフター等導入等支援事業

✓ テールゲートリフター等の荷役作業の機械化機器、予約受付システム、原価管理システム、等の業務効率化システム、大型免許取得などに係る費用を支援。

(令和5年度補正予算:14.61億円)

③モーダルシフト等推進事業

✓ 補助上限・補助率:右図の通り

(令和5年度補正予算:1.23億円
の内数、令和6年度予算案:0.41億円の
内数)



④新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石"エネルギー"転換推進事業

✓ サプライチェーン上の複数の事業者が連携して取り組む①高度なデジタル技術を活用したサプライチェーン全体の効率化や、②輸送計画と連携したEVトラック等の充電インフラ使用枠の割当最適化等の実証を支援。(令和6年度予算案:62億円の内数)

⑤物流DX・物流GX投資に対する金融支援

✓ 物流総合効率化法に基づく大臣認定を受けた事業を行う事業者に資金の出資・貸付を行う。(財政投融資(令和5年度補正予算:200億円、令和6年度予算案:122億円))

3. 備考(対象要件等)

✓ ②については中小企業基本法の定義に基づく中小企業のみ、その他事業は企業規模に関わらずご利用いただけます。

問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局 物流政策課

[TEL:03-5253-8799](tel:03-5253-8799)

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課

[TEL:03-5253-8575-8297](tel:03-5253-8575-8297)

1.国内投資拡大・イノベーションの促進

● 船舶関連機器のサプライチェーン強靭化事業

1. 施策の概要

◆ 民間事業者が、船舶の基幹的な機器のうち、生産途絶等のおそれが顕在化している、船舶用機関(エンジン)、推進器(プロペラ)又は航海用具(ソナー)について、経済安全保障推進法に基づき、安定的な供給体制の確保に資する取組を行うことを支援します。

2. 施策の内容

- ✓ 以下の機器の安定的な供給体制の確保に資する取組を支援することにより、船舶関連機器のサプライチェーンを強靭化する。
 - ① 船舶用機関(エンジン)及びその部品(クランクシャフト)
 - ② 航海用具(ソナー)
 - ③ 推進器(プロペラ)

■令和5年度補正予算額：24.7億円

■補助率：1／3

■補助対象経費：上記取組に必要となる設備投資にかかる経費

■申請時期：令和4年12月から供給確保計画の認定の申請受付中



3. 備考(対象要件等)

- ✓ 経済安全保障推進法第9条第1項に基づき、供給確保計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けた民間事業者
(※参考：[経済安全保障推進法の概要](#))

問合せ先

[国土交通省 海事局 船舶産業課](#)

TEL: 03-5253-8111(代表)

E-mail: hgt-kaiji-senpakuusangyou-keizaiianpo@gbx.mlit.go.jp

1. 国内投資拡大・イノベーションの促進

● 肥料原料備蓄対策事業

1. 施策の概要

◆ 化学肥料原料のほとんどを海外に依存している中で、輸入が途絶した場合にも生産現場への肥料の供給を安定的に行うことができるよう、**化学肥料原料の備蓄及びこれに要する保管施設の整備を支援**します。

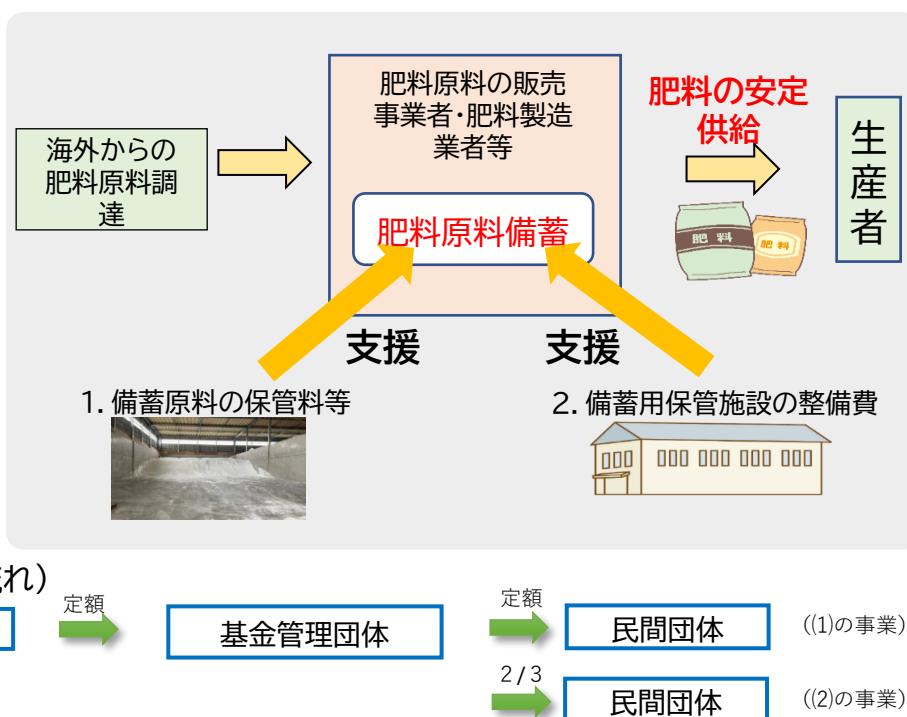
2. 施策の内容

■ 令和4年度第2次補正予算額：160億円、令和5年度予算額：1億円、

令和6年度予算案額：26百万円

主要な肥料原料のうち、安定供給確保の必要性が高いりん安と塩化カリの備蓄に係る以下の費用を支援する。

- (1) りん安・塩化カリを備蓄するために必要な保管費用(保管料・保険料等) 【補助率：定額】
(2) りん安・塩化カリを保管するために必要な保管施設の整備費用 【補助率：2/3】



3. 備考(対象要件等)

- ✓ 経済安全保障推進法第9条の規定に基づく供給確保計画の認定を受けた事業者が対象となります。詳しくは、「問い合わせ先」に記載のURLを確認ください。

問い合わせ先

農林水産省 農産局 技術普及課 生産資材対策室

TEL: 03-6744-2435

E-mail: hiryo-chousa120@maff.go.jp

1.国内投資拡大・イノベーションの促進

● 産地生産基盤パワーアップ事業

1. 施策の概要

- ◆ 収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等を総合的に支援するとともに、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための取組や食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組、生産基盤の強化を支援します。

2. 施策の内容

[事業の一例:収益性向上対策]

■令和5年度補正予算額:310億円の内数

I 整備事業(補助率:1/2以内等)

- ✓ 乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設(低コスト耐候性ハウス等)等の整備

II 生産支援事業(補助率:1/2以内等)

- ✓ コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得
- ✓ 雨よけハウス等、高付加価値化に必要な生産資材の導入 等

■要望調査時期:都道府県にご確認ください。

3. 備考(対象要件等)

[事業の一例:収益性向上対策]

- ✓ 地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に参加すること。
- ✓ 成果目標(生産コストの10%以上の削減、販売額の10%以上の増加、労働生産性の10%以上の向上等)の基準を満たしていること。
- ✓ 面積要件等を満たしていること。
- ✓ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。

問い合わせ先

農林水産省 農産局 総務課 生産推進室

TEL:03-3502-5945

1.国内投資拡大・イノベーションの促進

● 畜産クラスター事業

1. 施策の概要

- ◆ 畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な機械導入や施設整備、施設整備と一体的な家畜導入等を支援します。
- ◆ 後継者不在の経営資源を継承する取組に必要な施設整備等を支援します。

2. 施策の内容

(1)施設整備事業

- ✓ 中心的な経営体に、収益力強化等に必要な施設整備等を支援。

(2)機械導入事業

- ✓ 中心的な経営体に、収益力強化等に必要な機械の導入を支援。

(3)調査・実証・推進事業

- ✓ ①収益力強化の取組の効果実証に必要な調査・分析を支援。
- ✓ ②地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援。

(4)畜産経営基盤継承支援事業

- ✓ 経営資源を地域の担い手に継承するための施設整備等を支援。

■令和5年度補正予算額:291億円(所要額)

■補助率 :1／2以内、定額

■補助対象経費 :施設整備や機械導入にかかる経費

■公募時期 :(1)(4)は令和5年度中に追加要望調査を予定、
(2)は3月まで、(3)は随時

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 本事業の対象は畜産農家又は飼料生産組織。
また、事業を活用するためには畜産クラスター計画を策定する必要あり。

問い合わせ先

[農林水産省 畜産局 企画課](#)

TEL:03-3501-1083

1.国内投資拡大・イノベーションの促進

● 食品原材料調達リスク軽減対策事業

1. 施策の概要

- ◆ ウクライナ情勢等に関連して、依然として多くの輸入食品原材料の価格が高い水準にあるほか、近年の国際的な食料需要の増加や為替変動など、輸入原材料の調達リスクが顕在化する中で、食品事業者の原材料の調達リスクの軽減が喫緊の課題となっています。
- ◆ このため、**食品製造事業者等に対し、産地との連携強化や原材料調達先の多角化の取組を支援**することで、原材料調達に関するリスクに対応し、フードサプライチェーンの強化を図ります。

2. 施策の内容

(1)食品製造事業者等と産地の連携強化支援

- ✓ 食品製造事業者等が求める原材料の安定確保により食品産業のサプライチェーン全体での持続可能性を高めるため、食品製造事業者等が産地を支援する取組(※)を行うことを補助要件とし、産地との連携による食品原材料切替又は国産原材料の取扱量の増加に伴う機械・設備等の導入・更新、調査、新商品等の開発・製造・販売・PR等の取組を支援する。
(※)産地を支援する取組の内容については、以下問い合わせ先リンク中の食品原材料調達リスク軽減対策事業スキーム図をご参照下さい。

(2)食品原材料調達先多角化支援

- ✓ 食品原材料調達先の多角化等を通じた調達リスク軽減のため、食品原材料切替又は国産原材料の取扱量の増加に伴う機械・設備等の導入・更新、調査、新商品等の開発・製造・販売・PRの取組を支援する。

■令和5年度補正予算額：44億円

■補助率 :1／2等

■補助対象経費 :産地の支援に係る資材・機械・設備導入費、生産作業補助のための社員等派遣旅費、専門家・篤農家の派遣謝金・旅費、新商品開発費、原材料切替等に伴う機械導入費、製造ラインの変更・増設費、新商品(主食)の市販段階における原材料費 等

■■公募時期 :令和6年2月29日(木)～3月22日(金)

(以下問い合わせ先の事務局公募HPにて実施。第2回公募は未定。)

3. 備考(対象要件等)

企業規模に関わらずご利用いただけます。

(資本金 10 億円以上かつ従業員数が2千人を超える企業については、新製品(主食)の市販段階における原材料費の補助率は1／3となります。)

問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食品製造課

TEL:03-6744-2089

食品原材料調達リスク軽減対策事業 事務局

TEL:0570-550-074 E-mail: info@jmac-r5h-genryo.jp

1. 国内投資拡大・イノベーションの促進

● 中小企業等事業再構築促進事業(事業再構築補助金)

1. 施策の概要

- ◆ 新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰またはこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。

2. 施策の内容

- 予算額：既存基金を活用

※施策の詳細(補助上限額・補助率・補助対象経費・公募スケジュール・申請要件等)は調整中です。決定次第、[事業再構築補助金事務局HP](#)でお知らせします。

3. 備考(対象要件等)

日本国内に本社を有する中小企業者等及び中堅企業等
(詳細は決定次第、[事業再構築補助金事務局HP](#)でお知らせします。)

対象者

中堅企業

中小企業

問い合わせ先

事業再構築補助金事務局

TEL: <ナビダイヤル>0570-012-088
<IP電話>03-4216-4080

URL: <https://jigyou-saikouchiku.go.jp/>

1. 国内投資拡大・イノベーションの促進

- 医療機器等における先進的研究開発・開発体制強化事業（うちロボット介護機器開発等推進事業）

1. 施策の概要

- ◆ 介護現場の課題を解決するロボット介護機器の開発支援及び安全性や効果評価等海外展開につなげるための環境整備を行う。

2. 施策の内容

(1) 開発補助

厚生労働省と定めた重点分野に基づき、介護施設や在宅等の介護現場における生産性向上や、介護の質の向上、高齢者等の自立に資するロボット介護機器の改良及び開発を支援。

(2) 海外展開

在宅向けロボット介護機器の海外展開に向けた具体的な成果創出に向けて、現地ニーズに応じた改良・開発と上市に向けた活動を支援。



【大企業には1/3補助、中小企業には2/3補助、大学・研究機関等には委託】

3. 備考(対象要件等)

企業規模に関わらずご利用いただけます。

問い合わせ先

経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課

医療・福祉機器産業室

TEL:03-3501-1562

E-mail: bzl-ifukushitsu-ml@meti.go.jp

URL: <https://www.robotcare.jp/jp/home/index> (介護ロボットポータルサイト)

1. 国内投資拡大・イノベーションの促進

● 地域未来投資促進税制

1. 施策の概要

- ◆ 都道府県知事から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた上で、当該計画について、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣による課税特例の確認を受け、当該計画に従って**建物・機械等を新設・増設した場合、法人税等の特別償却又は税額控除を受けることができます。**
- ◆ 賃金・技術蓄積等の面で地域に大きな波及効果をもたらす**成長志向の中堅企業が、躊躇することなく、さらに規模拡大していくために必要な大規模国内投資を後押しするための中堅企業枠を創設**します。

2. 施策の内容

【税制期限：令和6年度末まで】

対象者	地域経済牽引事業計画 ^{*1} の承認を受けた者	
	通常	特別償却40% 又は税額控除4%
機械装置 器具備品	【現行の上乗せ要件】下記①を満たした上で、②または③を満たす ① 労働生産性の伸び率 5% ^{*2} 以上かつ投資収益率 5%以上 ② 直近事業年度の付加価値額増加率が 8%以上 ③ 対象事業において創出される付加価値額が 3 億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が 50 億円以上	特別償却50% 又は税額控除5%
【中堅企業枠】上記①～③を満たした上で、下記イ～ハを満たす イ：賃金水準・成長意欲が高い中堅企業 ロ：設備投資額が10億円以上であること ハ：パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること		特別償却50% 又は税額控除6%
建物、附属設備、構築物	特別償却20%／税額控除2%	

対象となる中堅企業^{*3}

1. 常時使用する従業員数が2,000人以下 (中小企業者及びみなし大企業を除く)

2. 良質な雇用の創出

地域における良質な雇用を生み出す能力を重視し、従業員数・賃金等の状況を確認

3. 将来の成長性

将来成長に向けた十分な成長投資を実行しているかどうかを重視し、成長投資（設備投資、無形固定資産投資、研究開発、人材教育投資）の状況を確認

4. 経営力

成長志向や規模拡大を実現する経営力の有無を確認するため、中長期の経営ビジョンや経営管理体制などについて、外部有識者が確認

* 1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。

* 2 中小企業基本法の中小企業者は労働生産性の伸び率4%以上

* 3 1～3については、産業競争力強化法において規定

3. 備考(対象要件等)

制度の詳細が明らかになりましたら、以下のHPに反映しますので、ご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課、最寄りの地域経済産業局(地域未来投資促進室)

TEL:03-3501-0645 E-mail: bzl-miraihou@meti.go.jp

1.国内投資拡大・イノベーションの促進

● ローカル10,000プロジェクト

1. 施策の概要

◆ 地域の資源と資金を活用して、**地域密着型事業の立ち上げを支援する**制度です。

2. 施策の内容

✓ 地域振興に資する民間事業者の初期投資費用について、自治体(都道府県・市町村)が、地域金融機関の融資と協調して、公費により助成する制度。

✓ 自治体負担額について、国費(補助率:1/2~9/10)により支援している。

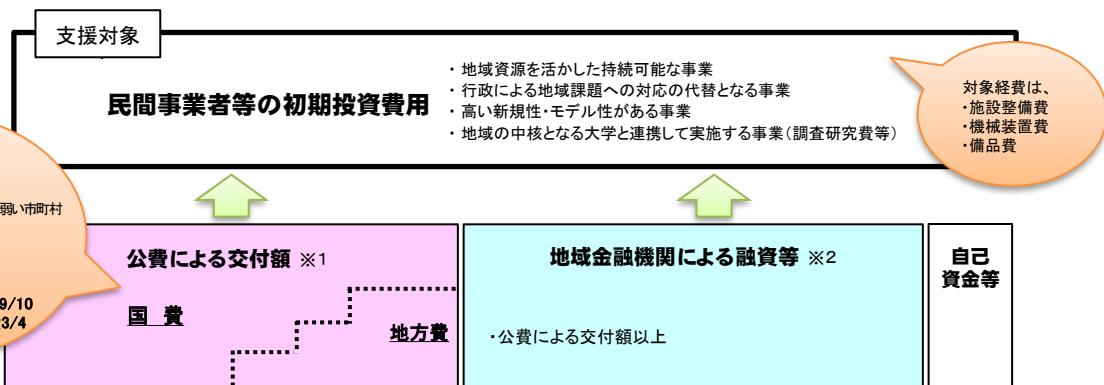
■令和6年度予算案額:6.0億円

■補助率 :1／2等(生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業は、9/10が国費)

■補助対象経費 :民間事業者の初期投資費用

■申請時期 :毎月受付

事業スキーム



※1: 上限2,500万円。
融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円
※2: 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も対象

3. 備考(対象要件等)

✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

問合せ先

総務省 地域力創造グループ 地域政策課

TEL:03-5253-5523

E-mail: chisei@soumu.go.jp

1.国内投資拡大・イノベーションの促進

● 地域公共交通確保維持改善事業

1. 施策の概要

◆ 地域の多様な主体の連携・協働による、**地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実**に向けた取組を支援します。

2. 施策の内容

令和6年度予算案: 208億円

対象事業

- ①地域公共交通確保維持事業
- ②地域公共交通バリア解消促進等事業
- ③地域公共交通調査等事業

※国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通利便増進実施計画等に基づく事業(地域鉄道の上下分離、利便性向上・運行効率化等のためのバス路線の再編、旅客運送サービス継続のためのデマンド型等の多様なサービスの導入等)について、まちづくりとも連携し、特例措置により支援

※交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数市町村を含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画の策定やバス等の運行への支援の特例措置により後押し(地域公共交通協働トライアル推進事業)

支援内容（補助率等）

- 地域公共交通確保維持事業…1/2等
- 地域公共交通バリア解消促進等事業…事業費の1/3等
- 地域公共交通調査等事業…1/2等

※国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画に基づく事業に対しては、補助要件の緩和等により支援内容を充実

手続スケジュール(予定)

最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。(リンク参照)

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

問い合わせ先

国土交通省 総合政策局 地域交通課

TEL:03-5253-8396

1. 国内投資拡大・イノベーションの促進

- 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

1. 施策の概要

◆ 地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進します。

2. 施策の内容

中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

■ 令和5年度補正予算額: 1,000億円(総額3,000億円)

■ 補助上限額: 50億円(補助率1/3以内)

■ 補助対象経費: 建物費(拠点新設・増築等)、機械装置費(器具・備品費含む)、ソフトウェア費、外注費、専門家経費

■ 1次公募: 令和6年3月6日(水)～4月30日(火)



生産工程の抜本的改革



最新設備を導入した
物流センター

3. 備考(対象要件等)

中堅・中小企業(常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等)

※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請(コンソーシアム形式)も対象。

問い合わせ先

中堅・中小成長投資補助金サポートセンター(補助金事務局)

TEL: 050-3667-8453

(平日午前10時～午後5時(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く))

URL: <https://seichotoushi-hojo.jp/>



1.国内投資拡大・イノベーションの促進

● 研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)

1. 施策の概要

◆ 大学等が創出する学術を基盤とする戦略的創造研究推進事業や科研費等の多様かつ優れたシーズの掘り起こしや、「学」と「産」のマッチングを行うとともに、強力なハンズオン支援の下でシームレスに実用化に繋げ、企業等への橋渡しを促進します。

2. 施策の内容

- ✓ 大学等の研究成果の技術移転に伴う技術リスクを顕在化し、それを解消することで企業による製品化に向けた開発が可能となる段階まで支援する。

■令和6年度予算案額:47.3億円

(例)令和5年度支援メニュー

支援メニュー	産学共同 (育成型)	産学共同 (本格型)	実装支援 (返済型)
目的・狙い	社会課題解決等に向けて、大学等の基礎研究成果を、企業との共同研究に繋げるまで磨き上げ、共同研究体制の構築を目指す。	社会課題解決等に向けて、大学等の基礎研究成果を、企業と大学等の産学共同研究により可能性検証・実用化検証し、中核技術の構築を目指す。	大学等の研究成果（技術シーズ）の社会実装を目指し、ベンチャー企業等が実用化開発を行う。
課題提案者	大学等の研究者	企業と大学等の研究者	ベンチャー企業等
対象分野	特定の分野を指定せずに幅広く募集。ただし医療分野は対象外		
研究開発期間	最長3年度	最長5年度	最長3年間
研究開発費	上限1,500万円(年額) 初年度は上限750万円	上限5,000万円(年額) 初年度は上限2,500万円	上限5億円(総額)
資金の種類	グラント	マッチングファンド	返済型 事後評価がS, A, B評価の場合： 開発費全額を返済 事後評価がC評価の場合： 開発費の10%を返済

※産学共同は令和6年度に向けて制度を見直し中

- ✓ また、全国5か所にいるマッチングプランナーが企業との面談や関連機関への訪問等により、企業ニーズを把握するとともに、申請相談の対応や、産学連携活動に係る助言を実施し、地域の優良案件の発掘を図る。
- ✓ [A-STEP問い合わせWebフォーム](#)

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 研究開発費、対象となる経費、公募時期、対象要件等は支援メニューによつて異なりますので、詳細は[ホームページ](#)をご確認ください。

問合せ先

[国立研究開発法人科学技術振興機構\(JST\)産学連携展開部 地域イノベーショングループ](#)

TEL:03-6272-4732

E-mail: mp@jst.go.jp

1.国内投資拡大・イノベーションの促進

● 大学見本市～イノベーション・ジャパン～

1. 施策の概要

◆ 大学等の研究開発成果を、迅速かつ効果的に産業界につなげるために、新技術に関する説明会や展示会を開催し、企業ニーズと大学等の技術シーズをマッチングさせる機会を提供しています。

2. 施策の内容

大学見本市～イノベーション・ジャパン～

全国の大学等発研究開発成果を展示する産学マッチングイベント

<2024年度開催概要> ※予定

名 称:大学見本市2024～イノベーション・ジャパン

会 期:2024年8月22日(木)～8月23日(金)

主 催:国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)

共 催:文部科学省(予定)

来場対象者:企業の研究開発担当者、経営者等

来場料:無料

このほか、関連事業として通年で「新技術説明会」を開催。

新技術説明会

大学等の発明者が実用化展望技術を企業へプレゼンする説明会

<2024年度開催概要>

開催時期:2024年5月～2025年3月

開催回数:年間70回程度

場所:オンライン開催／JST東京本部別館1階ホール

聴講:無料

3. 備考(対象要件等)

企業規模に関わらずご参加いただけます。

問合せ先

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)

産学連携展開部 産学連携プロモーショングループ

TEL:03-5214-7519

E-mail: イノベーション・ジャパン担当 entry@jst.go.jp

新技術説明会担当 scett@jst.go.jp

1. 国内投資拡大・イノベーションの促進

● 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)

1. 施策の概要

◆ 農研機構では、農業・食品産業のイノベーション創出のため、民間企業等のニーズに応じた研究開発や研究成果の移転に積極的に取り組み、農産物の持つ健康を維持・増進する機能などに着目した製品開発へのお手伝いや、現場課題に対応したソリューションを提供します。

2. 施策の内容

- ✓ 農研機構では基礎、応用、実用などレベルに応じた受託研究や共同研究、技術相談が行えます。

農業・食品をはじめ、幅広い分野に対応

食品加工
機能性



品種・栽培



新素材



環境



情報・AI



スマート農業
(ロボット・ICT)



企業様のご相談は、専門分野に対応可能なビジネスコーディネーターが担当します。

- 農研機構の技術シーズ、研究者の紹介
- 共同で製品開発
- 特許技術の活用
- 技術ノウハウ移転



企業等との共同研究で様々な製品が開発されました。

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

問い合わせ先

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)
事業開発部 企業連携課 TEL: 029-838-6959

[お問い合わせフォーム](#)

[「農研機構をご利用いただくために」パンフレット](#)

1.国内投資拡大・イノベーションの促進

● フードテックビジネス実証事業

1. 施策の概要

- ◆ 多様な食の需要への対応や食に関する社会課題の解決を図るために、食品事業者等による、**フードテック等を活用したビジネスモデルの実証を支援します。**
- ◆ これらの実証の成果の横展開を図るための情報発信等の取組を支援します。

2. 施策の内容

- ✓ 食品事業者等による、フードテック等を活用したビジネスモデルの実証を支援します。
- ✓ 実証の成果の横展開を図るための情報発信等の取組を支援します。

支援対象の取組例



発芽大豆素材を用いたタコス



3Dフードプリンターを用いた介護食



昆虫飼料と有機肥料ペレット

■令和5年度補正予算額：1.8億円の内数

■令和6年度予算案額：0.3億円

■補助率 : 1/2

■補助対象経費：実証に要する経費

■公募時期：令和5年度補正予算事業 3月頃予定

令和6年度予算案事業 5～6月頃予定

3. 備考(対象要件等)

- ✓ フードテック等を活用し新たな商品・サービスを生み出す食品事業者、流通事業者、製造事業者、情報関連事業者、大学等の研究機関等を構成員とするコンソーシアム又は単独の事業者であること(企業規模に関わらずご利用いただけます)。
- ✓ 事業担当者が、**フードテック官民協議会**の会員であること。

問い合わせ先

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 新事業・国際グループ

TEL:03-6744-2352

E-mail: shinzigyou@maff.go.jp

1. 国内投資拡大・イノベーションの促進

- 「知」の集積による産学連携推進事業(うち『「知」の集積と活用の場』)

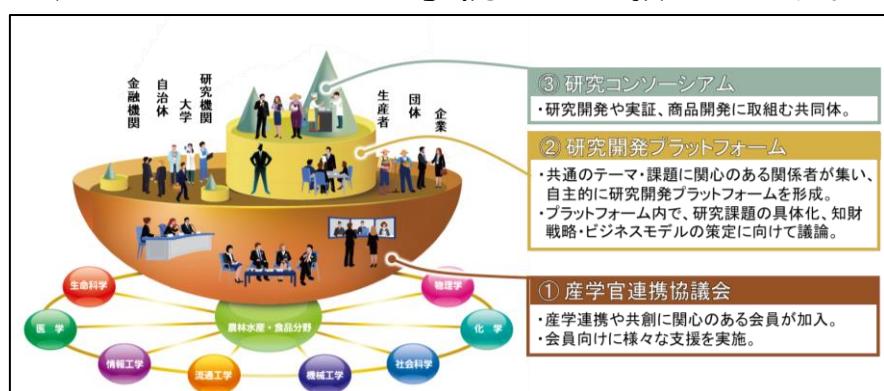
1. 施策の概要

- ◆ 農林水産・食品分野に異分野のアイディア・技術を導入し、オープンイノベーションを促進するため、『「知」の集積と活用の場』を開設・運営しています。
- ◆ 中堅・中小企業を含む産学官の4,700人(法人団体含む)を超える会員が集い、広く国内外で活動していますので、ぜひご参加ください。

2. 施策の内容

- 農林水産・食品分野に異分野のアイディア・技術を導入し、革新的な研究成果を生み出すことで、新たな商品化・事業化に導くためのオープンイノベーション促進の場『「知」の集積と活用の場』を運営しています。
- 『「知」の集積と活用の場』では、農政トピックスの情報提供をはじめ、研究成果の情報発信や会員・研究開発プラットフォーム間のマッチング、さらには海外展開に向けたイベント等を通じて、中堅・中小企業等による産学官連携や研究成果の事業化に向けた取組を支援しています。
- 『「知」の集積と活用の場』への参加をご希望の方は、下記URL又はQRコードのお申し込みフォームよりお手続きをお願いします。

知の集積と活用の場 産学官連携協議会



3. 備考(対象要件等)

農林水産・食品分野でのオープンイノベーションに関心・意欲のある、個人・組織であれば、どなたでも活用いただけます。

問い合わせ先

農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室

TEL:03-3502-5530

E-mail: fkii@maff.go.jp

1. 国内投資拡大・イノベーションの促進

- 「知」の集積による産学連携推進事業(うちアグリビジネス創出フェア)

1. 施策の概要

- ◆ 「アグリビジネス創出フェア」は、農林水産・食品分野の最新の研究成果を展示やプレゼンテーションなどで分かりやすく紹介し、研究機関同士や、研究機関と事業者との連携を促す技術交流展示会です。
- ◆ 農林水産・食品分野に関する最新技術の情報収集・交流の場として、ぜひご活用ください。

2. 施策の内容

- 「アグリビジネス創出フェア」は、農林水産・食品分野の研究成果に関する技術交流展示会です。20回目の開催となった令和5年度は、11月20日から22日まで東京ビッグサイトにおいて、「スタートアップが未来をつくる～産学官連携イノベーション～」をテーマに開催しました。全国の139の機関によるブース出展のほか、有識者による講演等を行い、1万人以上が来場しました。
- また、本フェアでは、農林水産・食品分野の専門家がコーディネーターとなり、来場者と出展者のマッチングや、研究・事業化に関する相談対応などの支援を行いました。



3. 備考(対象要件等)

- 出展者は、農林水産・食品分野に関する大学や地方公共団体、民間の研究機関等を対象としています。
- フェア開催中はどなたでもご来場いただけます。多くの皆様のご来場をお待ちしております。

問い合わせ先

農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室

TEL:03-6744-7044

1. 国内投資拡大・イノベーションの促進

● 産総研の中堅・中小企業連携

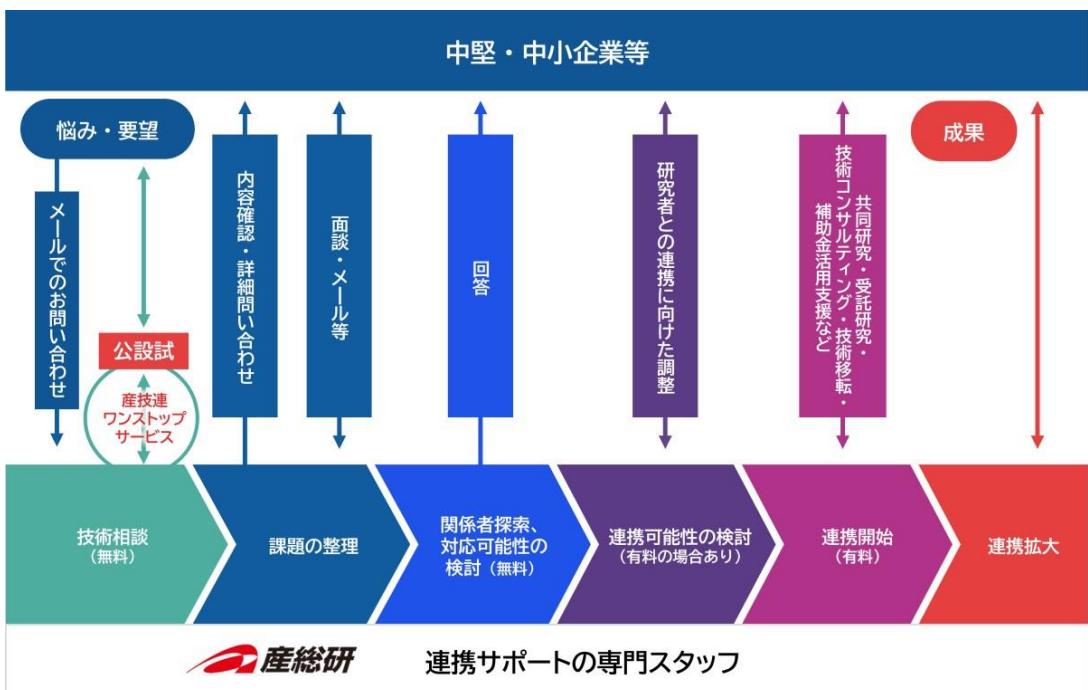
1. 施策の概要

- ◆ 産業技術総合研究所(産総研)は、多様な分野の研究成果・研究人材の総合力を元に**産業技術全般に関する技術相談**をお受けします。
- ◆ 技術コンサルティング、技術研修をはじめ多様な連携メニューで**技術的課題の解決に貢献**します。

2. 施策の内容

- ✓ 産総研の連携スタッフが公設試と協力しながら、基礎研究から製品化に向けた成果の応用まで、様々なステージで企業の皆様をサポートいたします。

産総研との連携のイメージ



- ✓ また、地域の中小企業やスタートアップ等との共同研究や試作、評価等のサービスを地域拠点で提供することや、大学等の技術シーズを産業界に橋渡しする研究開発を行う拠点を地域の中核大学等に整備すること等を通じて、企業支援策の強化を目指してまいります。

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模にかかわらずご利用いただけます。

問い合わせ先

国立研究開発法人産業技術総合研究所 企画本部

1. 国内投資拡大・イノベーションの促進

● NEDO による研究開発支援

1. 施策の概要

- ◆ NEDO(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)は、スタートアップ含む中堅・中小企業等の研究開発を助成します。
- ◆ 助成に当たっては、ビジネス化や資金調達を後押しするため、他の企業や金融機関との橋渡し等の支援も行っております。

2. 施策の内容

➤ 中堅企業等支援メニュー

NEDOの支援メニュー、公募事業を紹介しております。豊富なメニューから自社に合う支援をお選びください。

○ 支援メニュー例

- ・NEDO先導研究プログラム
- ・SBIR推進プログラム



The screenshot shows the 'Divisional Cross-cutting Public Call for Proposals' page for the 'University, Research Institution / Startup - University Venture Center / SMEs' category. It includes sections for 'NEDO Overview', 'List of Research and Development Projects', and 'Public Call for Proposals'.

➤ マッチング支援

NEDO事業を終了した中堅・中小企業等の事業化支援の一環として、金融機関や事業会社との仲立ちを行います



3. 備考(対象要件等)

各支援メニューごとに対象分野・対象会社規模等要件が異なりますので、上記のホームページよりご確認をお願い致します

問い合わせ先

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部

E-mail: inv-caravan@nedo.go.jp / 044-520-5170

1.国内投資拡大・イノベーションの促進

● バイオものづくり革命推進事業

1. 施策の概要

◆ 本事業では、バイオものづくりの中核を担う微生物等改変プラットフォーマーと素材等事業者との共同開発を促進し、我が国の未利用資源・不要物を原料に、素材や食品など多様なバイオ由来製品を生産することによって、資源自律や化石資源の依存から脱却することを目的とします。

2. 施策の内容



- ✓ バイオものづくりにおける原料の多様化・製品の社会実装を進めるため、以下の取組を行います。

- (1)未利用資源等の原料調達・製品利用のための実証(委託・補助)
 - (2)微生物等改変プラットフォーム技術を高度化するための基盤整備(委託)
 - (3)微生物等の組成・改良技術の開発(委託、補助)
 - (4)微生物等による目的物質の製造技術の開発・実証等(補助)
 - (5)バイオものづくり製品の社会実装のための調査(LCA評価、製品表示等)(委託)
- 令和4年度補正予算額:3000億円

3. 備考(対象要件等)

- ✓ NEDO HP(下記関連リンク参照)をご確認下さい。

<関連リンク>

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)HP
https://www.nedo.go.jp/koubo/EF2_100215.html

問合せ先

経済産業省 商務・サービスグループ 生物化学産業課

TEL:03-3501-8625

1. 国内投資拡大・イノベーションの促進

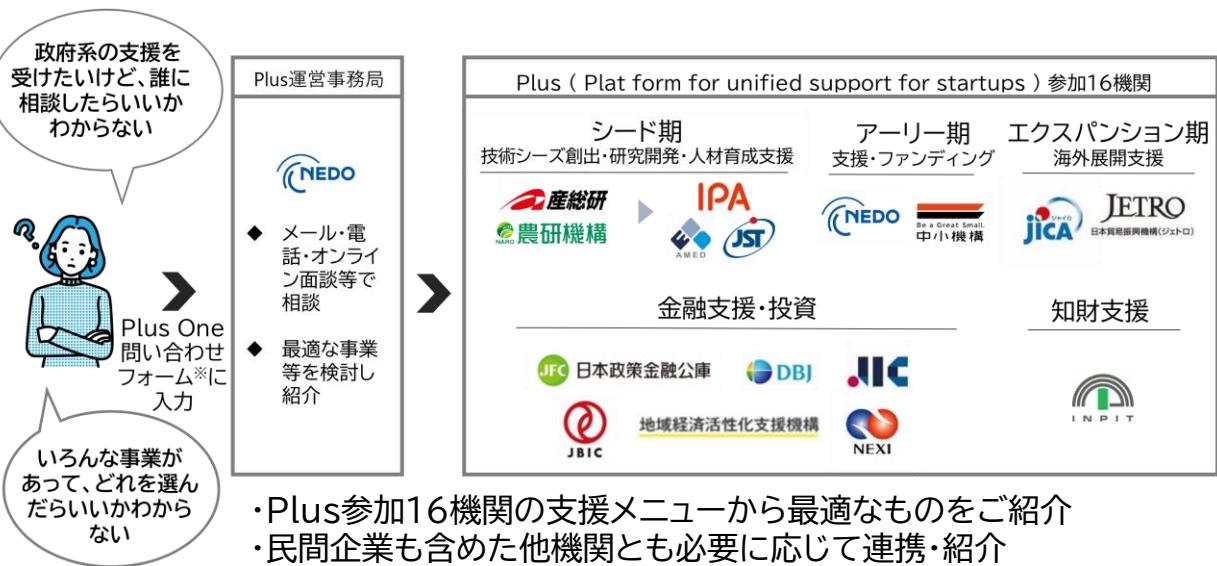
● スタートアップ・中小企業向けNEDO支援事業の紹介

1. 施策の概要

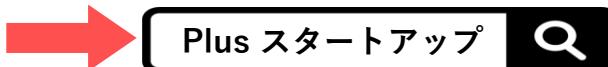
◆ 中小企業・スタートアップ企業向けにNEDO(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)支援事業・制度を紹介し、シーズ発掘から事業化までシームレスな研究開発支援の活用に繋げます。

2. 施策の内容

➤ 政府系スタートアップ支援機関の連携によるワンストップ窓口 Plus One



Plus Oneへのお問い合わせはこちら



<https://app23.infoc.nedo.go.jp/qa/enquetes/bg4bpyn8qh71>

3. 備考(対象要件等)

各支援メニューごとに対象分野・対象会社規模等要件が異なりますので、上記のホームページよりご確認をお願い致します

問い合わせ先

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部

E-mail: inv-caravan@nedo.go.jp / 044-520-5170

1. 国内投資拡大・イノベーションの促進

● 産学融合拠点創出事業

1. 施策の概要

◆ **大学**を起点とするオープンイノベーションの深化とさらなる拡大を実現するため、**産学融合の先導的取組とモデル拠点構築に向けた取り組みを支援**します。

2. 施策の内容

【令和6年度予算案額: 2.0億円(令和5年度予算額: 2.0億円)】

① 産学融合先導モデル拠点創出プログラム(J-NEXUS)

- ✓ 産学融合の取り組みを加速するため、地域ブロック(各経産局単位)における産学官のネットワークをベースに、自治体、経済団体等とも連携し、モデル拠点の創出に向けた取組として、大学間による企業への提案力の強化、支援の最適化と広域化を支援します。



② 地域オープンイノベーション拠点選抜制度(Jイノベ)

- ✓ 大学等を中心とした地域イノベーション拠点の中で、企業ネットワークのハブとして機能する産学連携拠点を評価・選抜することにより、信用力を高めるとともに支援を集中させ、地域におけるイノベーションの創出を加速します。

※選抜対象: 国立大学法人、公立大学法人、学校法人(私立大学)、高等専門学校及びこれらに準じる機関



3. 備考(対象要件等)

- ✓ 本制度や拠点にご関心のある方は、下記まで御連絡ください。

問い合わせ先

経済産業省 産業技術環境局 大学連携推進室

TEL: 03-3501-1511(内線: 3371)

E-mail: bzl-daigaku-renkei@meti.go.jp

URL: https://www.meti.go.jp/policy/innovation/corp/j_innovation_nexus.html

1. 国内投資拡大・イノベーションの促進

● 国立の研究機関による技術支援

1. 施策の概要

- ◆ 産業技術総合研究所(産総研)、農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)、土木研究所(土木研)、科学技術振興機構(JST)が、全国各地の公設試験研究機関等とも連携して、**中堅企業等の研究開発を支援**します。

2. 施策の内容

- ✓ 産業に近い研究開発や产学連携の推進を行っている産総研、農研機構、JSTでは、企業・団体等の課題・ニーズの内容や事業化に向けたフェーズに応じて、技術相談、共同/受託研究、試料・データ等の提供、人材育成等の幅広い支援を行っています。
- ✓ また、国や地方公共団体が行う土木事業に関する調査・研究・支援等を行う土木研では、企業に対しても、公募による共同研究や施設貸し出し、革新的社会資本整備研究開発推進事業等により技術開発を支援しています。
- ✓ 国研の支援を受けることにより、企業や団体等は、自社のみでは困難であった新製品の開発や技術課題の解決を実現できたり、その実現までの期間を自社単独で取り組む場合よりも短縮できる可能性があります。また、製品化や課題解決、技術基準化が図られた場合は、国研から成果事例として広くPRされます。
- ✓ 各国研とも支援実績は豊富で、新製品の開発や生産効率の向上等の成果事例も数多く生まれていますので、是非お気軽に御相談ください。



国立の研究機関が

高度な技術支援であなたのビジネスを強力にサポートします。

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模にかかわらずご利用いただけます。

問い合わせ先

経済産業省 産業技術環境局 総務課 産業技術法人室

1.国内投資拡大・イノベーションの促進

● 研究開発税制

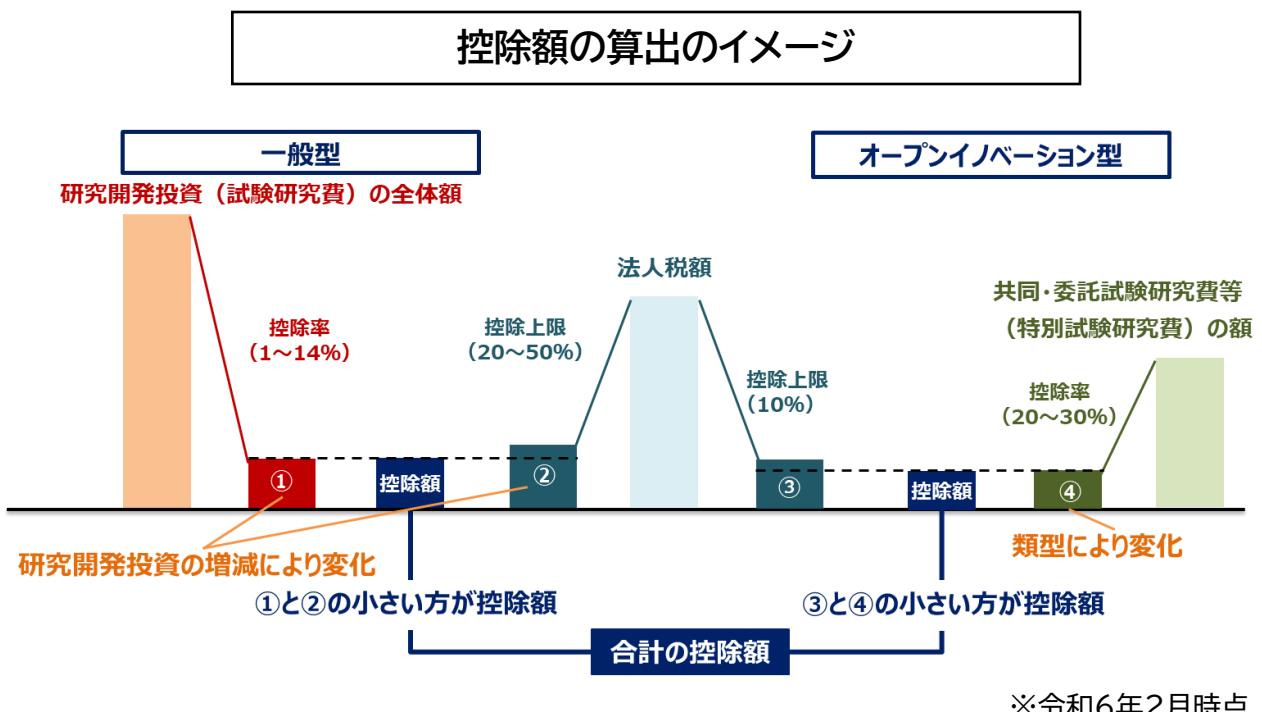
1. 施策の概要

◆ 企業が研究開発を行っている場合に、法人税額から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じた金額を控除できる制度です。(控除上限があります。)

2. 施策の内容

- ✓ 民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化することを目的としています。
- ✓ 本税制の制度詳細は、経済産業省HP(お問い合わせ記載のURL)をご覧ください。

<現行制度>



問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課

TEL:03-3501-1778

1.国内投資拡大・イノベーションの促進

● 知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業

1. 施策の概要

- ◆ 我が国企業が抱える模倣品被害の減少を目的に、侵害発生国・地域の現地政府機関等に対し、知的財産権に関する制度面・運用面の改善要請、取締まり能力向上等エンフォースメント能力強化に係る支援を行います。

2. 施策の内容

- 令和5年度当初予算額：1.3億円

- 施策内容

- ✓ 模倣品・海賊版などの海外における知的財産権侵害問題の解決をめざす企業・団体の集まりである国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)の活動を支援します。
- ✓ 登録を希望する企業・団体の方は以下のURLをご参照ください。
<https://www.jetro.go.jp/theme/ip/iippf/outline/apply.html>



- ✓ 侵害発生国の知財権所管官庁、税関、警察、裁判所等の政府機関職員等を対象としたセミナー等を開催します。

3. 備考(対象要件等)

企業規模に関わらずご利用いただけます。

問い合わせ先

特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室

TEL: 03-3581-1101 (内線2575)

E-mail: nisemono110@jpo.go.jp

1.国内投資拡大・イノベーションの促進

● 営業秘密・知財戦略相談窓口

1. 施策の概要

- ◆ 製品のアイデア、製造ノウハウなどについて、特許等により権利化すべきか、あるいは営業秘密として秘匿すべきか、適切な保護の方法についてアドバイスを行います。
- ◆ また、営業秘密の管理方法や営業秘密流出の防止策・対応策についてもご相談に応じます。

2. 施策の内容

- ✓ 製品のアイデアや製造ノウハウなどを特許等により権利化すべきか、あるいは営業秘密として秘匿すべきかといった適切な保護の方法について、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)に設置された「営業秘密・知財戦略相談窓口」において、知的財産戦略アドバイザー(企業OB)を含めた専門家が窓口・出張・Web会議により無料でアドバイスし、ワンストップで支援します。
- ✓ 営業秘密の漏えい・流出事案や情報セキュリティ対策についても、ご相談内容に応じて、警察庁や(独)情報処理推進機構(IPA)と連携して対応します。なお、営業秘密を含む知財全般の相談については、全国の「知財総合支援窓口」でもご相談を受け付けております。



3. 備考(対象要件等)

情報処理推進機構／警察庁

- ✓ 企業規模にかかわらずご利用いただけます。

問い合わせ先

「営業秘密・知財戦略窓口」

対面相談のほか、メール、WEBフォームでのご相談を受け付けております。

E-mail:trade-secret@inpit.go.jp

「知財総合支援窓口」

TEL:0570-082100

※ 令和6年度以降は事業名称等が変更となる可能性があります。

1.国内投資拡大・イノベーションの促進

● 研究開発事例等の周知広報

1. 施策の概要

◆ 土木研究所(土木研)では、**中堅企業等に対し**、研究成果の普及促進を目的として、**技術展示会である土研新技術ショーケースを開催**しています。

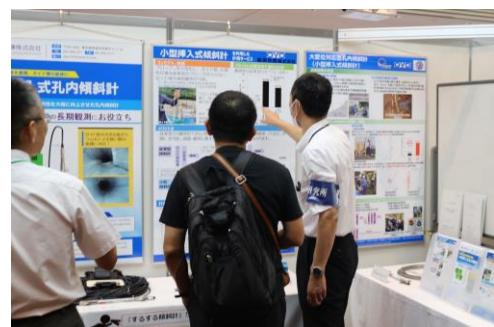
2. 施策の内容

✓ 土研新技術ショーケースでは、土木研の研究成果の普及促進を目的として、研究成果を社会資本の整備や管理に携わる幅広い技術者に、講演とパネル展示で紹介するとともに、開発技術に関する相談に応じています。

■ 令和5年度 開催実績

開催日	開催地	開催方法
令和5年7月27日	大阪	対面・オンライン開催
令和5年9月27日	東京	対面・オンライン開催
令和5年10月12日	仙台	対面・オンデマンド開催
令和5年12月14日	札幌	対面・オンデマンド開催

■ 土研新技術ショーケースの様子



3. 備考(対象要件等)

企業規模に関わらずご利用いただけます。

問い合わせ先

国立研究開発法人土木研究所 企画部 研究企画課

TEL:029-879-6751

E-mail: kikaku@pwri.go.jp

1. 国内投資拡大・イノベーションの促進

● 大学発ベンチャー投資ファンド

1. 施策の概要

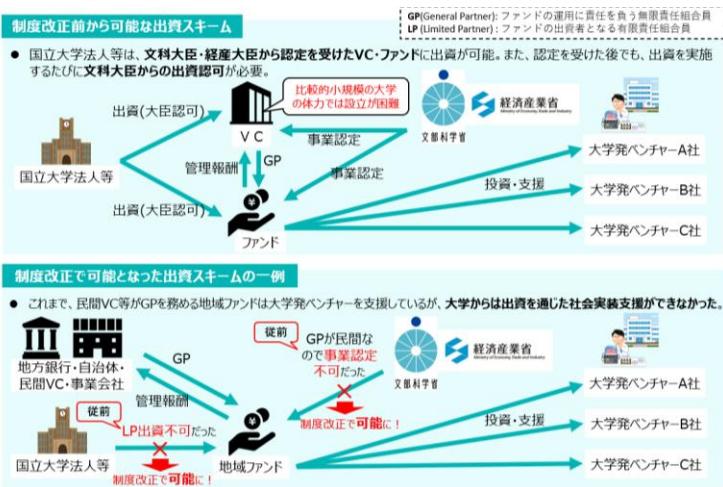
◆ 産業競争力強化法に基づき、国立大学の技術に関する研究成果の提供を受け、**商品やサービスを開発・提供する大学発ベンチャー**へ事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う認定事業者(ベンチャーキャピタル等)に対し、国立大学法人等からの出資の認可を行います。

2. 施策の内容

令和4年度の制度改正により、大学から地域ファンドへのLP出資が可能となった。

強い产学官共創拠点において、スタートアップ創出体制の構築を追加的に支援している。

【参考】スキーム図



3. 備考(対象要件等)

国立大学等の技術に関する研究成果の提供を受け、商品やサービスを開発・提供する大学発ベンチャーはご活用いただけます。

問い合わせ先

文部科学省 産業連携・地域振興課

TEL: 03-6734-4264

E-mail: @k-azuma@mext.go.jp

URL: https://www.mext.go.jp/content/20220722-mxt_sanchi01-00002451703.pdf

1.国内投資拡大・イノベーションの促進

● 経営者保証に依存しない融資慣行の確立

1. 施策の概要

◆ 創業機運の醸成ひいては起業・創業の促進につながるように、0.2%の保証料上乗せ、創業計画書の提出や融資を受けた後にガバナンスチェックを受けることなどにより、経営者保証を不要とする創業時の新しい信用保証制度です。

2. 施策の内容

創業予定者、創業後5年未満までの創業者(いずれも法人に限る)等を対象に、経営者保証を不要とする創業時の信用保証制度。

(制度概要)

保証限度額	3,500万円
保証期間	10年以内(据置期間1年以内) ※一定の条件を満たす場合は3年以内
金利・保証料率	金利は金融機関所定。保証料率は各信用保証協会所定の創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せ。
担保・保証人	不要
その他	・創業計画書(本保証制度用)の提出が必要 ・税務申告1期末終了者は創業資金総額の1／10以上の自己資金が必要 ・融資を受けた後、会社設立3年目および5年目に専門家によるガバナンスチェックを受ける必要

3. 備考(対象要件等)

①～⑤のいずれかに該当する方 ①創業予定者(これから法人を設立し、事業を開始する具体的な計画がある者) ②分社化予定者(中小企業にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立する具体的な計画がある者) ③創業後5年未満の法人 ④分社化後5年未満の法人 ⑤創業後5年未満の法人成り企業

問合せ先

[各地の信用保証協会](#)までお問い合わせください。

1. 国内投資拡大・イノベーションの促進

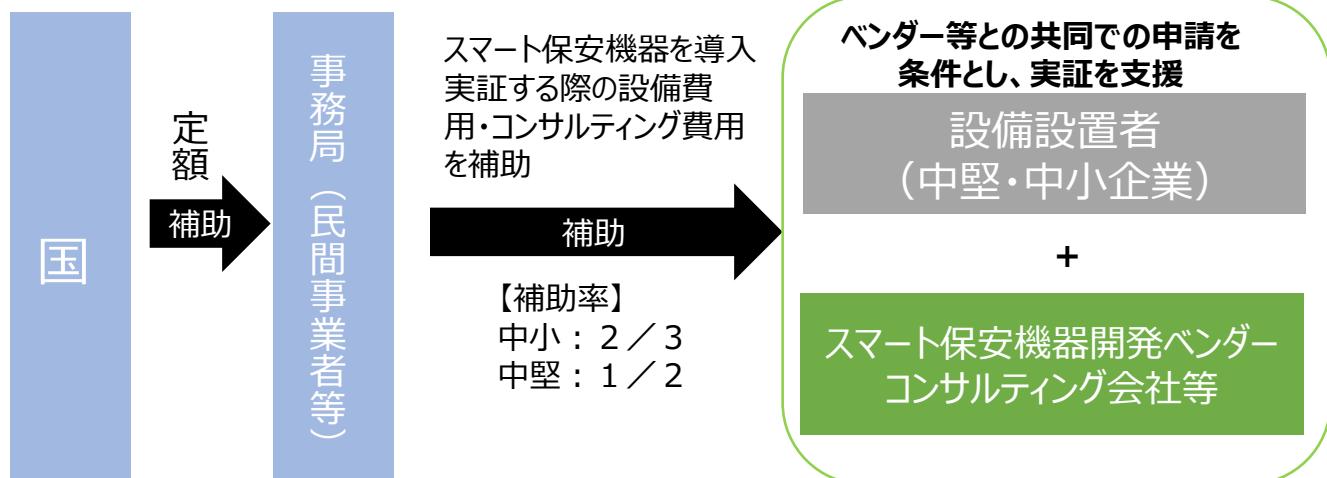
● スマート保安実証支援事業

1. 施策の概要

◆ 本事業では、**高圧ガス、電力、都市ガス、LPガス等の産業保安分野におけるテクノロジーの活用を通じて保安面での安全性と効率性の向上を実現する「スマート保安」の導入を促進**することにより、中堅・中小事業者等の保安レベルの向上と人材不足への対処を行うことを目的とします。

2. 施策の内容

- ✓ スマート保安機器開発ベンダー等と共同で事業申請してスマート保安機器を設置し、実装するに当たっての技術的課題に取組む中堅・中小事業者等を支援します。
- ✓ 令和6年度予算額：3億円



3. 備考(対象要件等)

- ✓ 中堅企業または中小企業の設備設置者が、スマート保安機器開発ベンダー等と共同での申請を条件にご利用いただけます。
- ✓ 出資金の構成等、一部対象外となる場合がございますので、事務局が公表する公募要領をご確認ください。

<関連リンク> [スマート保安ポータルサイト](#)

問合せ先

経済産業省 産業保安グループ 産業保安企画室

TEL : 03-3501-1151(内線4941)

E-Mail : bzl-smarthaan-donyushienjigyo@meti.go.jp

2. 良質な雇用の実現

- ユースエールやくるみん、えるぼしの認定による企業PR支援

1. 施策の概要

- ◆ 厚生労働省では、人材育成や職場環境の整備など雇用管理において優良な取組みを行っている企業を認定する各種制度を創設しています。
- ◆ 認定を受けることで、人材確保・定着および企業イメージが向上するほか、公共調達の加点評価や政府による低金利融資などを受けられる場合があります。

2. 施策の内容

▶ ユースエール認定制度

- ✓ 若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況等が優良な中小企業(常時雇用する労働者数300人以下)に対して認定を行っています。

ユースエール認定制度のメリット

- ハローワーク等での重点的PRの実施
- 認定企業限定の就職面接会等に参加できる
- 自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる
- 公共調達で加点評価が得られる



▶ くるみん認定制度

- ✓ 次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育てや不妊治療との両立支援に関する行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の基準を満たした企業について、「子育てサポート企業」として認定を行っています。

くるみん認定制度のメリット

- 自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- くるみん助成金(300人以下の企業)が受けられる
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる
- 公共調達で加点評価が得られる



▶ えるぼし認定制度

- ✓ 女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業に対して認定を行っています。

えるぼし認定制度のメリット

- 自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる
- 公共調達で加点評価が得られる



2.良質な雇用の実現

- ユースエールやくるみん、えるぼしの認定による企業PR支援

問合せ先

(ユースエール認定制度について)

都道府県労働局 職業安定部、ハローワーク

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/index.html>

(くるみん認定について)

都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

(えるぼし認定について)

都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

対象者

中堅企業

中小企業

2. 良質な雇用の実現

- 補助金における女性活躍・子育て支援に取り組む企業への優遇措置の導入

1. 施策の概要

- ◆ 子育て支援や女性活躍の取組に積極的な中小企業等を後押しするため、主要な中小企業向け補助金において、**子育て支援・女性活躍推進企業に対して加点措置を実施します。**
- ◆ さらに、同様の優遇措置を補助目的も鑑みつつ、経済産業省の他の補助金にも拡大していきます。

2. 施策の内容

【中小企業向け補助金加点の例】

■ 対象の補助金

ものづくり補助金、IT導入補助金、小規模事業者持続化補助金、事業承継・引継ぎ補助金 等

■ 加点措置(※1)

① 全ての申請者	くるみん認定又はえるぼし認定(※2)を取得している場合
② 従業員100名以下	次世代法又は女活法の一般事業主行動計画(※3)を策定し、専用サイト(※4)で公表している場合

※1 加点幅は①>②とし、両方に該当する場合は①の分のみとする。

※2 法律(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法)に基づき、厚生労働大臣が「子育てサポート企業」(くるみん及びトライくるみん)、「女性活躍推進企業」(えるぼし)を認定する制度。

※3 法律(次世代法・女活法)に基づき、従業員101人以上の事業主に策定等が義務づけられている計画。従業員100人以下の事業主については努力義務とされている。

※4 両立支援のひろば又は女性の活躍推進企業データベース。



問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 経済社会政策室

TEL: 03-3501-1511 (内線: 2131)

E-mail: bzl-s-sansei-keizaishakai@meti.go.jp

※各補助金における実施有無及び加点内容については、担当課室に直接お問い合わせください。

2. 良質な雇用の実現

● 民間企業における女性活躍促進事業

1. 施策の概要

- ◆ 事業主、特に中小企業を対象として、女性の活躍推進に関する自社の課題を踏まえた取組内容のあり方、設定した目標の達成に向けた手順、男女の賃金の差異の要因分析・格差解消に向けた取組等について、個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティング等を実施します。

2. 施策の内容

下記の施策を実施します。

- 個別訪問等によるコンサルティングの実施

一般事業主行動計画の策定や女性の活躍推進に関する自社の課題解決や目標に向けた取組推進等について、専門のアドバイザーが具体的に支援を行います。

- 男女の賃金の差異の情報公表に関する企業事例集の作成

男女の賃金の差異の算出や効果的な公表の好事例を紹介します。

- アンコンシャス・バイアス解消に関する啓発

企業の研修等でも使用可能なアンコンシャス・バイアスに関する研修動画を作成し、公開します。

問い合わせ先

厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課

TEL:03-3595-3272

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

2. 良質な雇用の実現

● 両立支援等助成金

1. 施策の概要

- ◆ 仕事と育児・介護等を両立しやすい雇用環境整備に取り組む中小企業事業主に対して助成金を支給します。

2. 施策の内容

以下①～⑤に該当する場合に助成金を支給します。

■ 令和6年度予算案額: 181億円

① 出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備・業務体制整備を行い、子の出生後8週以内に育休開始した場合や男性労働者の育児休業取得率が上昇等した場合

② 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」に基づき、円滑な介護休業の取得・復帰した場合や介護のための柔軟な就労形態の制度を利用した場合

③ 育児休業等支援コース

「育休復帰支援プラン」に基づき育児休業の円滑な取得・復帰支援の取組を行い、3か月以上の育休取得・復帰した場合

④ 育休中等業務代替支援コース

育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給を行った場合や、代替要員の新規雇用(派遣受入れ含む)を実施した場合

⑤ 選べる働き方制度支援コース(仮称)

育児期の柔軟な働き方に関する制度等を導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン(仮称)」により制度利用者を支援した場合

※ 詳しい支給の要件や手続等については、厚生労働省HPをご参照ください。

両立支援等助成金 厚生労働省

検索

3. 備考(対象要件等)

中小企業のみ対象となります。

問い合わせ先

本社等の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

2. 良質な雇用の実現

● フェムテック等の活用促進

1. 施策の概要

◆ フェムテック等の製品・サービスを活用し、間接補助事業者が連携して実施する、妊娠・出産等のライフイベントと仕事との両立、女性特有の健康課題解決等により、働く女性が能力を最大限発揮し、いきいきと活躍することを目的としている実証事業(※)について一部補助を行います。

2. 施策の内容

■ 予算額：令和6年度予算案額

多様な人材の活躍による企業価値向上促進事業(2.8億円の内数)

■ 補助額：上限500万円 等

■ 補助率：大企業 1/2、中小企業 2/3

■ 補助対象経費：事業の遂行に直接必要な経費(人件費等)

■ 公募時期：間接補助事業者(実証事業者)は令和6年4月以降公募予定です。

■ 事業スキーム：



(※)実証中の令和5年度事業の詳細につきましては以下HPにて公表しております。(令和6年2月時点)なお、令和6年度事業は準備中のため、要件等は変更の可能性があります。詳細は今後発表する公募要領をご確認ください。

3. 備考(対象要件等)

✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 経済社会政策室

TEL:03-3501-1511 (内線:2131)

E-mail: bzl-Femtech.hojo@meti.go.jp

URL:

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/femtech/femt ech.html>

2. 良質な雇用の実現

- ライフステージを支えるサービス導入実証等事業費(家事支援サービス福利厚生導入実証事業)

1. 施策の概要

- ◆ 従業員の家事負担を軽減し、企業等における多様な人材の活躍に向けた環境整備を行うことを目的として、家事支援サービス提供事業者とサービス導入事業者が連携して実施する福利厚生導入実証事業に要する費用の一部を補助します。

2. 施策の内容

- 令和5年度補正予算額: 12億円の内数
- 補助率 : 2/3
- 補助上限 : 5,000万円
- 補助対象経費 : 福利厚生を通じた家事支援サービス利用費等
- 公募時期 : 令和6年3月以降に公募予定
- 事業スキーム :



※間接補助事業の申請主体は家事支援サービス提供事業者です。
※詳細につきましては、今後開設するHPにて公表予定です。

3. 備考(対象要件等)

サービス導入事業者は、中小企業基本法で定める中小・小規模企業者、中堅企業等(資本金の額等によっては対象外となる場合あり。詳しくは公募要領に記載)。ただし、みなし大企業等は除く。

問い合わせ先

家事支援サービス福利厚生導入実証事業 事務局

中小企業等(サービス導入事業者) : 050-2030-4870

家事支援サービス提供事業者 : 050-2030-4777

URL: <https://kaji-shien.jp/>

2. 良質な雇用の実現

● なでしこ銘柄等を活用した両立支援の推進

1. 施策の概要

- ◆ 多様な人材の能力を最大限発揮させることで企業の価値創造に繋げる「ダイバーシティ経営」の推進に向け、企業の実践に必要な取組を見る化する「ダイバーシティ経営診断ツール」等を策定し、企業における取組を促進しています。
- ◆ 特に女性活躍については、企業価値向上に繋がる女性活躍推進を行う企業を「なでしこ銘柄」として選定し、「中長期の企業価値向上」を重視する投資家に紹介することを通じて、企業への投資を促進することにより、各社の取組を加速化しています。

2. 施策の内容

■ ダイバーシティ経営の推進

➤ ダイバーシティ経営診断ツール

中堅・中小企業における人材マネジメントに関する現状と、今後必要となる取り組みを見える化する「経営診断シート」とその「手引き」を作成。

経営診断シート 背面

～3拍子で取り組む！～
多様な人材の活躍を実現するために

これからの中堅・中小企業の課題は、多様な人材の獲得・活躍の実現(ダガキ)を中心に、組織内における多様な人材の活躍を実現するための取り組みを実施していくこと。そのためには、多様な人材を育むための取り組みが求められます。組織内の人材多様性が高まると、企業全体の生産性が高まり、人材のモチベーションも高まるといわれています。そのため、多様な人材の獲得・活用によって、企業の競争力につなげることができます。(ダガキ)とは、確かに、多様な人材の獲得・活用によって、企業の競争力につなげることができます。しかし、多様な人材の獲得・活用によって、企業の競争力につなげることができます。

ダガキ

➤ 普及啓発リーフレット

中堅・中小企業がダイバーシティ経営に取り組む意義を示したリーフレットを作成。

■ なでしこ銘柄

- 「採用から登用までの一貫したキャリア形成支援」と「共働き・共育てを可能にする男女問わない両立支援」を両輪で進める企業を「なでしこ銘柄」として選定します。
- 特に「共働き・共育てを可能にする男女問わない両立支援」が優れた企業について、令和5年度より新たに「Next なでしこ 共働き・共育て支援企業」として選定します。



3. 備考(対象要件等)

なでしこ銘柄については、募集開始時点で東京証券取引所のプライム市場・スタンダード市場・グロース市場に上場している全ての企業(外国株を含む)が対象となります。

問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 経済社会政策室 [TEL:03-3501-1511](tel:03-3501-1511)(内線:2131)

(なでしこ銘柄について)

E-mail: bzl-nareshiko@meti.go.jp

URL:

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/nadeshiko.html>

(ダイバーシティ経営推進について)

E-mail: bzl-diversity2.0@meti.go.jp

URL:

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/index.html>

2. 良質な雇用の実現

● 賃上げ・設備投資等への助成

1. 施策の概要

◆ **事業場内で最も低い時間給**(事業場内最低賃金) **を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合**、その設備投資などに要した**費用の一部を助成**します。

2. 施策の内容

- ✓ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場が対象
- ✓ 設備投資などに要した費用に助成率を乗じた金額について、助成上限額の範囲内で支給します。助成率は事業場内最低賃金額などによって、助成上限額は引上げ額、引き上げる労働者の数などによって決まります。

【助成率】

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円 以上	3/4 (4/5)

【助成対象経費の例】

設備投資	• POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 • リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

※()内は生産性要件を満たした事業場

※一部の特例事業者は、特例的な経費の拡充を受けられる場合があります。(詳細はホームページ参照)

【助成上限額】(※1)

引上げ労働者数	引上げ額			
	30円コース	45円コース	60円コース	90円コース
1人	30万円 (60万円)	45万円 (80万円)	60万円 (110万円)	90万円 (170万円)
2~3人	50万円 (90万円)	70万円 (110万円)	90万円 (160万円)	150万円 (240万円)
4~6人	70万円 (100万円)	100万円 (140万円)	150万円 (190万円)	270万円 (290万円)
7人以上	100万円 (120万円)	150万円 (160万円)	230万円	450万円
10人以上 (※2)	120万円 (130万円)	180万円	300万円	600万円

※1 ()内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

※2 10人以上の上限額区分は特例事業者(詳細はホームページ参照)のみ対象。

問合せ先

業務改善助成金センター(0120-366-440)または最寄りの労働局、働き方改革推進センターへお問い合わせください。



業務改善助成金

検索

2. 良質な雇用の実現

- 賃上げ・設備投資等への助成(賃金引上げ特設ページによる気運醸成)

1. 施策の概要

◆ 賃金引上げ特設ページにおいて、企業の好取組事例や各種支援策等を公開するとともに、インターネット広告等を活用した周知広報を行い、賃上げの気運を醸成します。

2. 施策の内容

- ✓ 賃金引き上げ特設ページでは、

- 賃金引き上げに向けた企業の取り組み事例
- 地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索機能
- 労働生産性の向上等による賃金引き上げの取り組みなど調査等情報
- 賃金制度に関する情報
- 賃金引き上げに向けた政府の支援策等

を公開しています。

また、賃金引き上げ取組事例集(冊子)等も作成し、配付等も行っています。



【賃金引き上げ特設ページ トップページ】



【賃金引き上げ取組事例集】

問合せ先

厚生労働省労働基準局賃金課

03-3502-6758



賃金引き上げ特設ページ

検索

2. 良質な雇用の実現

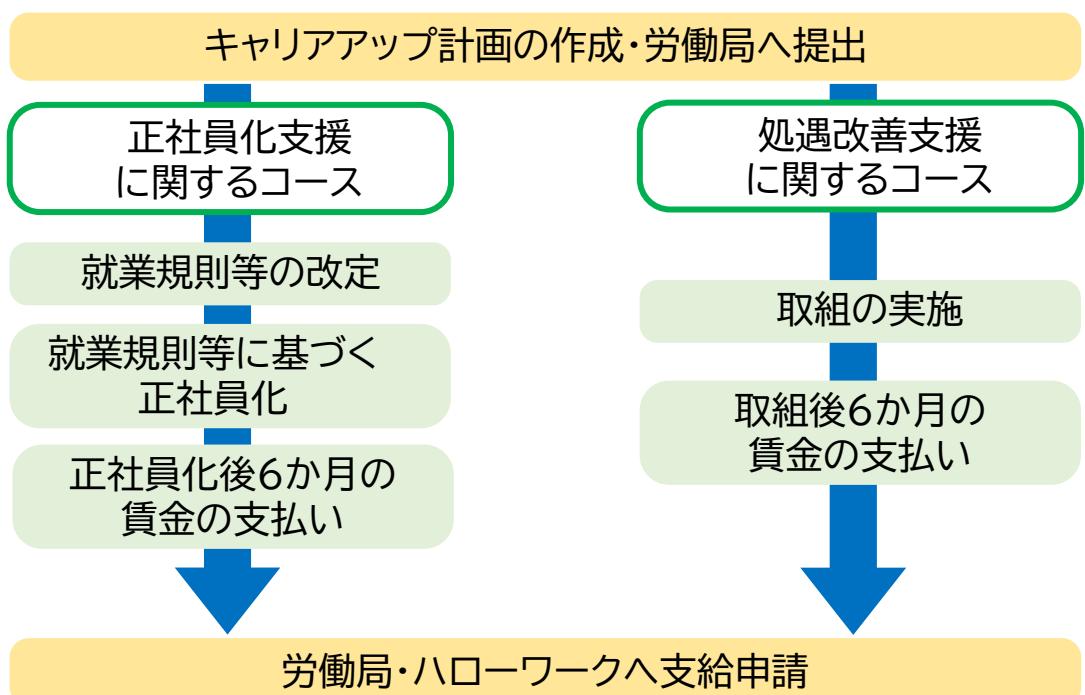
● キャリアアップ助成金

1. 施策の概要

- ◆ 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる
非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、待遇改善の取組を実施した事業主に対して**包括的に助成**します。

2. 施策の内容

- ✓ 非正規雇用労働者の待遇改善等を進めるため、正社員化や賃上げに取り組む中堅企業等には、対象人数等に応じて(正社員化の場合1人当たり30~80万円)助成します。



3. 備考(対象要件等)

- ✓ 中小・小規模企業者、中堅企業を含む、雇用保険適用事業所の事業主(大企業も含まれますが、助成額が異なります)。

問い合わせ先

都道府県労働局または最寄りのハローワーク

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

2. 良質な雇用の実現

● パートナーシップ構築宣言

1. 施策の概要

- ◆ パートナーシップ構築宣言とは、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。
- ◆ 宣言をした事業者は、ロゴマークを使用した取組のアピールや、いくつかの補助金で加点措置等を受けることが可能になります。

2. 施策の内容

各事業者がサプライチェーン全体の付加価値増大と新たな連携及び、下請企業との望ましい取引慣行(振興基準)を遵守することを宣言文の中に記載し、パートナーシップ構築宣言ポータルサイト上で公開することで大企業と中小企業の共存共栄の社会を目指すものです。

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト ■ロゴマーク



宣言を行った企業は、
ロゴマークを使用して
取組をアピールできます。



■補助金の加点措置の例

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
- ・事業再構築補助金
- ・省エネルギー投資促進支援事業費補助金
- ・新市場開拓支援事業費補助金
- ・コンテンツ海外展開促進・基盤強化支援事業 等

3. 備考(対象要件等)

パートナーシップ構築宣言の登録、補助金の加点措置等その他詳細は、パートナーシップ構築宣言ポータルサイトを参照ください。

問い合わせ先

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL:03-3501-1511 内線 5231

E-mail: biz-partnership@meti.go.jp

URL: <https://www.biz-partnership.jp/>

2. 良質な雇用の実現

● 賃上げ促進税制

1. 施策の概要

◆ **賃上げや人材育成への投資を積極的に行う企業**に対し、雇用者給与等支給額の前年度からの増加額の一定割合を、**法人税額又は所得税額から控除**します。

2. 施策の内容

<適用期間:令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度>

(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)

必須要件(賃上げ要件)

上乗せ要件① 教育訓練費

上乗せ要件②(新設) 子育てとの両立・女性活躍支援

対象者
大企業
向け

・適用対象:青色申告書を提出する全企業又は個人事業主

継続雇用者の 給与等支給額(前年度比)	税額控除率
+3%	10%
+4%	15%
+5%(新設)	20%
+7%(新設)	25%

前年度比 +10%
⇒ 税額控除率を
5%上乗せ

プラチナくるみん
or
プラチナえるぼし
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中堅企業
向け
(新設)

・適用対象:青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主
(その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。)

継続雇用者の 給与等支給額(前年度比)	税額控除率
+3%	10%
+4%	25%

前年度比 +10%
⇒ 税額控除率を
5%上乗せ

プラチナくるみん
or
えるぼし三段階目以上
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中小企業
向け

・適用対象:青色申告書を提出する中小企業者等(資本金1億円以下の法人、農業協同組合等)
又は従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の 給与等支給額(前年度比)	税額控除率
+1.5%	15%
+2.5%	30%

前年度比 +5%
⇒ 税額控除率を
10%上乗せ

くるみん以上
or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**(新設)

3. 備考

詳細については、制度内容が確定し次第、経済産業省HP(下記URL)で公開予定です。

問い合わせ先

(大企業・中堅企業向け) 経済産業省 経済産業政策局 産業人材課

(中小企業向け) 中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL:03-3501-1511 内線 2671(産業人材課) 5231(企画課)

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html> (大企業・中堅企業向け)

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html> (中小企業向け)

※令和6年3月31日までに開始する事業年度について賃上げ促進税制を適用されたい場合はこちらをご覧ください。
https://chinnagesokushinzeisei_gb_20230418multi.pdf (大企業向け)
<https://chinnagesokushin04guidebook.pdf> (中小企業向け)

2. 良質な雇用の実現

● 社会人の大学等での学びを応援するサイト「マナパス」

1. 施策の概要

- ◆ 大学等における学び直し講座情報や関連する支援制度の情報を社会人向けに発信するポータルサイト。
- ◆ 学びに関する情報取得を容易にすることで、個人の学び直しや企業の人材育成を促進するとともに、学習によって得られる成果や学習歴を可視化し、就職・転職等のキャリアアップにつなげることを目指しています。

2. 施策の内容

<講座検索>

- ✓ デジタル・グリーン等成長分野を含む様々な分野において、大学等が提供する社会人向けプログラムを5,000程度掲載！
- ✓ 「オンライン」「取得資格」「費用支援(教育訓練給付制度対象講座等)」など、希望に沿った条件検索も可能。企業向け検索ページも開設。

<マイページ機能>

- ✓ 会員登録をすることで、お気に入りの講座を登録したり、過去に見た講座情報が確認できるよう！
- ✓ 最新のおすすめ講座に関する情報も随時発信。
- ✓ 学習履歴を記録でき、オープンバッジ(URL)の貼付も可能。

<いいね機能>

- ✓ ユーザーから関心の高い講座が一目でわかるように、「いいね機能」を搭載！

<ランキング機能>

- ✓ ビジネスや健康福祉、情報といった分野別のアクセスランキングを日々更新中！

<学びのガイド機能>

- ✓ 検索タグで、性別・年代、問題意識に合わせた学びのモデル検索(修了生等のインタビュー)や実践的、経済的支援のあるプログラムの検索が可能！

<特集ページ>

- ✓ 「地方創生」「就職氷河期」「経済的支援」「女性の学び」「就職・転職支援」等社会的にホットなテーマと学びを掛け合せて紹介！

問い合わせ先

文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課

TEL:03-6734-3466

E-mail: syokugyou@mext.go.jp

URL: <https://manapass.jp/>



2. 良質な雇用の実現

● 生産性向上人材育成支援センター事業

1. 施策の概要

- ◆ 生産性向上人材育成支援センターとは、中小企業等に対して人材育成に関する相談を実施し、様々な支援メニューの中から最適な人材育成プランを提案し、職業訓練の実施まで一貫して支援する総合窓口です。
- ◆ 生産性向上人材育成支援センターは、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する全国のポリテクセンター・ポリテクカレッジ等に設置(全国 87 力所)されています。

2. 施策の内容

- ✓ 中小企業等の方向けに、以下の(1)から(3)の流れで一貫した支援を行っています。

(1)人材育成に関する相談

- ✓ 人材育成に悩みを抱える中小企業等を、担当者が訪問し、人材育成に関する課題や方策等を整理。

(2)人材育成プランの提案

- ✓ 整理した課題等に応じて、生産性向上人材育成支援センターの用意する様々な支援メニューの中から最適な人材育成プランを提案。

(3)職業訓練の実施や指導員の派遣

- ✓ 人材育成プランに応じた職業訓練の実施や、指導員の派遣等を実施。

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

問い合わせ先

最寄りのポリテクセンター・ポリテクカレッジ、東京の場合は東京支部の生産性向上人材育成支援センター

<[ポリテクセンター](#)>

<[ポリテクカレッジ](#)>

<[東京支部の生産性向上人材育成支援センター](#)>

2. 良質な雇用の実現

● キャリア形成・学び直し支援事業

※令和6年度においてはキャリア形成・リスキリング推進事業

1. 施策の概要

- ◆ キャリア形成・学び直し支援センターにおいて、在職者等へのキャリアコンサルティングを行います。
- ◆ また、従業員のキャリア形成や学び直しに取り組む企業に対して、ジョブ・カードを活用した採用活動、人材育成、評価やセルフ・キャリアドックの導入に関する相談・助言等の支援を実施しています。

2. 施策の内容

- ✓ 全国のキャリア形成・学び直し支援センター(※令和6年度においてはキャリア形成・リスキリング支援センター)において、在職者等へのジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施しています。
- ✓ また、従業員のキャリア形成や学び直しに取り組む企業に対して、ジョブ・カードを活用した採用活動、人材育成、評価やセルフ・キャリアドックの導入に関する相談・助言等の支援を実施しています。
- ✓ セルフ・キャリアドックとは、企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の支援を実施し、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組み、また、そのための企業内の「仕組み」のことです。
- ✓ 下記QRコードの当事業HPでは、ジョブ・カードの活用事例、セルフ・キャリアドック導入支援を活用した企業等の好事例も掲載しております。

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

問合せ先

厚生労働省 人材開発統括官付参事官(若年者・キャリア形成
支援担当)付キャリア形成支援室

TEL:03-5253-1111(内線5975, 5978)

2. 良質な雇用の実現

● 人材開発支援助成金

1. 施策の概要

- ◆ 中小企業等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を、計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

2. 施策の内容

実施した訓練等に応じて、以下の金額が支給されます。(令和6年1月時点の内容です。)

【助成対象（申請者）：雇用保険適用事業主 対象労働者：雇用保険被保険者】

() 内は中小企業以外の助成額・助成率

①人材育成支援コース	支給対象となる訓練等	賃金助成額 (1人1時間当たり) 賃金要件等を 満たす場合※6	経費助成率 賃金要件等を 満たす場合※6	OJT実施助成額 (1人1コース当たり)		
				賃金要件等を 満たす場合※6	賃金要件等を 満たす場合※6	
②教育訓練休暇等付与コース	人材育成訓練 認定実習併用職業訓練 有期実習型訓練	10時間以上のOFF-JTによる訓練 新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練 有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円) 960円 (480円) 760円 (380円) 960円 (480円) 760円 (380円) 960円 (480円)	45% (30%)※1 60%※2 70%※3 45% (30%) 60% (45%) 60% (45%) 75%※2 100%※3	60% (45%)※1 75%※2 100%※3 60% (45%) 20万円 (11万円) 25万円 (14万円) 10万円 (9万円) 13万円 (12万円)	- - -
③人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練 成長分野等人材訓練 情報技術分野認定実習併用職業訓練 定額制訓練 自発的職業能力開発訓練 長期教育訓練休暇制度 教育訓練短時間勤務等制度	高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練 IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練 サブスクリプション型の研修サービスによる訓練 労働者が自発的に受講した訓練 (訓練費用を負担する事業主に対する助成) 長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、 労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	960円 (480円) 960円※4 760円 (380円) - - 6,000円※5 - 960円 (480円) - - 7,200円※5 - 20万円 (11万円) 20万円 24万円 20万円 24万円	75% (60%) 75% 60% (45%) 45% 75% (60%) 60% 75% (60%) 20万円 (11万円) 25万円 (14万円) - - -	- - - - - - - - - - - -	
④事業展開等リスクリング支援コース	事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる 知識や技能を習得させるための訓練	960円 (480円)	75% (60%)	- - - - - - - - - - - -	- - - - - - - - - - - -	

※1 正規雇用労働者等へ訓練を実施した場合の助成率 ※2 非正規雇用労働者の場合の助成率 ※3 正社員化した場合の助成率 ※4 国内の大学院を利用した場合に助成

※5 有給休暇の場合のみ助成(1人1日当たりの助成額)

※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して 当該手当を支払い、かつ当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

問い合わせ先

都道府県労働局(雇用関係各種給付金申請等受付窓口)

URL:<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyouroudou/kouyoukyufukin/toiawase2.html>

2. 良質な雇用の実現

● 教育訓練給付

1. 施策の概要

- ◆ 労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給。
- ◆ 給付制度は、そのレベルなどに応じて3種類あり、それぞれ給付率が異なります。

2. 施策の内容

■ 支給率、支給対象経費

- ① 一般教育訓練給付 …… 教育訓練経費の20%(上限10万円)
- ② 特定一般教育訓練給付 …… 教育訓練経費の40%(上限20万円)
- ③ 専門実践教育訓練給付 …… 教育訓練経費の最大70%
(年間上限56万円)

■ 支給要件

- ✓ 雇用保険の被保険者期間が3年以上あること(初めて受給する方は、①・②の場合は1年以上、③の場合は2年以上)。

■ 申請時期及び手続き

- ✓ ①については、必要書類を揃え、訓練修了日の翌日から1か月以内に、管轄のハローワーク(申請者の住居所を管轄するハローワーク)に支給申請。
- ✓ ②・③については、キャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングを受けた上で、必要書類を揃え、受講開始日の1か月前までにジョブ・カードを添えて、管轄のハローワークに受給資格確認申請(支給を受けるための申請は、訓練受講中及び受講修了後に別途必要。)

■ 対象となる講座

- ✓ 本制度の対象となる講座は、「[教育訓練給付講座検索システム](#)」において、分野・資格名や資格キーワード、スクール名等を入力して検索が可能です。

問合せ先 [最寄りのハローワーク](#)

2. 良質な雇用の実現

● Reスキル講座(第四次産業革命スキル習得講座認定制度)

1. 施策の概要

◆ IT、データ活用を中心とした将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けキャリアアップを図る、**専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定する制度**です。

2. 施策の内容

■講座の要件

- ✓ 対象とする職業、育成する能力・スキル、訓練の内容を公表
- ✓ 必要な実務知識、技術、技能を公表
- ✓ 実習、実技、演習又は発表などが含まれる実践的な講座がカリキュラムの半分以上
- ✓ 審査、試験等により訓練の成果を評価
- ✓ 社会人が受けやすい工夫(e-ラーニング等)
- ✓ 事後評価の仕組みを構築 等

■実施機関の要件

- ✓ 繙続的・安定的に遂行できること
(講座の実績・財務状況等)
- ✓ 組織体制や設備、講師等を有すること
- ✓ 欠格要件等に該当しないこと 等

■認定の期間

- ✓ 適用の日から3年間

■厚生労働省の教育訓練支援制度との連携

- ✓ Reスキル講座のうち、厚生労働省が定める一定の基準を満たし、厚生労働大臣の指定を受けた講座については、「専門実践教育訓練給付金」が支給されます。
- ✓ Reスキル講座を企業内の人材育成に用いる際に一定の要件を満たした場合、「人材開発支援助成金」の助成対象となります。

受講者	企業
<p>専門実践教育訓練給付金の支給</p> <ul style="list-style-type: none">• 受講費用の50%(上限年間40万円)を6か月ごとに支給。• さらに受講を修了した後、1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された又は引き続き雇用されている場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加で支給。	<p>人材開発支援助成金の支給</p> <ul style="list-style-type: none">• 人への投資促進コース(高度デジタル人材訓練)• 経費助成:75%(60%)• 賃金助成:960円(480円)／1人1時間あたり ※括弧内は、中小企業以外の助成額・助成率

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。
- ✓ なお、本制度は、講座を認定する制度であり、中堅・中小企業が、認定を受けたReスキル講座を企業内の人材育成に用いる場合に、一定の要件を満たした場合、「人材開発支援助成金」の対象となります。

問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 産業人材課

TEL:03-3501-1511(内線:2671)

URL:<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/reskillprograms/index.html>

2. 良質な雇用の実現

● 職場における学び・学び直し促進ガイドライン

1. 施策の概要

- ◆ 職場における人材開発を進める上での基本的な考え方や労使が取り組むべき事項、公的な支援策等を体系的に示したガイドラインを公表しています。

2. 施策の内容

- 「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」は、企業の人的資本投資(人的資本経営)への関心が高まる中、労使双方の代表が参画する労働政策審議会(人材開発分科会)における検討・審議を経て、その「具体的な内容や実践論」の全体像を体系的に示すもの。
- 変化の時代における労働者の「自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直し」の重要性と、学び・学び直しにおける「労使の協働」の必要性を強調した「I 基本的な考え方」に続き、企業労使の実践に資するよう、「II 労使が取り組むべき事項」、「III 公的な支援策」の3部で構成。
- 「II 労使が取り組むべき事項」においては、「学びのプロセス」に沿って、「取組の考え方・留意点」と「推奨される取組例」を具体的に提示。
- 「III 公的な支援策」では、厚生労働省のものにとどまらず、広く公的な支援策を掲載。参考になる「企業事例」も紹介しており、中堅・中小企業等が人材開発を進めていく上で活用していただくことが可能。

問い合わせ先

厚生労働省 人材開発統括官付参事官室(人材開発政策担当)

TEL:03-3595-3374

E-mail: jinkaiseisaku@mhlw.go.jp

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/guideline.html

2. 良質な雇用の実現

● リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業

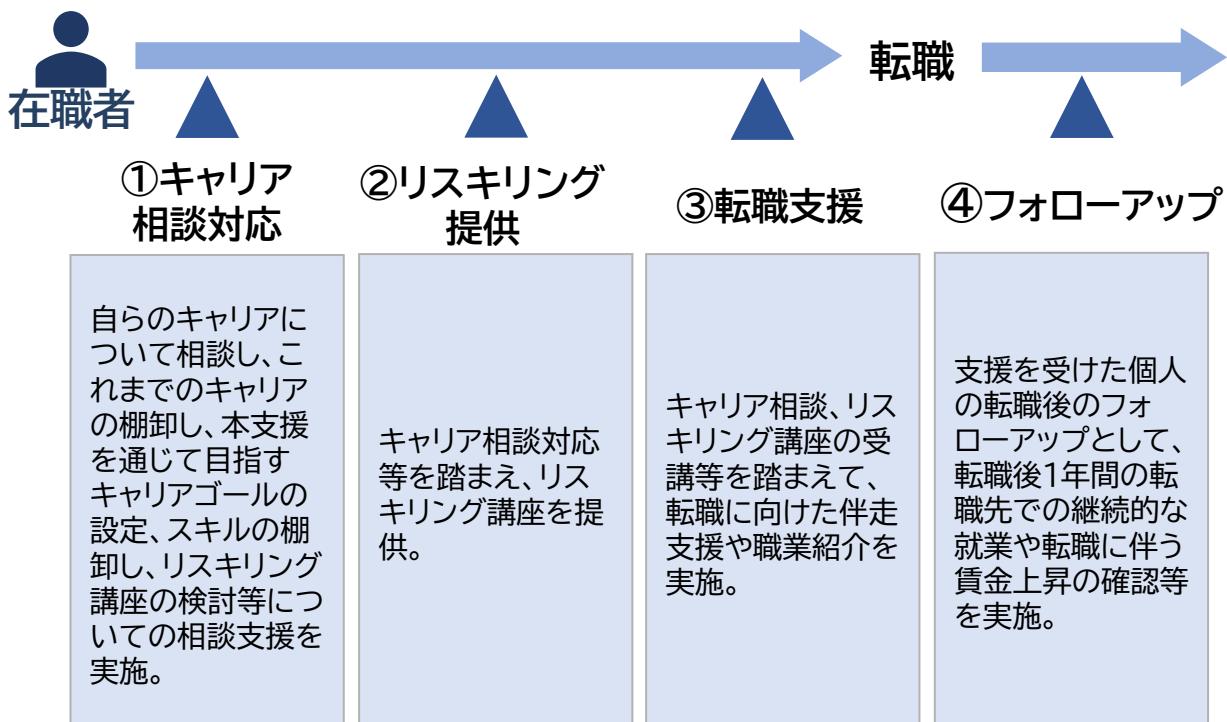
1. 施策の概要

- ◆ 民間事業者等を通じて、**在職者のキャリア相談から、リスキリング、転職までを一体的に支援**することで、リスキリング及び企業間・産業間の労働移動の円滑化を一体的に促進します。

2. 施策の内容

■ 予算額：令和5年度補正予算 97億円

■ 補助対象となる事業：以下の①～④を全て含む事業



■ 公式ロゴマーク

補助事業者用



事業趣旨賛同者用



3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 産業人材課

E-mail: meti-reskilling-koubo@nri.go.jp

URL: <https://careerup.reskilling.go.jp/>

2. 良質な雇用の実現

● プロフェッショナル人材事業

1. 施策の概要

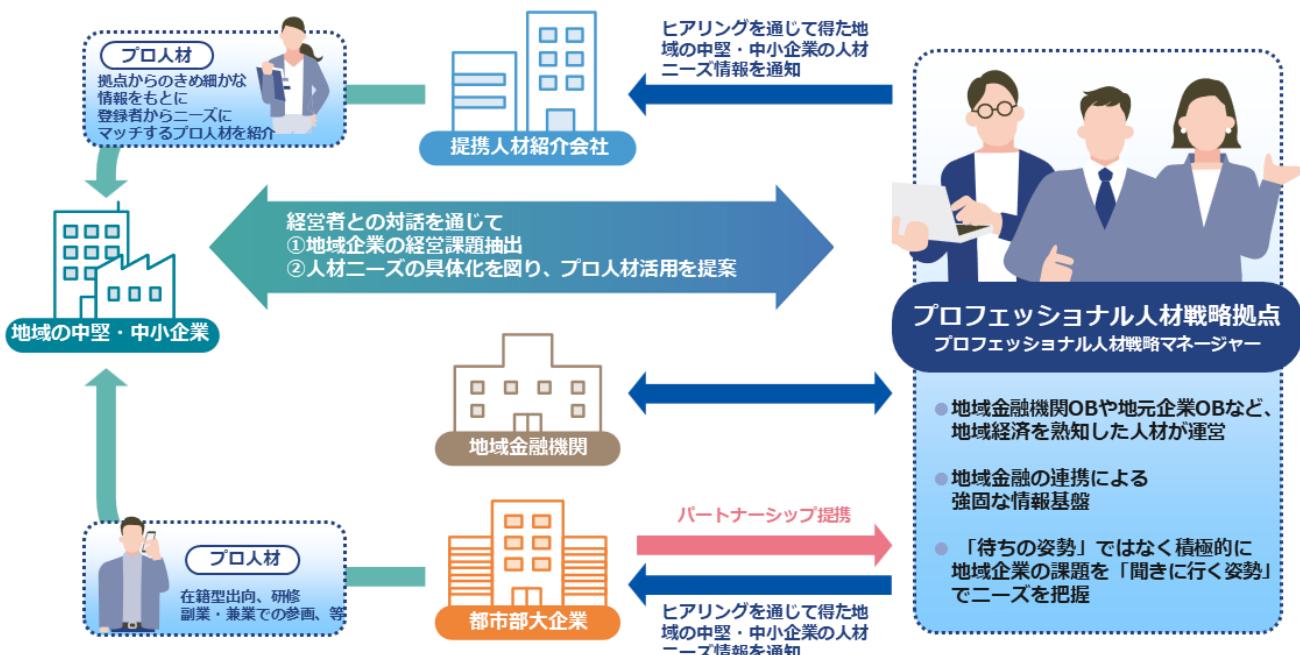
- ◆ 45道府県*が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置。中堅・中小企業に対し、経営戦略の策定支援やデジタル実装にも資する人材等のプロフェッショナル人材の活用支援を行います。

*別途新潟県は県独自事業として類似事業を実施

2. 施策の内容

経営者に事業継続・成長に資する業務効率化や競争力強化を促すとともに、その実行に必要なプロ人材ニーズを明確に切り出し、優良な雇用機会として人材市場に発信する（民間人材紹介事業者へ取り次ぎを行う）。

専門人材の常勤雇用だけでなく、副業・兼業を含めた多様な形態での人材マッチングを進める。



3. 備考(対象要件等)

企業規模に関わらずご利用いただけます。

問い合わせ先

内閣府 地方創生推進室

TEL:03-6257-1412

URL: <https://www.pro-jinzai.go.jp/>

2. 良質な雇用の実現

● 先導的人材マッチング事業

1. 施策の概要

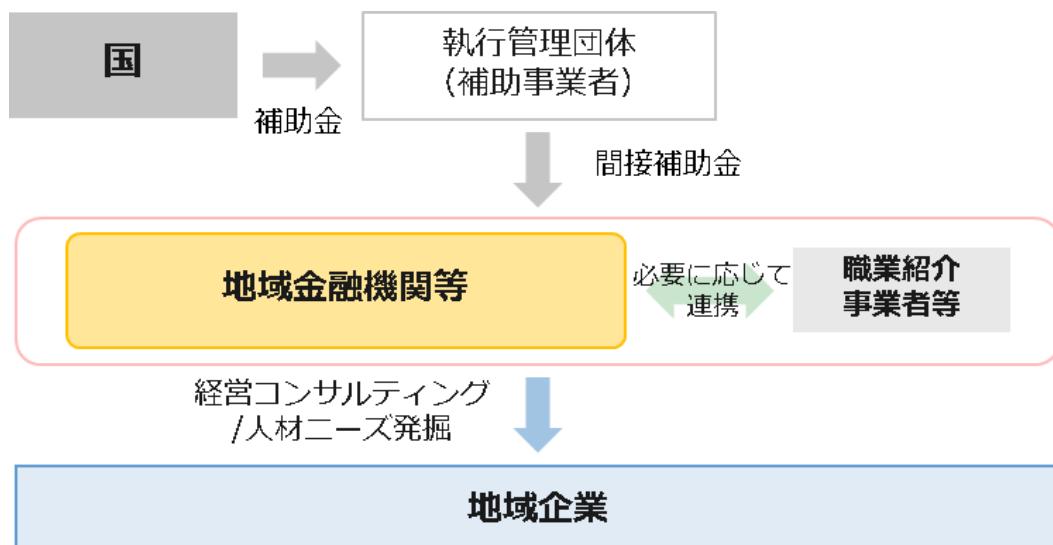
◆ 地域金融機関等が、地域企業の経営課題や人材ニーズを調査・分析し、地域金融機関等が職業紹介事業者等と連携して行う人材マッチング事業(地域人材支援事業)を支援します。

2. 施策の内容

地域金融機関等が、地域企業の経営課題や人材ニーズを調査・分析し、地域金融機関等が職業紹介事業者等と連携して行う人材マッチング事業を支援。

具体的には、マッチングの成約時に、成果に連動してインセンティブ(補助金)を交付する。

地域企業やスタートアップ企業の経営幹部やデジタル人材等のハイレベル人材ニーズの発掘強化により、地域企業の成長・生産性向上の実現を目指す。



3. 備考(対象要件等)

企業規模に関わらずご利用いただけます。

問い合わせ先

内閣府 地方創生推進室

TEL:03-6257-1412

URL: https://www.chisou.go.jp/tiiki/jinzai_matching/index.html

2. 良質な雇用の実現

● 地方創生インターンシップ事業

1. 施策の概要

◆ 東京圏在住の学生の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するため、**産官学が連携して実施する地元企業によるインターンシップの取組を推進**します。

2. 施策の内容

- ✓ 人材の確保に向けては、地域企業でインターンシップを実施することで学生にその魅力を知ってもらうことが重要。
- ✓ 一方、実施に当たっては、マンパワー不足等の課題もあることから、地方公共団体が中心となり、産業界や大学等と連携をしながら、地域を挙げてインターンシップを推進していくことが重要。
- ✓ 地方公共団体職員をはじめ、地域においてインターンシップを推進する方々に対し、質の高いインターンシップの実施に資するノウハウ提供するため、**ポータルサイトを通じて、優良事例集やヒント集を周知するとともに、動画研修コンテンツ(※)の作成・提供を実施。**

※動画研修コンテンツは、令和5年4月より下記ポータルサイトにおいて公開中

研修動画コンテンツの作成

○地方における質の高いインターンシップの展開を図るため、**地方公共団体の職員等を対象に、実践的なノウハウを取得するための研修動画コンテンツの作成・提供予定**



個別相談会の開催

○**地方公共団体の個別の課題に対して、外部の有識者、内閣府等による相談会を実施予定**
(計20団体程度)



ポータルサイトの運営

○研修会の案内のほか、ヒント集や過去の研修会動画など、インターンシップの実施に役立つコンテンツを発信するとともに、地方公共団体や大学の窓口情報などを掲載



地方公共団体へ情報提供
関係者間の連携促進

各地方公共団体において、地域の実情に応じ、**地方創生推進交付金等の活用**により、地方創生インターンシップを実施

地方への新しいひとの流れをつくり、
地方定着を目指す

問合せ先

内閣府地方創生推進室

TEL:03-6257-1405

E-mail: intern.sousei.t5s@cao.go.jp

2. 良質な雇用の実現

● 地域企業経営人材マッチング促進事業

1. 施策の概要

◆ **大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出**し、地域企業の経営人材の確保を後押しすることにより、企業の経営革新・生産性向上を図り、地域経済を活性化することを目的とした事業です。

2. 施策の内容

- ✓ 株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)に大企業人材と地域の中堅・中小企業を地域金融機関が繋ぐ人材プラットフォーム「REVICareer(レビキャリア)」を整備し、レビキャリアを活用して経営人材を確保した地域企業にREVICが給付金を給付します。
- ✓ また、大企業人材の地域企業での活躍を後押しする観点から、レビキャリアに登録している大企業人材を対象に、地域の実情や中小企業の経営実態を理解するための研修・ワークショップを提供します。

■ 令和5年度補正予算額: 7.2億円

■ 紹介金の概要

【転籍】

地域企業が経営人材の要件(年収500万円以上)を満たす人材を採用した場合に、当該人材に支払う年収の3割、最大2年分相当の金額を、上限500万円まで一時金で給付します。

【転籍以外(兼業・副業、出向)】

地域企業に対し、要件を満たす人材に支払う年収等の3割、最大2年分相当の金額を、上限200万円まで一時金で給付します。



3. 備考(対象要件等)

- ・ 紹介金の給付対象については、資本金10億円未満かつ常用従業員2,000名以下の企業などの要件があります。詳細は地域企業経営人材確保支援事業給付金給付規程をご確認ください。

問合せ先

金融庁 監督局総務課 人材マッチング推進室

TEL: 03-6891-0960

E-mail: info.matching@fsa.go.jp

2. 良質な雇用の実現

- 協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金支給制度、更生保護就労支援事業

1. 施策の概要

- ◆ 刑務所出所者等を雇用する協力雇用主が、保護観察所の依頼を受け、就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導・助言を行った場合に、奨励金を支給します。(①)
- ◆ 刑務所出所者等が雇用された職場で長く働くことができるよう、刑務所出所者等本人と協力雇用主の双方に対して、職場定着のための丁寧な支援を行います。(②)

※保護観察所：法務省の地方支分部局として、全国50箇所に置かれています。

2. 施策の内容

○協力雇用主とは

- ✓ 刑務所出所者等の前科・前歴等の事情を理解した上で雇用し、その自立や社会復帰に協力する事業主。
- ✓ 協力雇用主になるには、最寄りの保護観察所への登録が必要。

①刑務所出所者等就労奨励金支給制度

- ✓ 保護観察所の依頼に基づき、刑務所出所者等を継続して雇用して指導等を行い、その状況を保護観察所に御報告いただいた協力雇用主に対して、最長1年間、最大72万円の奨励金を支給する。
(令和6年度予算案額:5.3億円)

②更生保護就労支援事業

- ✓ 保護観察所が、就労支援に関するノウハウや企業ネットワークを有する民間団体に事業を委託し、就労の確保が困難な刑務所出所者等に対しては「就職活動支援」を行い、就労後には、刑務所出所者等本人と協力雇用主の双方に対して就労継続のために必要な指導や助言を行う「職場定着支援」を行う。
(令和6年度予算案額:2.6億円)

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 協力雇用主として登録していれば、企業規模に関わらずご利用いただけます。

問合せ先

[全国の保護観察所問合せ先一覧](#)

※協力雇用主への登録・問い合わせは最寄りの保護観察所まで

2. 良質な雇用の実現

● 大学等における学生のキャリア形成支援活動届出制度(*)

(*)令和4年度の三省合意一部改正を受けて、令和5年度より本制度の名称を「大学等におけるインターンシップの届出制度」から、「大学等における学生のキャリア形成支援活動届出制度」へ変更しました。

1. 施策の概要

- ◆ 学生のキャリア形成支援活動の教育的效果を一層高め、その拡大を図るため、「正規の教育課程としての学生のキャリア形成支援活動」に必要な要素を満たした取組について、大学等から任意で届出を受け付け、その内容を公表するものです。

2. 施策の内容

- ✓ 「正規の教育課程としての学生のキャリア形成支援活動」に必要な要素(※)を満たした取組について、大学等から任意で届出を受け付け、その内容を公表する。
- ✓ これによって、大学等や企業ともに教育効果の高いキャリア形成支援活動を実施していることを社会に向けて広く発信・アピールすることができるということに加え、現在、正規の教育課程としてのタイプ2のキャリア教育やタイプ3・4のインターンシップの実施が進んでいない大学等や企業に対しての波及効果も期待することができ、そうしたことを通じて、キャリア形成支援活動の質的充実・量的拡大を目指す。

(※)「正規の教育課程としての学生のキャリア形成支援活動」に必要な要素

- ① 就業体験を伴うものであること
- ② 大学等において、**正規の教育課程の中に明確に位置付けられた授業科目**であること(大学設置基準等に基づく単位認定がなされていること)
- ③ 実習の事前に学生・企業双方との目標設定や目的のすり合わせを行うことや、実習期間中にモニタリングを行うこと、事後に振り返りを行うことなどを含めて適切な学生指導の時間が設けられていること
- ④ 実施後の教育的効果を測定する仕組みが整備されていること
- ⑤ 原則として実習期間が5日間以上のプログラムであること
- ⑥ 大学等と企業が協働して行う取組であること

問合せ先

文部科学省 高等教育局学生支援課

TEL:03-5253-4111(内線3345)

E-mail: intern@mext.go.jp

URL: https://www.mext.go.jp/b_menu/internship/1401051.htm

2. 良質な雇用の実現

● 優良なインターンシップの周知・広報

1. 施策の概要

◆ 学生の能力伸長に寄与するなどの高い教育的効果を発揮しており、他の大学等や企業等に普及するのに相応しい**モデルとなり得る学生のキャリア形成支援活動を、グッドプラクティスとして表彰**(*1)し、その成果を広く普及する取組を実施しています。

(*1)令和3年度まで「大学等におけるインターンシップ表彰」として実施していたものです。令和4年度の三省合意一部改正を受けて、令和5年度より、「大学等における学生のキャリア形成支援活動表彰制度」という名称に変更しました。

2. 施策の内容

- ✓ 「大学等における学生のキャリア形成支援活動届出制度」における取組の中から、学生の能力伸長に寄与するなどの高い教育的効果を発揮しており、他の大学等や企業に普及するのに相応しいモデルとなり得る取組を、グッドプラクティスとして表彰し、その成果を広く普及することを目的として、文部科学大臣による「大学等における学生のキャリア形成支援活動表彰」を実施している。(*2)
- ✓ これらのグッドプラクティスを全国に普及・推進する観点から、当該表彰事例の紹介を「インターンシップフォーラム」において実施している。

(*2) 令和5年度の表彰校は、令和6年3月に文部科学省ウェブサイトにて公表予定

【参考】令和3年度の受賞校一覧

	学校名	科目名
最優秀賞	大阪夕陽丘学園短期大学	企業実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ
優秀賞	就実大学	長期インターンシップ
優秀賞	徳山大学 (現 周南公立大学)	アーリー・エクスポージャー型 インターンシップ
優秀賞	石川工業高等専門学校	インターンシップ

問合せ先

文部科学省 高等教育局学生支援課

TEL:03-5253-4111(内線3345)

E-mail: intern@mext.go.jp

URL: https://www.mext.go.jp/b_menu/internship/1408338.htm

2. 良質な雇用の実現

● 公的職業訓練・地域職業訓練実施計画の策定

1. 施策の概要

- ◆ 全国47都道府県において地域職業能力開発促進協議会を開催し、地域の人材ニーズに即した効果的な人材育成を行っていくために、公的職業訓練全体としての総合的な計画として、地域職業訓練実施計画を策定することとしています。

2. 施策の内容

地域職業訓練実施計画に定める公的職業訓練は、以下のとおり。

○公共職業訓練

	訓練の概要	訓練期間
離職者訓練	<ul style="list-style-type: none">主に雇用保険を受給している方を対象に、就職に必要な職業スキルや知識を習得するため、多様な分野の訓練を実施するもの(無料(テキスト代等除く))。国(ポリテクセンター)、都道府県(職業能力開発校)、民間教育訓練機関等(都道府県からの委託)にて実施。	概ね3か月～2年
在職者訓練	<ul style="list-style-type: none">主に中小企業に勤める方を対象に、従事されている業務に必要な専門知識及び技能・技術の向上を図るため、高度なものづくりや、地域の実情に応じた分野の訓練を実施するもの(有料)。国(ポリテクセンター・ポリテクカレッジ)又は都道府県にて実施。	概ね2日～5日
学卒者訓練	<ul style="list-style-type: none">主に学校卒業者の方を対象に、就職に必要な職業スキルや知識を習得するため、ものづくり等の分野の訓練を実施するもの(有料)。国(ポリテクカレッジ)又は都道府県にて実施。	1年又は2年

○求職者支援訓練

訓練の概要	訓練期間
<ul style="list-style-type: none">主に雇用保険を受給できない方を対象に、民間教育訓練機関等(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)が実施する職業訓練。要件を満たす方には、月10万円の生活支援の給付金を支給。 <基礎コース>社会人としての基礎的能力を習得する訓練 <実践コース>基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練 例:介護分野、デジタル分野、医療事務分野 等	原則2～6か月

問い合わせ先

厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室

TEL:03-5253-1111(内線5923、5393)

2. 良質な雇用の実現

● 新卒応援ハローワーク等による新卒者等に対する就職支援

1. 施策の概要

- ◆ 全国56か所に新卒者に対する就職支援に特化した専門の窓口（新卒応援ハローワーク）を設け、中堅企業等に対しても、相談・アドバイスから職場定着まで、一貫して支援をしています。
- ◆ また、新卒応援ハローワーク等においては、全国のネットワークを活用して、新卒者だけでなく既卒者も含めて、各地域の中堅企業等とのマッチングを行っています。

2. 施策の内容

① 新卒者・既卒者とのマッチング

- ✓ 新卒応援ハローワークは、新卒者や、卒業後おおむね3年以内の既卒者（※）を対象とするハローワークです。全国のネットワークを活用して、新卒者・既卒者と、地域の中堅企業等とのマッチングを行っています。

※若者雇用促進法に基づく事業主等向けの指針により、新卒枠について、卒業後少なくとも3年以内は応募できるように努めることを企業に求めています。

② 新卒者の人材確保に関する相談・助言

- ✓ 新卒者等の人材確保を希望する企業に対し、求人充足に向けた相談・助言など、様々な相談に応じています。

③ 職場定着のための助言

- ✓ 採用後についても、必要に応じて、新卒者等や事業所の方々に対して職場定着のための助言等を実施しています。
その他、就職面接会などのイベントも開催しています。

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

問い合わせ先

- ◆ 詳しい支援内容については最寄りの新卒応援ハローワークまで
ご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184061.html>

2. 良質な雇用の実現

- 地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業(うち地域戦略人材確保等実証事業)

1. 施策の概要

- ◆ 民間事業者等が複数の地域企業を束ね、地方自治体、金融機関、教育機関等と連携し、**地域企業の人材獲得・育成・定着を行う取組を補助**します。

2. 施策の内容

■ 令和6年度予算案額: 4億円

■ 補助率、補助額 : 【一般枠】1/2、上限1,000万円

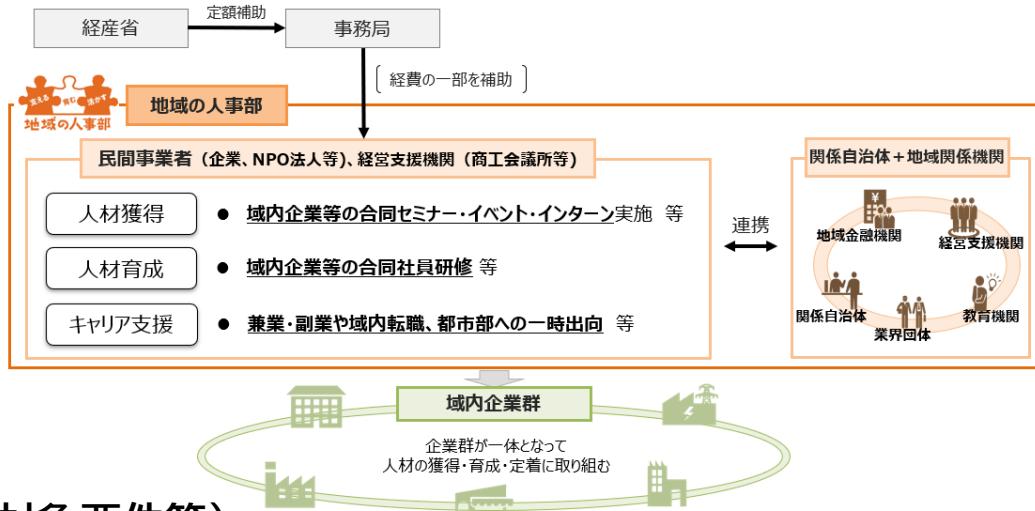
【働き方改革推進枠※】2/3、上限1,300万円

※地域未来牽引企業や地域経済牽引事業計画の承認事業者等が働き方改革を推進しながら取り組むもの

■ 補助対象経費 : 民間事業者等が地域企業に対して実施する人材獲得・育成・定着の取組に要した経費

■ 公募時期 : 4月頃に公募予定

■ 補助事業のスキーム図



3. 備考(対象要件等)

- ✓ 中堅企業(従業員2,000名以下)、中小企業基本法で定める中小・小規模企業者が対象。「働き方改革推進枠」は、地域未来牽引企業、又は地域経済牽引事業計画の承認事業者が申請主体となる取組を支援。

問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ 地域経済産業政策課

TEL: 03-3501-1697

URL: https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/jinjibu/index.html

💡 「地域の人事部」ロゴマーク申請を受付中です。詳細はHPをご確認ください。



2. 良質な雇用の実現

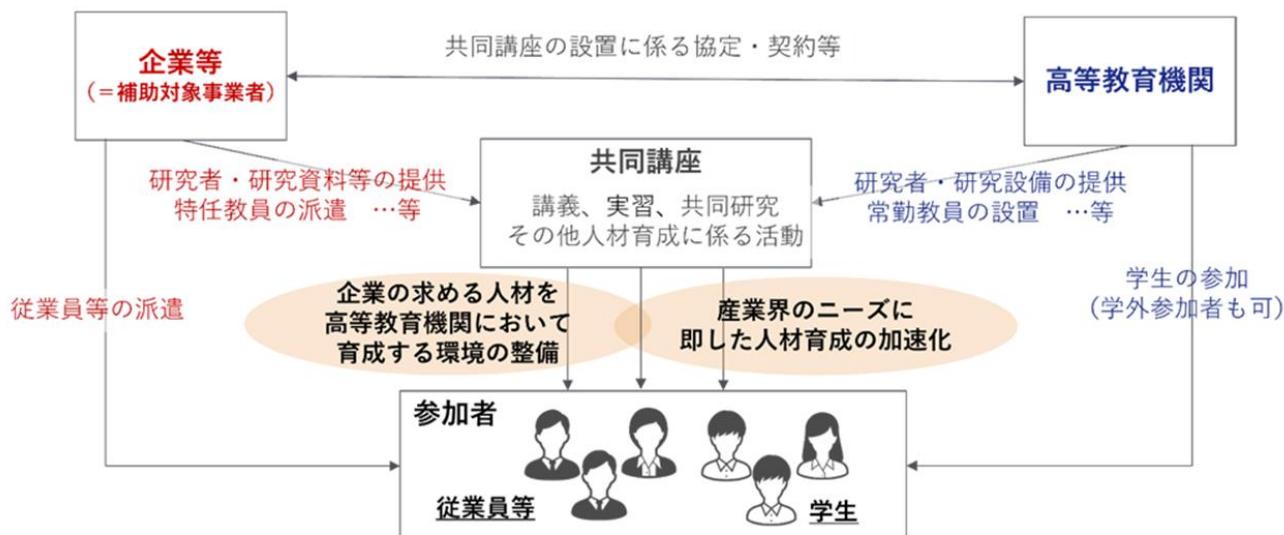
● 高等教育機関における共同講座創造支援

1. 施策の概要

◆ 企業等が大学や高等専門学校等の高等教育機関において特定の分野に係る高度専門人材を育成するための講座やコース、学科等の設置・運営をする事業に必要な経費を支出する際に、その経費の一部を補助します。

2. 施策の内容

- 予算額：令和5年度補正予算 3.5億円
- 補助額：上限3,000万円
- 補助率：補助率：1/3以内（ただし、共同講座によるリスクリングの成果を処遇に反映する場合には1/2以内）
- 補助対象経費：共同講座運営費、人件費、委託費・外注費、備品・機材導入費等
- 公募時期：令和6年3月以降予定



3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 産業人材課 TEL:03-3501-1511(内線:2671)

産業技術環境局 大学連携推進室 TEL:03-3501-1511(内線:3371)

E-mail: bzl-kyodokoza-sozosien@meti.go.jp

URL: https://www.meti.go.jp/policy/innovation/corp/koutou_kyouiku_kikan_niokeru_kyoudoukouzasousyuu.html

2. 良質な雇用の実現

● 特定活動：製造業外国従業員受入事業

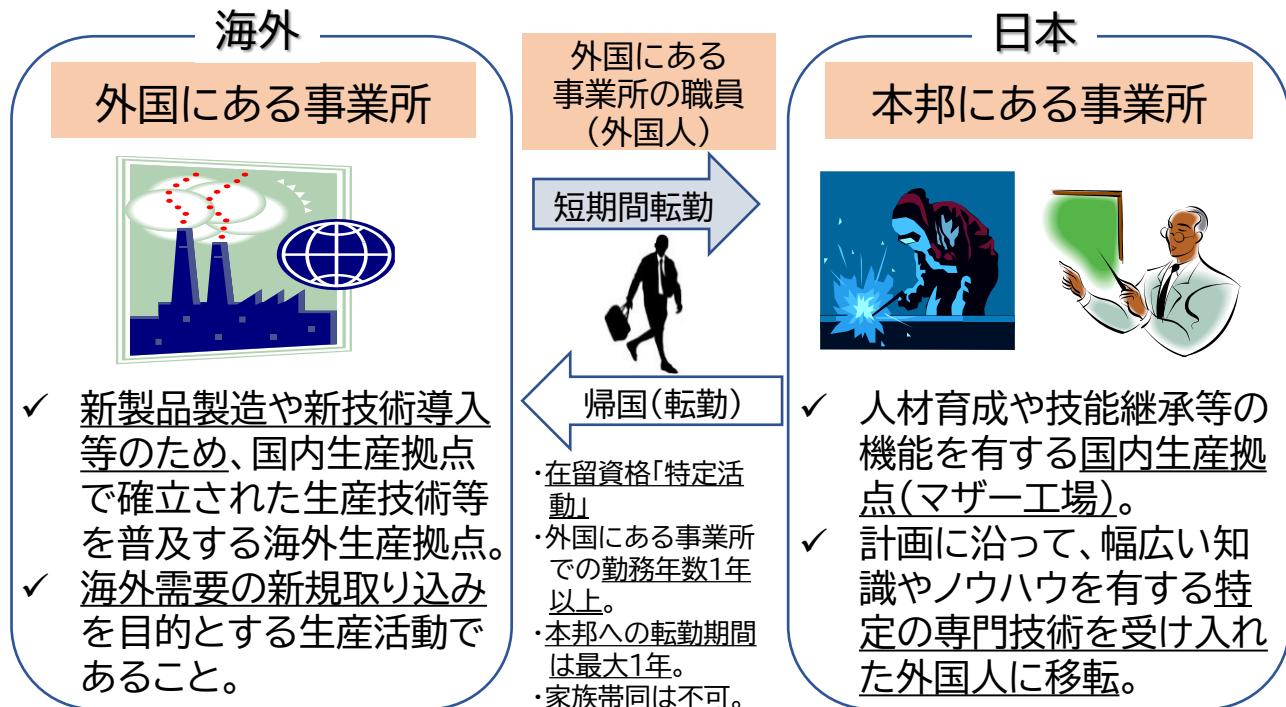
1. 施策の概要

◆ 製造業における海外子会社等の現地従業員(外国人従業員)について、国内生産拠点への転勤を認め、幅広い知識やノウハウといった専門的な技術を習得させることができます。

2. 施策の内容

- ✓ 個々の外国人従業員が在留資格「特定活動」を付与されることにより、本邦にある事業所で生産活動に従事することが可能となります(最大1年間)。
- ✓ 新製品の製造や新技術の導入等に必要となる特定の専門技術の円滑な移転を実施することが可能です。

※本事業活用のため、経済産業省の所掌に係る製造事業者は、当該事業者の外国にある事業所の職員へ特定の専門技術の移転等を実施するための計画を作成し、経済産業大臣の認定を受ける必要があります。



3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 産業人材課

TEL:03-3501-1511(内線:2671)

E-mail:bzl-seizogyo-gaikokujugyoin@meti.go.jp

URL:<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/seizogyo/index.html>

2. 良質な雇用の実現

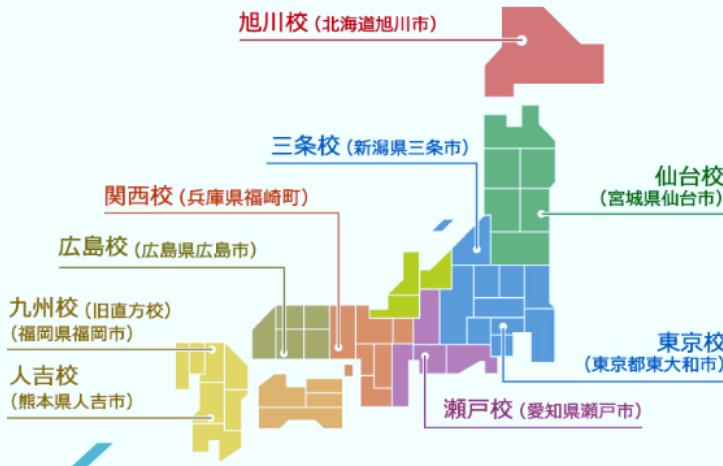
● 中小企業大学校による研修

1. 施策の概要

- ◆ 全国9ヶ所に設置している中小企業大学校では、**中小企業経営者・管理者等を対象に研修を実施**しています。

2. 施策の内容

- ✓ 中小企業大学校では、中小企業経営者や経営幹部等に対し、中小企業の事例等を活用した座学による講義に加え、自社の経営データを用いた演習を通じて、自社が抱える経営課題の解決につながる実践的かつ現場に即した以下の研修を、全国9か所で実施しています。
 - 経営者・後継者等が、自社の経営課題解決につながる総合的な経営能力を身につけるため、経営全般に関する知識・スキルを習得する長期間の研修
 - 経営戦略、組織マネジメント、マーケティング戦略、財務・労務・生産の管理など、自社が抱える課題に応じた分野別の研修等



- ✓ また、アクセス改善に向け、全国9か所の都市部で研修を提供する「地域本部キャンパス」、全国各地の自治体や支援機関等と連携した「サテライト・ゼミ」、オンラインで受講が可能な「WEBee Campus」も実施しています。

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 受講対象企業は主として中小企業となります。詳細は下記HPをご確認ください。

問い合わせ先

[独立行政法人中小企業基盤整備機構 人材支援部 人材支援企画課](#)

TEL:03-5470-1560

2. 良質な雇用の実現

● 地方創生移住支援事業

1. 施策の概要

- ◆ 東京23区に在住または東京圏から東京23区に通勤する方が、東京圏外へ移住し、起業や就業等を行う場合に、都道府県・市町村が共同で移住支援金を支給します(移住支援金)。
- ◆ 地方創生の観点から、東京都内に本部を置く大学の学生が、卒業時に地方へUIJターンすることを促進するため、地方の企業への就職活動のための交通費を支援します(地方就職支援金)。

※上記の交通費支援を受けた学生が、地方に移住する際の
移転費への支援【R7拡充予定】

2. 施策の内容

(移住支援金)

東京23区に在住・通勤している方が地方に移住して、移住先で就業や起業等の要件を満たす場合に、最大100万円を支給する地方公共団体の取組を国が支援するとともに、移住希望者と地域の企業との就業を取り持つ各道府県のマッチングサイト※の整備・運営を支援します。

※地域の中小企業の方は無料で求人掲載ができ、また、本事業を活用した移住者を採用した場合に、採用活動に要した経費の助成を受けることができます。

(地方就職支援金)

本部が都内にある大学の東京圏(※1)(条件不利地域を除く)のキャンパスへ原則として4年以上在学する卒業年度の学部生(申請時)であって、地方公共団体による奨学金返還支援を行う地域に移住・就職する方に対し、就職活動に関する規定(※2)に沿った活動(6月1日以降の選考面接)に要した交通費(1回分限り)の1/2を支援します。

※1 東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)は 条件不利地域を除き本事業の対象外

※2 「2024年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」(令和4年11月30日) 参照

3. 備考(対象要件等)

移住支援金の対象求人票掲載につきましては、マッチングサイトの運営者である都道府県の移住担当部局が、基準に照らし、移住支援金対象求人となり得るのかも含めて掲載の判断を行います。

地方就職支援金は、移住先の自治体が地方公共団体による「奨学金返還支援」(下記参照)を実施している場合に対象となります。

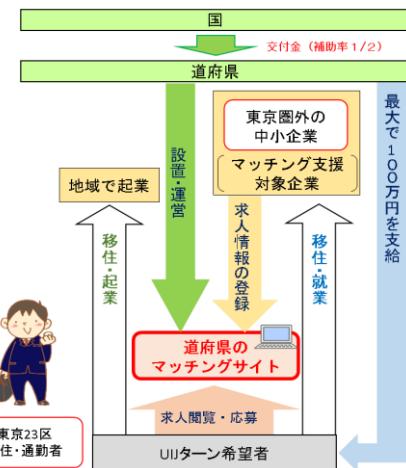
問合せ先

(移住支援金・地方就職支援金の要件等に関すること)

移住先の市町村までお問い合わせください。

(マッチングサイトへの求人票掲載に関すること)

都道府県の移住担当部局までお問い合わせください。



2. 良質な雇用の実現

● 総合戦略に基づく重点施策広報事業

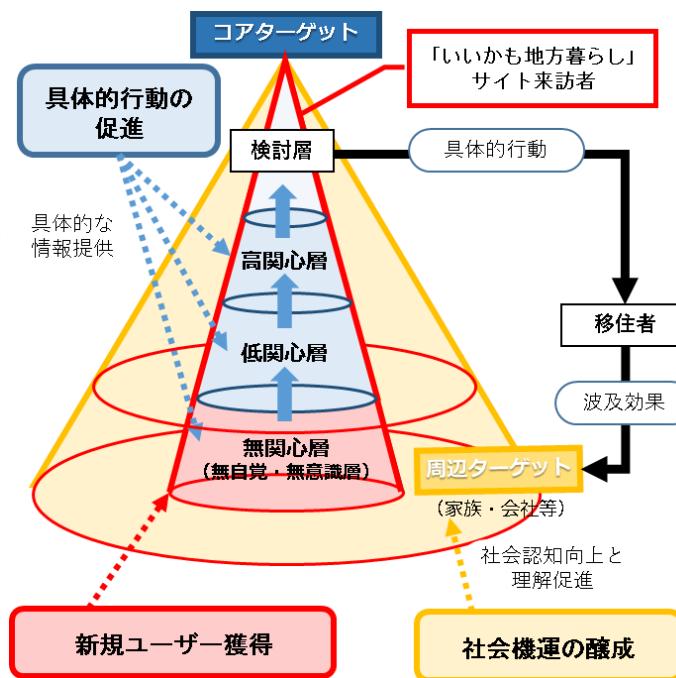
1. 施策の概要

◆ はじめての移住応援サイト「いいかも地方暮らし」等を通じ、**東京圏居住者**(特に、東京圏への転入超過の大部分を占める若年層)に向け、**地方暮らしへの興味・関心を高める効果的な広報事業を実施**します。

2. 施策の内容

- ✓ はじめての移住応援サイト「いいかも地方暮らし」など、ウェブサイト等の改善を行い、主なターゲットとなる東京圏居住者(特に若年層)の地方暮らしへの興味、関心、共感を誘い、具体的な検討行動を更に促す。
- ✓ また、ウェブ広告等により、ターゲットをサイトへ誘引する。

■令和6年度予算案額:0.2億円



問い合わせ先

[内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局](#)

[内閣府 地方創生推進事務局](#)

TEL:03-5510-2167

E-mail: koho.chiiki@cao.go.jp

2. 良質な雇用の実現

● 地方拠点強化税制

1. 施策の概要

- ◆ 企業が対象となる施設を東京23区から地方に移転する場合や、地方で拡充／地方から地方に移転する場合に、オフィス減税や雇用促進税制の適用を受けることができます。

※都道府県から地域再生法の認定を受けた整備事業計画に基づく移転・拡充が対象

2. 施策の内容

- ✓ 対象となる施設

事務所※



研究所



研修所



※調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のために使用されるもの。

※令和6年度税制改正では、女性・若者・子育て世代にとって魅力ある雇用を創出するため、税制の対象にインサイドセールスなどの事業部門の追加や子育て施設等の対象への追加などの制度拡充を行う。

- ✓ オフィス減税 : 建物等の取得価額に応じて、税額控除等

税額控除 **7%** (移転型) / **4%** (拡充型)

or

特別償却 **25%** (移転型) / **15%** (拡充型)

- ✓ 雇用促進税制: 地方で新規雇用／地方転勤した従業員増加数に応じて税額控除
※正規雇用者が対象

税額控除 **最大90万円** (移転型)
(1人当たり) (3年間で**最大170万円**)

最大**30万円** (拡充型)

- ✓ デジタル田園都市国家構想交付金や中小機構による債務保証、財投等も併用可

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 工場や店舗は対象外ですが、業種や企業規模に関わらずご利用いただけます。

問い合わせ先

内閣府 地方創生推進事務局

(地方拠点強化税制全般・オフィス減税) TEL:03-3501-1697

(雇用促進税制) TEL:03-3502-6770

URL: <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>

2. 良質な雇用の実現

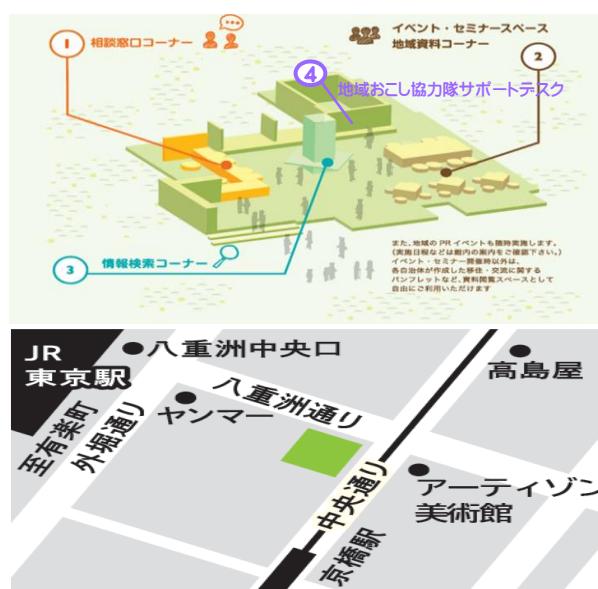
● 移住・交流情報ガーデン事業

1. 施策の概要

◆ 地方の魅力や働き方、そこで暮らすための具体的な情報を発信し、都市から地方への移住、地方での就業を促進します。

2. 施策の内容

- 地方への移住を検討している方等に対し、居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口である「移住・交流情報ガーデン」を東京駅八重洲口に開設(平成27年3月28日開設)
- 関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。



○関係府省とも連携し、地方への移住等に係る問合せや、しごと情報・就農支援情報に対応する「相談窓口コーナー」

○地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能な「イベント・セミナースペース」

○自由に地方への移住等に関する情報を検索できる「情報検索コーナー」や、「移住・交流」や「地域おこし協力隊」に関するパンフレットを配架している「地域資料コーナー」

○地域おこし協力隊に関する相談等を一元的に対応する「地域おこし協力隊サポートデスク」

[開館時間]

(平日)11:00-21:00
(土日祝)11:00-18:00

[休館日]

月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始

[所在地]

東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル

[アクセス]

JR／東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分

地下鉄／東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分

東京メトロ銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分



(移住フェアの模様)

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 地方自治体以外の団体が「移住・交流情報ガーデン」をフェア等で活用する場合は、必ず地方自治体との共催とし、利用申請は地方自治体が行いますのでご留意ください。

問い合わせ先

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

TEL:03-5253-5392

2. 良質な雇用の実現

● テレワーク普及展開推進事業

1. 施策の概要

- ◆ 多様な働き方と企業の成長を実現する良質なテレワークを一層推進するため、厚生労働省と連携し、テレワークを導入する上で、多くの企業・団体に共通して課題となるICT(情報通信技術)と労務管理の双方をワンストップで解決できる「テレワーク・ワンストップ・サポート事業」を通じ、「ICT活用」から「労務管理」まで、テレワークに関するご相談、コンサルティングに対応し、「良質なテレワーク」の導入・定着の支援を行います。

2. 施策の内容

【相談対応】

- ✓ テレワークの導入・実施時のICT(情報通信技術)や労務管理に関する課題について、電話や電子メールにより相談対応いたします。

【コンサルティングの実施】

- ✓ 専門的知識を有するテレワークマネージャーが、企業等からの要望に応じ、具体的な導入支援を行うコンサルティングを3回まで無料で実施します。

【全国セミナー・個別相談会の開催】

- ✓ 各地域における中小企業支援の担い手となる団体(商工会議所、総合通信局 等)と連携し、「テレワークに関する一次的な相談・問合せ対応等」を行う地域窓口を全国に設置することで、全国の中小企業等へのテレワーク導入促進を支援します。

【テレワーク総合ポータルサイトによる情報発信】

- ✓ テレワークに関連する支援策や事例集等の有益な情報を一元的に発信します。[\(https://telework.mhlw.go.jp/\)](https://telework.mhlw.go.jp/)

■令和6年度予算案額： 2.6億円の内数

3. 備考(対象要件等)

企業規模に関わらずにご利用いただけます。

問い合わせ先

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課

TEL:03-5253-5819

E-mail: telework@ml.soumu.go.jp

2. 良質な雇用の実現

● 早期再就職支援等助成金(UIJターンコース)(仮称)

1. 施策の概要

◆ 東京圏からの移住者を雇い入れた事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成することで、UIJターンを促進するとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材確保を支援します。

2. 施策の内容

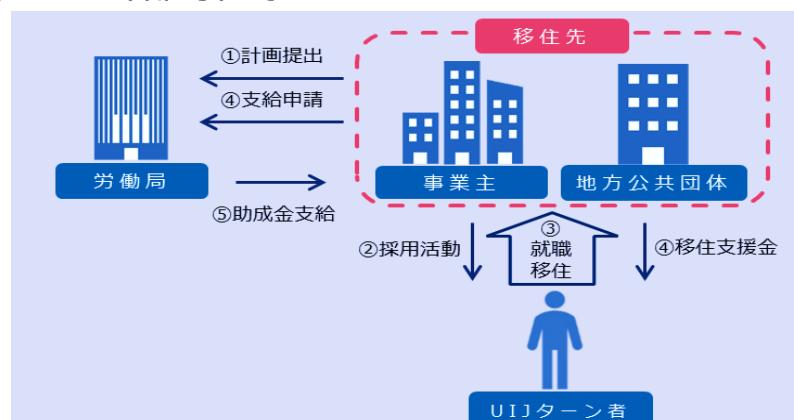
- ✓ 移住支援金を受けて(※)UIJターンする者を採用した事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成する。

(※)内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ(移住・起業・就業型))を活用して地方公共団体が実施する移住支援制度を利用することをいう。

■ 助成率 : 助成対象経費の1／2(中小企業以外は1／3)
(上限100万円)

■ 助成対象経費:以下の採用活動に要した経費

- ・就職説明会等(オンライン実施含む)の実施
- ・募集・採用パンフレットの作成
- ・自社HP・自社PR動画の作成・改修
- ・UIJターン者の採用に向けた外部専門家によるコンサルティング



3. 備考(対象要件等)

- ✓ 採用活動に係る計画書を事業所の所在地を管轄する労働局に提出し、認定を受けていること
 - ✓ 計画書に定めた計画期間内に採用活動を行っていること
- 上記以外にも、本助成金の受給に当たっては、各種要件があります。

問合せ先

■ 都道府県労働局(雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧)

■ 制度内容紹介ページ

2. 良質な雇用の実現

● 地方人材還流促進事業(LO活プロジェクト)

1. 施策の概要

◆ 東京圏・大阪圏から地方への就職活動を支援するため、中堅・中小企業向けのWebサイトで、**地方企業がUIJターン者の採用を行うに当たり、活用可能な助成金・補助金や、ノウハウ・好事例などの情報について発信**しています。

2. 施策の内容

- ✓ 中堅・中小企業向けのWebサイト(LO活 for company)では、
 - UIJターン者の採用を行うに当たって活用可能な中堅・中小企業向けの助成・支援制度
 - 採用・定着のためのポイント
 - 実際に採用に成功した企業の事例

などの情報を紹介しています。

The image shows two screenshots of the LO活 for company website. The left screenshot displays a banner with four business people and a cityscape, with a callout box containing text about UIJターン者採用. The right screenshot shows a grid of four articles: 'UIJターン者成功事例' (Success stories of UIJ Turnaround), '民間求人サイトの活用促進施策紹介' (Introduction of measures to promote the use of private job search sites), '助成金・補助金制度紹介' (Introduction of subsidy system), and '自治体別 地方中小企業向け 助成・支援制度' (Subsidy and support systems for local small and medium enterprises by prefecture).

問合せ先

厚生労働省職業安定局地域雇用対策課

TEL:03-3593-2580

2. 良質な雇用の実現

● J-Skip・J-Find

1. 施策の概要

◆ 更なる高度人材の呼び込みのため、「特別高度人材制度(J-Skip)」及び「未来創造人材制度(J-Find)」を令和5年4月に創設しました。

2. 施策の内容

■ 特別高度人材制度(J-Skip)

これまでの高度人材ポイント制とは別途、学歴又は職歴と、年収が一定の水準以上であれば「高度専門職」の在留資格を付与し、“特別高度人材”として現行よりも拡充した優遇措置を認めることとなりました。

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukukanri01_00009.html)

■ 未来創造人材制度(J-Find)

優秀な海外大学等を卒業等した方が、本邦において「就職活動」又は「起業準備活動」を行う場合、在留資格「特定活動」(未来創造人材)を付与され、最長2年間の在留が可能となります。

(https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designated_activities51.html)

問い合わせ先

法務省 出入国在留管理庁 政策課

TEL:03-3580-4111(内線:5685)

2. 良質な雇用の実現

● 特定技能制度の整備・運用

1. 施策の概要

- ◆ 分野を所管する行政機関から特定技能制度における新たな分野追加の申入れがあった場合、速やかに分野追加の検討を行います。
- ◆ 令和6年度以降、特定技能1号の在留の上限である5年を迎える1号特定技能外国人がいることを踏まえ、分野所管行政機関が計画的に特定技能2号に係る試験を実施し、特定技能2号に円滑に移行できるよう制度を適切に整備・運用します。

2. 施策の内容

- ✓ 人手不足状況が深刻であり、存続・発展のために外国人の受入れが必要である分野について、当該分野を所管する行政機関から特定技能制度における新たな分野追加の申入れがあれば、法務省等の制度を所管する省庁において、追加の適否について検討し、対象分野として追加することが適当であると認められる場合には、対象分野の追加の措置を講じます。
- ✓ 令和5年6月に特定技能2号の対象分野を追加したところ、試験実施環境が整った特定産業分野から特定技能2号に係る技能試験を順次実施しています。

(参考1)現在の特定産業分野(12分野)

介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業分野

※「特定技能1号」は全12分野、「特定技能2号」は介護以外の11分野

(参考2)特定技能制度について

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00127.html

問い合わせ先

法務省 出入国在留管理庁 政策課

TEL:03-3580-4111(内線:6830)

2. 良質な雇用の実現

● マッチングイベント等の実施による特定技能制度の活用促進

1. 施策の概要

- ◆ 特定技能制度の活用を更に促進するため、「特定技能」の在留資格で就労を希望する国内外の外国人及び特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象に、**マッチングイベント等を開催**します。

2. 施策の内容

- ✓ 特定技能の在留資格で就労を希望する国内外に居住する外国人及び特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象に、マッチングイベント・ジョブフェアを実施しています。
- ✓ 今年度は、国内マッチングイベントとして令和5年11月から令和6年3月にかけて、国内在住の外国人と企業の採用に係る面談の機会をオンラインで設けるほか、東京、大阪、福岡において対面型合同企業説明会を開催しました。
- ✓ 海外在住の外国人に対しては、海外ジョブフェアとして令和5年12月2日、令和6年2月24・25日、3月16日にオンラインでの特定技能制度説明会、企業説明会を開催。

■ 令和6年度予算案額：1億280万円

3. 備考(対象要件等)

企業規模に関わらずご利用いただけます。

問い合わせ先

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課

TEL: 03-3580-4111(内線: 2765)

URL: https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06_00126.html

2. 良質な雇用の実現

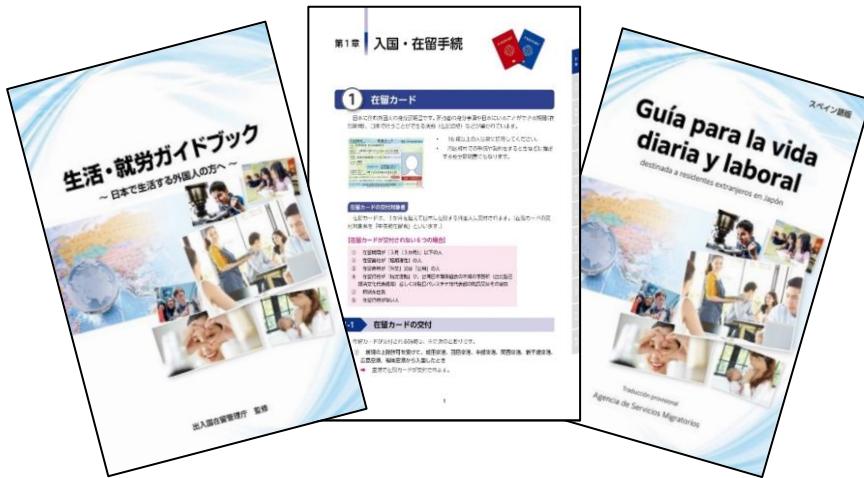
● 生活・就労ガイドブック

1. 施策の概要

◆ 在留外国人の安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報(在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等)を掲載した生活・就労ガイドブックを、(※) **16言語で「外国人生活支援ポータルサイト」に掲載**しています。

2. 施策の内容

- ✓ 在留外国人が安全・安心に生活・就労するために必要な基礎的情報を、政府横断的に作成し、外国人が日本のルールや制度の概要を網羅的に把握できるようにするとともに、地方公共団体をはじめとする外国人を支援する方が必要な情報に容易にアクセスできる環境を整えています。



(※)対応言語

日本語(やさしい日本語を含む)・英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・タイ語・インドネシア語・ミャンマー語・クメール(カンボジア)語・フィリピン語・モンゴル語・トルコ語・ウクライナ語

問合わせ先

法務省 出入国在留管理庁在留支援課
TEL:0570-011000

※ナビダイヤルから「8:その他のお問合せ」を選んでいただくと、外国人在留支援センターの総務につながりますので、在留支援課へのお問合せである旨お話ください。

[※外国人生活支援ポータルサイト\(生活・就労ガイドブック\)](#)

2. 良質な雇用の実現

● 外国人生活支援ポータルサイト

1. 施策の概要

- ◆ 出入国在留管理庁のホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」に、各府省庁が公表している**外国人への生活支援等の多言語情報を集約して掲載**しています。

2. 施策の内容

- ✓ 出入国在留管理庁ホームページ内に「外国人生活支援ポータルサイト」を作成。
- ✓ 外国人への生活支援等の情報や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための留意事項について、各府省庁が公表している多言語情報へのリンクを集約して掲載。
- ✓ 掲載情報を定期的に各府省庁に照会・情報を更新することで、在留外国人が、最新の情報にアクセスできるようにしています。

[ポータルサイトバナー]



(※)対応言語

自動翻訳機能により109の言語に対応。

問合わせ先

法務省 出入国在留管理庁在留支援課

TEL:0570-011000

※ナビダイヤルから「8:その他のお問合せ」を選んでいただくと、外国人在留支援センターの総務につながりますので、在留支援課へのお問合せである旨お話ください。

[※外国人生活支援ポータルサイト](#)

2. 良質な雇用の実現

● 留学生就職支援

1. 施策の概要

- ◆ 日本の4年制大学を卒業した留学生が中堅企業等に就職しやすくなるよう、在留資格の運用見直しを行い、一定の要件のもと、幅広い業務に従事する活動を認めることとしています。
- ◆ これにより、例えば、外国人観光客が主たる顧客ではない中堅規模のホテルでも、留学生が就職できる可能性が高くなります。

2. 施策の内容

- ✓ 令和元年5月に、在留資格の運用の見直しを行い、本邦の大学又は大学院を卒業修了した留学生が本邦の公私の機関において、本邦の大学等において修得した広い知識、応用的能力等のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動を認めることとしました。
- ✓ 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格においては、一般的なサービス業務や製造業務等が主たる活動となるものは認められませんが、本制度においては、上記所要件が満たされれば、これらの活動も可能です。

対象者

中堅企業

中小企業

問い合わせ先

法務省 出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課

TEL:03-3580-4111(内線:6820)

2. 良質な雇用の実現

● オンラインによる在留申請手続について

1. 施策の概要

◆ 外国人の受入れや在留の手続は、**外国人を雇用する中小企業等の職員の方がオンラインで申請することが可能**です。

2. 施策の内容

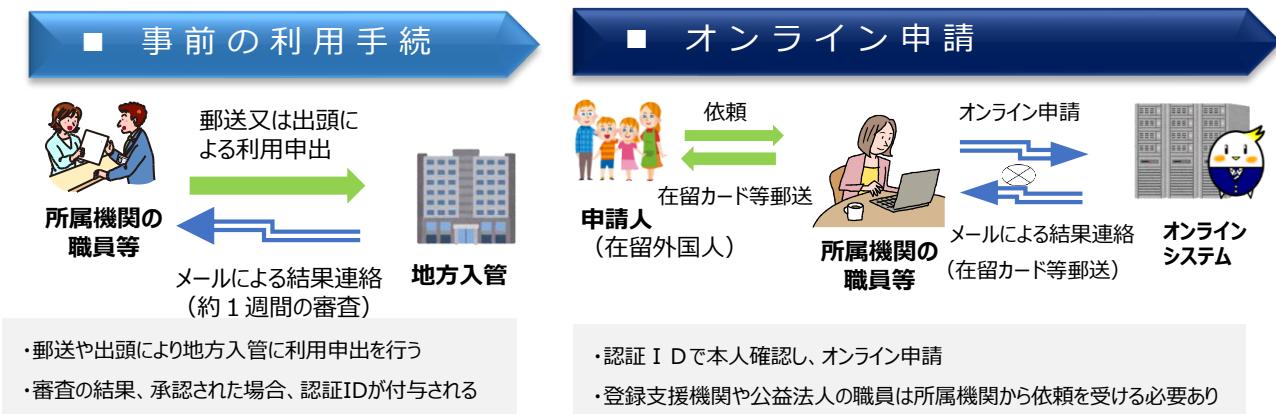
- ✓ 中小企業等の職員の方がオンライン申請を行うためには、あらかじめ地方出入国在留管理官署へ、在留申請オンラインシステムを利用するための「利用申出」を行っていただく必要があります。
- ✓ カテゴリー3に該当する企業(※)の職員の方がオンラインで申請する場合は、提出書類が簡素化されるなどのメリットがあります。

(※)前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出した企業。

対象者

中堅企業

中小企業



3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。
- ✓ 2024年1月から、オンラインでの資格外活動許可申請について、資格外活動許可が郵送で受け取ることができるようになりました。
(郵送で受け取る場合は資格外活動許可書が発行されます。)

問い合わせ先

法務省 出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留企画室

TEL: 03-3580-4111(内線:2779)

2. 良質な雇用の実現

● 高度人材ポイント制

1. 施策の概要

◆ 「高度人材ポイント制」においては、地方公共団体が補助金の交付等により支援する企業等に就労する外国人を特別加算の対象としています。

2. 施策の内容

- ✓ 出入国在留管理庁では、高度外国人材の受入れを促進するため、高度外国人材の活動内容やそれぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数(70点)に達した場合に、出入国在留管理上の優遇措置を講ずる「高度人材ポイント制」を平成24年5月より導入しています。
- ✓ 令和5年3月31日からは、地方公共団体が補助金の交付等により支援する企業等に就労する外国人に対して、特別加算の対象とすることにより、10点を加算しています。



3. 対象となる支援措置一覧

法務大臣が認める地方公共団体からの必要な経費に関する補助金の交付
その他これに準ずる支援措置一覧(令和5年5月現在)

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001396470.pdf>

問い合わせ先

法務省 出入国在留管理庁 政策課

TEL:03-3580-4111(内線:5685)

2. 良質な雇用の実現

● 外国人在留支援センターでの講演会・説明会等の開催

1. 施策の概要

- ◆ 在留外国人が地方公共団体の行政窓口を利用する際に通訳支援を実施します。
- ◆ 同センターにおいて、外国人からの相談対応のほか、外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー、講演会、説明会等を実施します。

2. 施策の内容

- ✓ 近年の在留外国人の増加に伴い、言語によって通訳の確保が困難となっている状況が見受けられることから、地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援を実施します。
- ✓ 同センターにおいて、外国人からの相談対応のほか、外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー、講演会、説明会等を実施し、在留外国人支援に取り組みます。

■ 外国人在留支援センターのイベント情報

(<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>)

■ JETRO(外国人在留支援センター入居機関)における取組み

外国人材活躍支援パッケージ

(<https://www.jetro.go.jp/services/escort/>)

■ この他にも、外国人労働者を雇用する事業主、雇用を予定する事業主向けのセミナーを開催

(通訳支援事業)

■ 令和6年度予算案額: 15,840千円

■ 公募時期: 2月頃に公募予定

3. 備考(対象要件等)

- ✓ URL([外国人材活躍支援パッケージ](#))よりご確認ください。

問合せ先

法務省 出入国在留管理庁在留支援課

TEL: 0570-011000

※ナビダイヤルから「8:その他のお問合せ」を選んでいただくと、外国人在留支援センターの総務につながりますので、在留支援課へのお問合せである旨お話ください。

2. 良質な雇用の実現

● 高度外国人材への就職支援

1. 施策の概要

◆ **外国人雇用サービスセンター**において、**専門的・技術的分野の高度外国人材に対する専門的かつきめ細かな就職支援を実施**するとともに、一部の新卒応援ハローワークに設置している留学生コーナーにおいて、外国人雇用サービスセンターと連携し、きめ細かな就職支援を実施しています。

2. 施策の内容

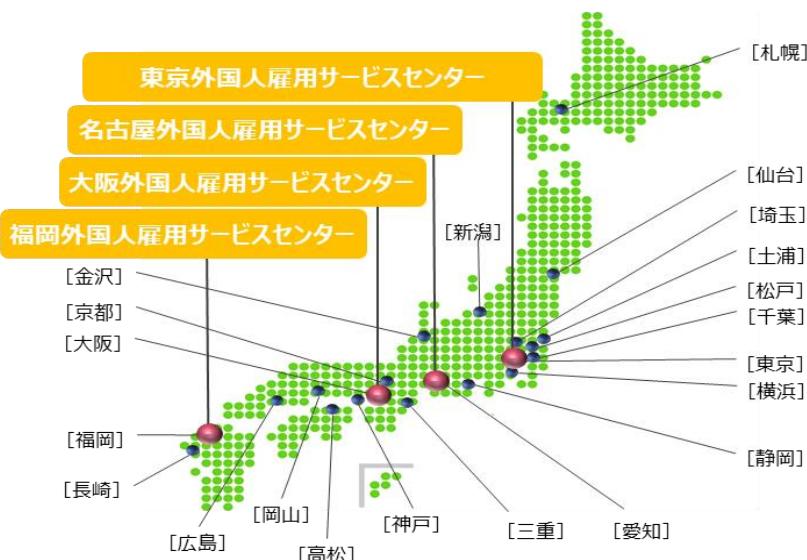
○ 外国人雇用サービスセンター(4拠点)

- ✓ 留学生や専門的・技術的分野の外国人の就業を促進するための中核的施設として、ハローワークの全国ネットワークを活用した、職業相談や職業紹介のほか、外国人留学生向けの合同就職面接会やインターンシップ、就職ガイダンス等を実施しています。
- ✓ また、大学とハローワークとの連携協定の締結等により連携を強化し、留学早期における就職支援から、就職後の定着支援まで一貫した支援を実施することにより、国内就職の促進を図っています。

○ 留学生コーナー(21拠点)

- ✓ 留学生の多い地域の労働局を中心に設置しており、外国人雇用サービスセンターと連携し、専門の相談員による担当者制でのきめ細やかな就職支援を実施しています。

【拠点図】



問合せ先

厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課

TEL:03-3502-6273

E-mail: gaitaika@mhlw.go.jp

2. 良質な雇用の実現

● 外国人求職者等への就職支援

1. 施策の概要

- ◆ 外国人が身近な地域での就職を希望する場合には、**ハローワークにおいて地元企業の求人情報の提供**等を行います。また、通訳員の配置や13か国語に対応した電話通訳を行う多言語コンタクトセンター(※)の運営等により、多言語による相談支援体制を確保します。
- ◆ 定住外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上、日本の職場習慣や雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした研修を行います。

(※)英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語に対応しています。

2. 施策の内容

① ハローワークにおける相談支援

- ✓ 外国人が多く所在する地域を管轄するハローワーク(外国人雇用サービスコーナー)を中心に、地域の特性に応じた言語の通訳員の配置や、専門相談員による職業相談等を実施しています。
 - 外国人雇用サービスコーナー(通訳配置所):135か所
 - 多言語コンタクトセンター等による多言語相談支援体制
通訳員配置のほか、全国のハローワークから利用可能な電話通訳サービス(13か国語対応)の活用等により多言語相談体制を整備しています。
 - ワンストップサービスコーナーの設置:5か所
- ✓ 自治体と連携した相談窓口(外国人出張行政相談コーナー)を設置し、就労支援・生活支援をワンストップで実施しています。

② 外国人就労・定着支援事業

- ✓ 身分に基づく在留資格の定住外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度等に関する知識の習得を目的とする研修を行っています。

問合せ先

[厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課](#)

TEL:03-3502-6273

E-mail: gaitaika@mhlw.go.jp

2. 良質な雇用の実現

● 高度外国人材活躍推進プラットフォーム(JETRO)

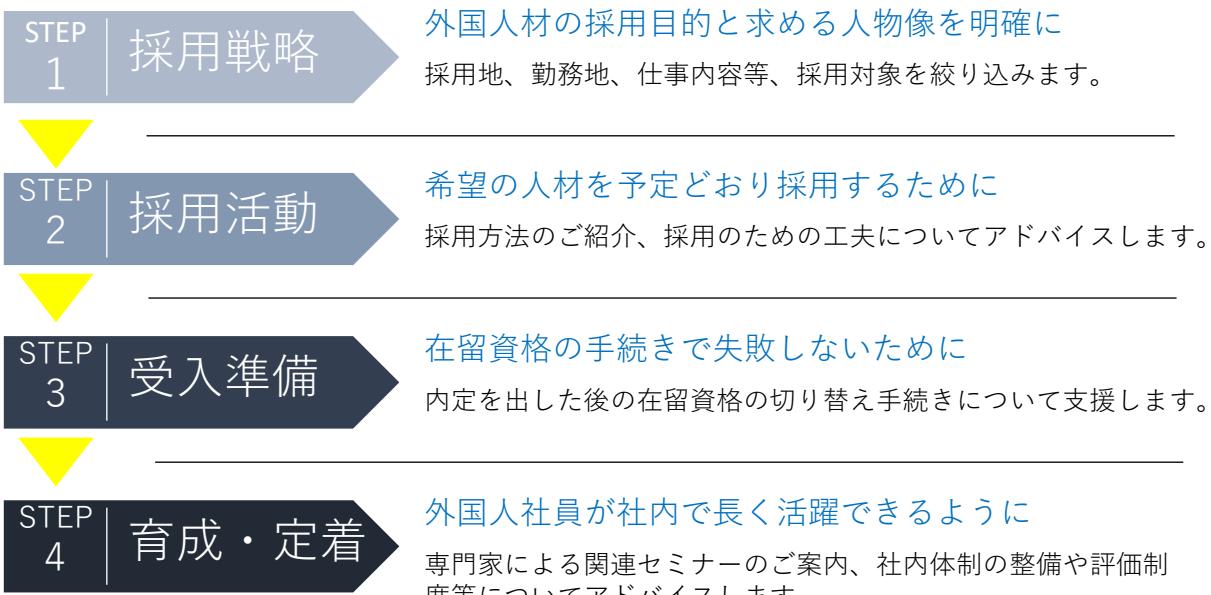
1. 施策の概要

- ◆ 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)の「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」において、分かりやすい情報発信や問合せへのワンストップ対応、高度外国人材の採用や育成に悩みを抱える中堅・中小企業等向けの伴走型支援等を実施します。

2. 施策の内容

- ① ポータルサイト(<https://www.jetro.go.jp/hrportal/>)での情報提供
- ② 高度外国人材就職支援のためのジョブフェア・セミナーといった機会・情報の提供
- ③ 専門相談員(コーディネーター)による伴走型支援により個別企業の課題(在留資格や社内体制の整備等)の解決をきめ細かにサポートする。

伴走型支援の流れ



3. 備考(対象要件等)

伴走型支援の対象は、中小企業基本法で定める中小・小規模企業者、中堅企業(常用従業員1,000名未満)等。

問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局 技術・人材協力課

TEL:03-3501-1937

E-mail:bzl-tech-co-op@meti.go.jp

2. 良質な雇用の実現

● 高度外国人材活躍地域コンソーシアム(JETRO)

1. 施策の概要

- ◆ 高度外国人材の地元企業への就職を促進するため、産・学・官のコンソーシアムを形成し、地域ごとの課題を共有しつつ、従来の県単位での活動を拡充してマッチングを行うことにより、地域に根ざした高度外国人材の定着を支援するものです。

2. 施策の内容

- ✓ 各地域において、大学、経済団体、自治体等がコアメンバーとなる産・官・学のコンソーシアムを形成し、地元企業への就職を促進するためのプログラム(インターンシップや地元企業ツアー等)を選択の上、JETROの委託先が事業を実施。
- ✓ 併せて、集中的に当該地域に対し、高度な知識や技術をもつ外国人材を雇用するための様々な課題(ビザや社内制度等)に対し、JETROのコーディネーターが伴走支援を行い、必要に応じて社労士や弁護士といった専門家からのサポート実施する。
- ✓ 北海道、東北、北陸、関西、中国、九州地域で活動中。

企業向けプログラム例

- ・地元留学生との交流会
- ・外国人留学生採用にむけたセミナー
- ・地元留学生採用のためのジョブフェア
- ・地元留学生を受入れるインターンシップ

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 伴走型支援の対象は、中小企業基本法で定める中小・小規模企業者、中堅企業(常用従業員1,000名未満)等。ただし、コンソーシアムの参加者はこれに限らない。

問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局 技術・人材協力課

TEL:03-3501-1937

E-mail:bzl-tech-co-op@meti.go.jp

2. 良質な雇用の実現

- 外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブックの活用促進

1. 施策の概要

◆ 企業が外国人留学生等の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に、特に押さえておくべき **12のポイント(チェックリスト)** とそれに連動する **活用ガイド・ベストプラクティス集** をまとめた **「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」**を作成し、公表しています。

2. 施策の内容

■ チェックリスト

企業ヒアリングやPTにおける検討等から導き出された、企業が外国人留学生等の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に、特に押さえておくべきポイントを12項目に整理。

■ 活用ガイド

チェックリストの各項目について、その必要性や具体的な取組、それらを実践することによって期待される効果等について、企業の実践例を紹介しながら解説。

■ ベストプラクティス

活用ガイドで紹介した実践例も含め、企業別に取組背景や各チェック項目に対応する特徴的な取組やその効果等を詳しく紹介。

3. 備考(対象要件等)

企業規模にかかわらずご活用いただけます

問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 経済社会政策室

TEL:03-3501-1511 (内線:2131)

E-mail: bzl-diversity2.0@meti.go.jp

URL:

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/ryugakusei_katsuyaku_pt/pdf/20200228_01.pdf

2. 良質な雇用の実現

- 職場でのミスコミュニケーションを考える動画教材・学びの手引きの活用促進

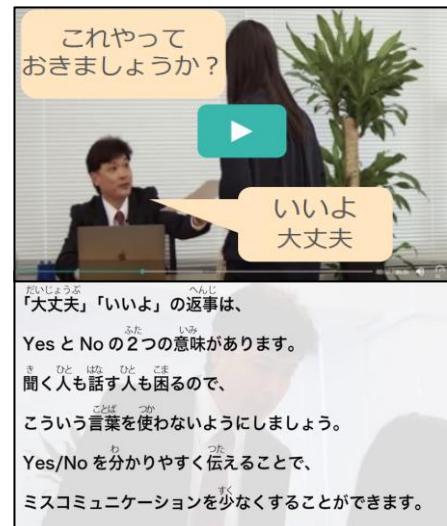
1. 施策の概要

- ◆ 外国籍社員との職場等における効果的なコミュニケーションの実現を目指し、「**職場における日本人社員と外国籍社員の効果的なコミュニケーションに向けた動画教材**」を公表しています。
- ◆ また、効果的な学びを進めるため、企業等でご活用いただける**学びの手引きやワークシート**も合わせて公表しています。

2. 施策の内容

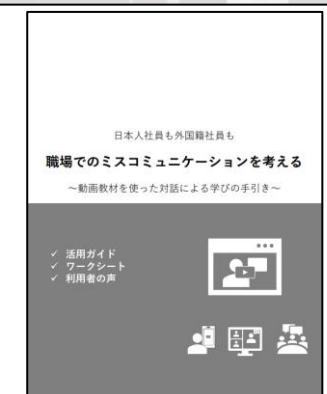
■ 職場でのミスコミュニケーションを考える動画教材

- 職場におけるミスコミュニケーションに関するシーンの動画や解説動画等を経済産業省ウェブサイト上で公表。
- 外国籍社員や日本人社員が動画を見て、なぜミスコミュニケーションが起きるのか考え、社員同士で意見交換する等、参加者同士で話しあうことで理解を深める。



■ 学びの手引き

- 動画教材を使った学び方や、効果的な意見交換を行うためのステップ、動画教材を使って学習した企業や社員の声をまとめています。
- また、動画視聴後の学習用ワークシートも公表しており、学習後の振り返り等にご活用いただけます。



3. 備考(対象要件等)

企業規模にかかわらずご活用いただけます。

問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 経済社会政策室

TEL:03-3501-1511 (内線:2131)

E-mail: bzl-diversity2.0@meti.go.jp

URL:

<https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210426003/20210426003.html>

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 経済連携協定(EPA)・投資関連協定

1. 施策の概要

◆ **経済連携協定(EPA)・投資関連協定等について、企業における利活用を促進するための情報提供、相談対応**に取り組みます。

2. 施策の内容

- ✓ 経済連携協定(EPA)を活用すると、通常より低い関税率であるEPA税率で輸出入を行うことが可能です。投資関連協定を活用すると、海外における相手国政府による不当な待遇のために損害を被った等のビジネストラブル(事業許認可が取得できない、相手国政府による契約不履行等)の解決が可能となる場合があります。
- ✓ ジェトロでは、主にEPA利活用の実態把握に必要な調査や、利活用事例集・EPA解説書等の発行を通じた情報提供等を行うとともに、EPA活用に関する相談を受け付ける「EPA相談窓口」の体制整備を実施しています。

日本と24の国・地域との間で21のEPA等(※)が発効済みです。

(※)シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル、CPTPP、EU、米国、英国、RCEP協定

■EPA利活用事例集・EPA解説書の例



利活用事例集



RCEP協定解説書

■EPA相談窓口

問合せ先

経済産業省 通商政策局 経済連携課

TEL:03-3501-1595

E-mail: bzl-epa-soudan@meti.go.jp

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 加工食品クラスター輸出緊急対策事業

1. 施策の概要

- ◆ 加工食品は、農林水産物・食品の輸出額の約4割を占めるとともに、地域には魅力ある商品が多く存在し、輸出の伸びが期待できる分野です。しかし、中小企業が中心の食品製造事業者単独では、海外でのマーケティング、展示会等におけるプロモーション、ブランドの確立、物流コスト削減等の取組を行うことが困難です。
- ◆ このため、**食品製造事業者等が連携して海外市場を開拓する取組を支援します。**

2. 施策の内容

①加工食品のPR、テストマーケティング、輸出人材育成等

- ✓ 加工食品の輸出について、複数の食品製造事業者等が参画した商流拡大に向けたプロモーションやテストマーケティング、輸出人材の育成等に係る費用。

②輸出先国の規制等に対応した商品開発に必要な機械の導入等

- ✓ 輸出先国・地域の規制・条件等に対応した商品の開発・製造のために必要な機械導入等に係る費用。(※中小企業及びその団体に限ります。)

■令和5年度補正予算:4億円

■補助率 :団体の場合は定額(上限2千万円)、
それ以外は1／2以内(上限5百万円)

■支援を受けるもの :食品製造事業者等

■公募時期 :間接補助事業者の公募は、3月上旬予定

3. 備考(対象要件等)

- ✓ ①については、企業規模に関わらずご利用いただけます。
(「輸出事業計画」の策定が必要です)

問い合わせ先

農林水産省 新事業・食品産業部 食品製造課

TEL:03-6744-2068

E-mail: s_kokusai@maff.go.jp

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 輸出物流構築緊急対策事業

1. 施策の概要

- ◆ 日本の農林水産物・食品を将来にわたって安定的に輸出し、国内の生産基盤の維持を図るため、基幹ルートの機能強化や地方港湾等の活用促進など効率的な輸出物流の構築を支援します。

2. 施策の内容

① 輸出物流構築に向けたモデル実証

- ✓ 輸出産地からの最適な輸送ルートや集荷・保管体制の構築、地方港湾・空港等を活用した輸出物流構築のための輸出商社や物流事業者等の育成に向けた調査・モデル実証を支援します。

② 輸出物流構築に必要な施設確保、設備・機器導入

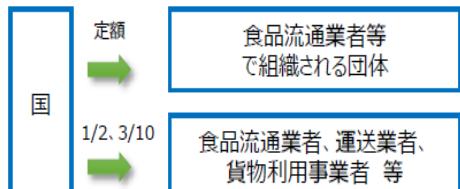
- ✓ 効率的な輸出物流を実現するために必要となる物流施設の確保や、デジタル化や自動化・省人化のために必要な設備・機器のリースによる導入を支援します。

■令和5年度補正予算額:4.5億円

■補助率 :①の事業 定額(1事業者当たり上限4,000万円)
②の事業 3/10以内(HACCP等へ対応する場合は
1/2以内)

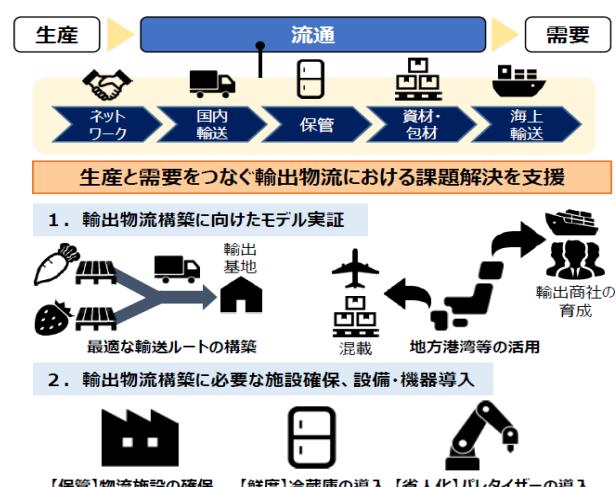
■公募時期:4月以降に公募予定

<事業の流れ>



(1の事業)

(2の事業)



3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

問い合わせ先

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課

TEL:03-3502-5741

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)

1. 施策の概要

- ◆ GFP(Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project)とは、農林水産省が推進する日本の農林水産物・食品輸出プロジェクトです。
- ◆ 農林水産物・食品の輸出に意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等の連携を図る「GFPコミュニティサイト」に登録した者を対象に輸出サポートを行っています。

2. 施策の内容

GFP登録者は、無料で次の支援を受けられます。

- ✓ 生産者や食品製造事業者の登録者を対象に農林水産省、経済産業省、国税庁、自治体、ジェトロ等が訪問して行う輸出診断
- ✓ GFPコミュニティサイトを活用した、生産者等が「売りたい」商品、輸出商社が「買いたい」商品の掲示板への投稿
- ✓ メールマガジンによる規制情報や補助事業の公募等の輸出に関連する情報の提供
- ✓ 登録メンバー同士の交流会やセミナー・商談会への参加等
- ✓ 登録や詳細については、[GFPコミュニティサイト](#)をご覧下さい。



3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

問い合わせ先

[農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課 輸出産地形成室](#)

TEL:03-6738-7897

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 海外権利化支援事業

1. 施策の概要

- ◆ 中小企業、中小スタートアップ企業、大学等が、海外において特許、実用新案、意匠又は商標の権利化をする際に要する費用の一部を助成します。

2. 施策の内容

※詳細については、「問合せ先」に記載のURLを確認ください。

■令和6年度予算案額：3.9億円

■支援の対象・要件

中小企業、中小スタートアップ企業、小規模企業、大学等

(国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置対象※1を想定)

■補助率：1/2 ※2

■補助対象経費

海外特許庁における権利化のための手続(①出願、②審査請求※2、③中間応答※2)の手数料、及びこれら手続に要する翻訳費用・国内/現地代理人費用 等

■公募回数

年3回程度(年度をまたいだ補助事業の実施が可能となります)

※1 特許法109条の2・同法施行令10条。地域団体商標については、
商工会議所や商工会等を含める予定

※2 上限あり

※3 特許出願のみ

3. 備考(対象要件等)

詳細については、「問合せ先」に記載のURLを確認ください。

問い合わせ先

特許庁 国際協力課 海外展開支援室

TEL:03-3581-1101 (内線2577)

URL:https://www.jpo.go.jp/support/chusho/kaigai-shien_new-business.html

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 海外出願支援事業

1. 施策の概要

- ◆ 中小企業等が海外において特許、実用新案、意匠又は商標の権利化をする際に要する費用の一部を助成します。

2. 施策の内容

※詳細については、「問合せ先」に記載のURLを確認ください。

■令和6年度予算案額：3.4億円

■支援の対象・要件

・中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者)。ただし、みなし大企業を除く。

・地域団体商標の外国出願については商工会議所、商工会、NPO法人等が対象。

■補助率：1/2(上限あり)

■補助対象経費

外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費 等

■公募時期：例年4～7月に実施

対象者

中堅企業

中小企業

3. 備考(対象要件等)

詳細については、「問合せ先」に記載のURLを確認ください。

問い合わせ先

特許庁 国際協力課 海外展開支援室

TEL:03-3581-1101 (内線2577)

URL:https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 中小企業等海外侵害対策支援事業

1. 施策の概要

- ◆ 外国における権利行使の促進を支援するため、中小事業者等の海外での知財侵害への対策費用を助成します。

2. 施策の内容

※詳細については、「問合せ先」に記載のURLを確認ください。

- 令和6年度予算案額：0.8億円

(1)模倣品対策支援

海外で模倣品被害を受けている中小企業者に対して海外侵害調査、警告状の作成、行政摘発の実施等について、その費用の2/3を助成。

(2)冒認商標無効・取消係争支援

中国等海外で現地企業から、自社のブランドの商標や地域団体商標を冒認出願(※)された中小企業等に対し、異議申立や無効審判請求、取消審判(例:中国における三年不使用取消)請求など、冒認商標を取消すためにかかる費用の2/3を助成。

(※)悪意の第三者が自社ブランド等を抜け駆け出願すること

(3)防衛型侵害対策支援

海外企業から警告、訴訟など係争に巻き込まれた中小企業等に対し、対抗措置にかかる費用の2/3を助成します。

3. 備考(対象要件等)

詳細については、「問合せ先」に記載のURLを確認ください。

問い合わせ先

特許庁 国際協力課 海外展開支援室

TEL:03-3581-1101 (内線2577)

URL:https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_kaigaishingai.html

● 海外知財訴訟保険事業

1. 施策の概要

- ◆ 中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合に対応するため、海外知財訴訟費用保険の掛け金の一部を助成します。

2. 施策の内容

※詳細については、「問合せ先」に記載のURLを確認ください。

■令和6年度予算案額：0.1億円

■支援の対象・要件

以下1.、2.の両方の要件を満たす者。

1. 海外知財訴訟費用保険に応募資格を有する者

2. 中小企業基本法で定める中小企業であり、かつみなし大企業ではない者

■補助率：掛け金の1/2 ※2年目以降の更新の場合は、掛け金の1/3

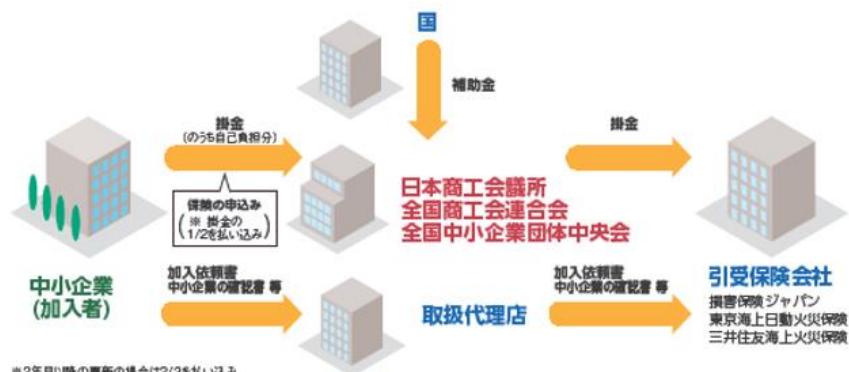
■補助対象経費：海外知財訴訟費用保険加入時の掛け金

■公募時期

2024年7月1日始期分（7月1日付け加入分）より開始予定

（2025年2月1日始期分まで又は予算がなくなり次第終了）

■制度の仕組み



3. 備考(対象要件等)

詳細については、「問合せ先」に記載のURLを確認ください。

問い合わせ先

特許庁 国際協力課 海外展開支援室

TEL:03-3581-1101 (内線2577)

URL:https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

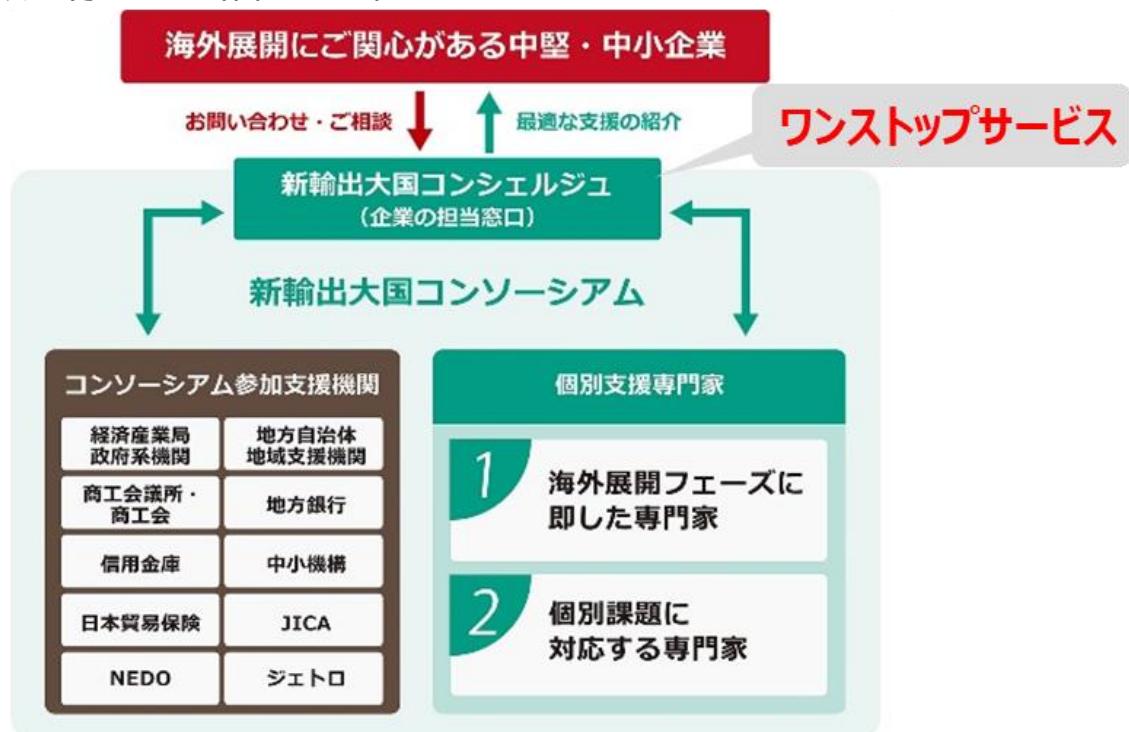
● 新輸出大国コンソーシアム

1. 施策の概要

◆ 海外展開を図る中堅・中小企業等に対して、専門家が寄り添い、情報収集、計画策定から販路開拓に至るまで、様々な段階に応じて、各支援機関が連携して総合的な支援を提供します。

2. 施策の内容

- ✓ ジェトロ、中小機構、地方自治体、金融機関などの支援機関が幅広く集結し、最適な支援をご紹介します。
- ✓ 各国・地域事業に精通した専門家が、継続的な企業訪問・商談同。・席・海外出張同行などを通じて、販路開拓を支援します。
- ✓ また、貿易実務、法務、会計などの個別課題を解決する専門家がスポット支援を行います(審査あり)。



3. 備考(対象要件等)

事業の詳細は、下記のHPをご参照ください。

問合せ先

[新輸出大国コンソーシアム事務局](#)

受付時間:平日9時~12時/13時~17時(土日、祝祭日・年末年始除く)

TEL:03-3582-8333

URL: <https://www.jetro.go.jp/consortium/>

3. 外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 海外展開知財支援窓口(海外知的財産プロデューサー事業)

1. 施策の概要

- ◆ 様々なビジネス活動で生じる知的財産面のリスクについてアドバイスを行います。
- ◆ 知的財産リスクや、ライセンス・秘密保持等の知的財産に関する国際契約の留意事項等について無料で講演を行います。

2. 施策の内容

- ✓ 企業での豊富な知財経験と海外駐在経験を有する知的財産のスペシャリストが、海外での事業展開を検討している企業等に対して、知財リスクや知財の保護・活用について、ビジネスの観点からアドバイスを行います。
- ✓ 具体的には、海外進出時における技術・情報流出をはじめとした様々な知的財産リスクへの対策、ライセンスや秘密保持等の知的財産に関する契約におけるビジネス面からみた留意点、海外での事業内容や進出国の状況、制度に応じた権利取得及び管理・活用等に関して、アドバイス・支援を無料で行います。
- ✓ また、海外知的財産プロデューサーをセミナーや研修に講師として派遣し、様々な知的財産リスクや、ライセンス・秘密保持等の知的財産に関する国際契約の留意事項等について無料で講演を行います。



3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

※ 令和6年度以降は事業名称等が変更となる可能性があります。

問い合わせ先

[工業所有権情報・研修館\(INPIT\) 海外展開知財支援窓口](#)

TEL: 03-3581-1101(内線3823)

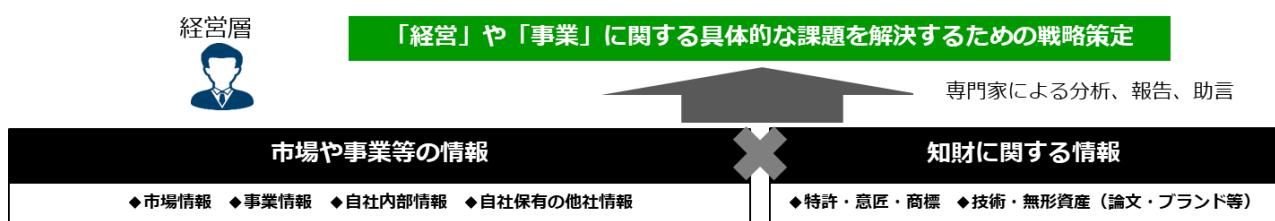
E-mail: ip-sr01@inpit.go.jp

1. 施策の概要

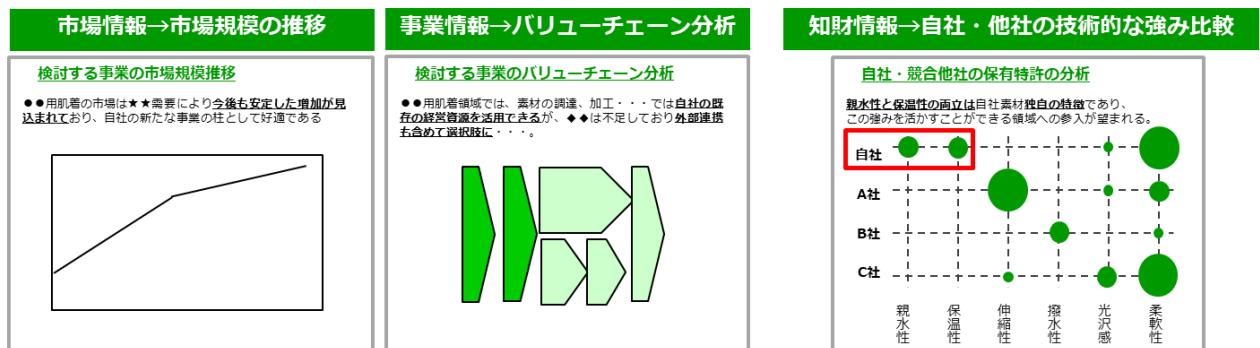
- ◆ 「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせた分析を行い、企業の抱える経営や事業の課題に対して、強みを活かした解決策のご提案をいたします。

2. 施策の内容

- ✓ 本事業では、例えば「経営計画の策定」や「販路拡大」「競争力の強化」「事業の転換」などの課題に対して、一般的に「経営」や「事業」の課題を考える際に考慮する市場や事業の情報に加え、企業の強みである「知財」の情報を組合せ、企業が抱える課題に向けた提案を行います。



(一例)



3. 備考(対象要件等)

URL先の2. (2)をご確認ください。

問い合わせ先

工業所有權情報・研修館(INPI)

TEI:03-3581-1101(内線3841)

E-mail:trade-secret@innit.go.jp

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

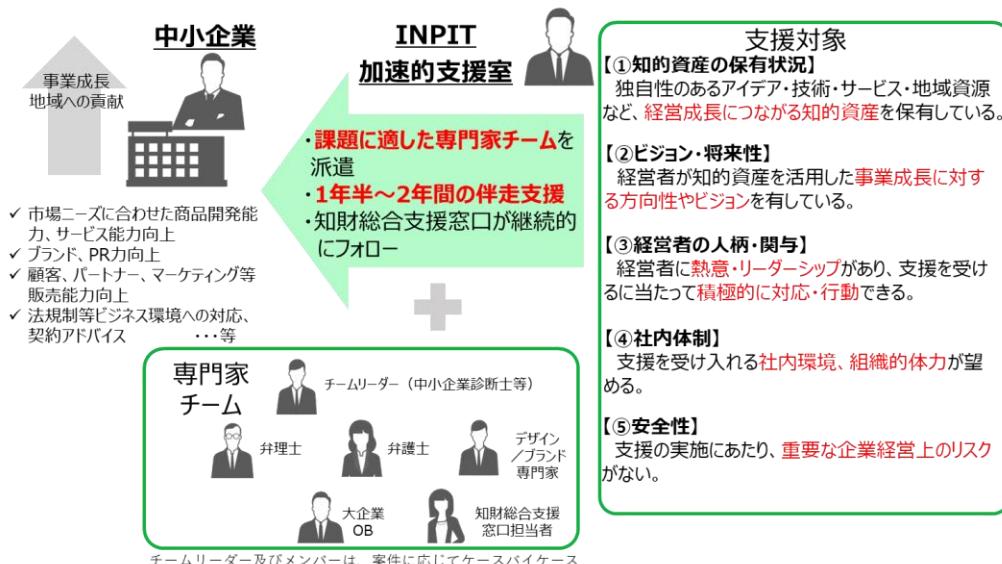
● 加速的支援

1. 施策の概要

- ◆ 知的資産を活用した事業成長が見込まれる中小企業に対し、組織の能力(ケイパビリティ)を高め事業成長を実現するため、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)から弁理士等の専門家チームを派遣し伴走支援する取り組みです。

2. 施策の内容

- ✓ 知的資産を活用し、事業の成長を加速させたい、事業成長に対する方向性やビジョンを明確化することで、具体的な戦略策定・実行へつなげたい、専門家の助言を受け、経営環境、社内環境、組織的体制の整備をしたいといった企業に対して、専門家チームを派遣し、伴走支援をいたします。
- ✓ 企業の事業目標や現状把握、経営者様の思いを実現するための課題の分析を行い、課題解決のための支援計画書を作成し、成長ストーリーを提案いたします。
- ✓ 支援計画をもとに弁理士、弁護士、中小企業診断士をはじめとした、複数の専門家が1年半程度、成長ストーリーを達成するための支援を行います。



3. 備考(対象要件等)

- ✓ 上記図中の支援対象をご確認ください。

問い合わせ先

[工業所有権情報・研修館\(INPIT\)](#)

TEL:03-3581-1101(内線2412)

E-mail:ip-si01@inpit.go.jp

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● J-messe による展示会情報の提供

1. 施策の概要

◆ **世界の見本市・展示会情報を無料で提供**しています。

2. 施策の内容

- ✓ 日本貿易振興機構(JETRO)は、世界の見本市・展示会情報を業種や開催地ごとに無料で検索できるデータベース「[J-messe](#)」を運用しています。
- ✓ 展示会・見本市情報に加え、世界の見本市・展示会場、見本市・展示会レポート、月間ランキングなどの関連トピックスも提供します。
- ✓ また、開催間近の主要見本市やジェトロが主催もしくは参加する見本市などの情報を届けるメールマガジン「[J-messe News](#)」を配信しています。

世界の見本市・展示会情報 (J-messe)



業種別に探す

- ・総合(9)
 - ・基礎産業(303)
 - ・建築(261)
 - ・機械・工業技術(790)
 - ・情報・通信(428)
 - ・輸送・物流・包装(381)
 - ・医療・健康(233)
 - ・生活(455)
- [すべての業種一覧を見る](#)

開催地別に探す

- ・アジア(780)
 - ・オセアニア(17)
 - ・北米(199)
 - ・中南米(24)
 - ・欧州・CIS(457)
 - ・中東(73)
 - ・アフリカ(67)
 - ・オンライン開催(74)
- [すべての国一覧を見る](#)

展示会主催者様へ

見本市・展示会
データベースで
貴方の展示会・
見本市をPRしませんか?

[展示会を登録する >](#)

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

問合せ先

[独立行政法人日本貿易振興機構\(JETRO\)](#)

総合案内 TEL:03-3582-5511

国内のお客様は最寄りの国内事務所にご相談ください。

([国内事務所一覧](#))

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 地域貢献プロジェクト

1. 施策の概要

◆ 中小・小規模企業者グループによる**地域単位での海外展開の取り組みを支援**します。

2. 施策の内容

- ✓ 「地域貢献プロジェクト」は、日本貿易振興機構(JETRO)の国内事務所が自治体や地域の関係団体等と連携しながら、海外展開に取り組む複数の中小・小規模企業から構成されるグループを支援するプロジェクトです。
- ✓ 各地域の産業や產品の特性を踏まえた特定国・地域への販路開拓や輸出拡大を支援します。
- ✓ 具体的には、①戦略の策定、②バイヤー発掘調査、③研究会・セミナー、④海外ミッション派遣、⑤海外有力企業の招へい・オンラインツールを活用した国内外での商談会等を効果的に組み合わせて、地域単位での海外販路開拓につなげます。

■補助率:定額

■補助対象経費:バイヤー発掘調査、研究会・セミナー開催、海外ミッション派遣、
海外有力企業招聘等にかかる経費の一部

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 中小企業基本法で定める中小・小規模企業者等。ただし、みなし大企業等は除く。

問合せ先

[独立行政法人日本貿易振興機構\(JETRO\)](#)

総合案内 TEL:03-3582-5511

国内のお客様は最寄りの国内事務所にご相談ください。

([国内事務所一覧](#))

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

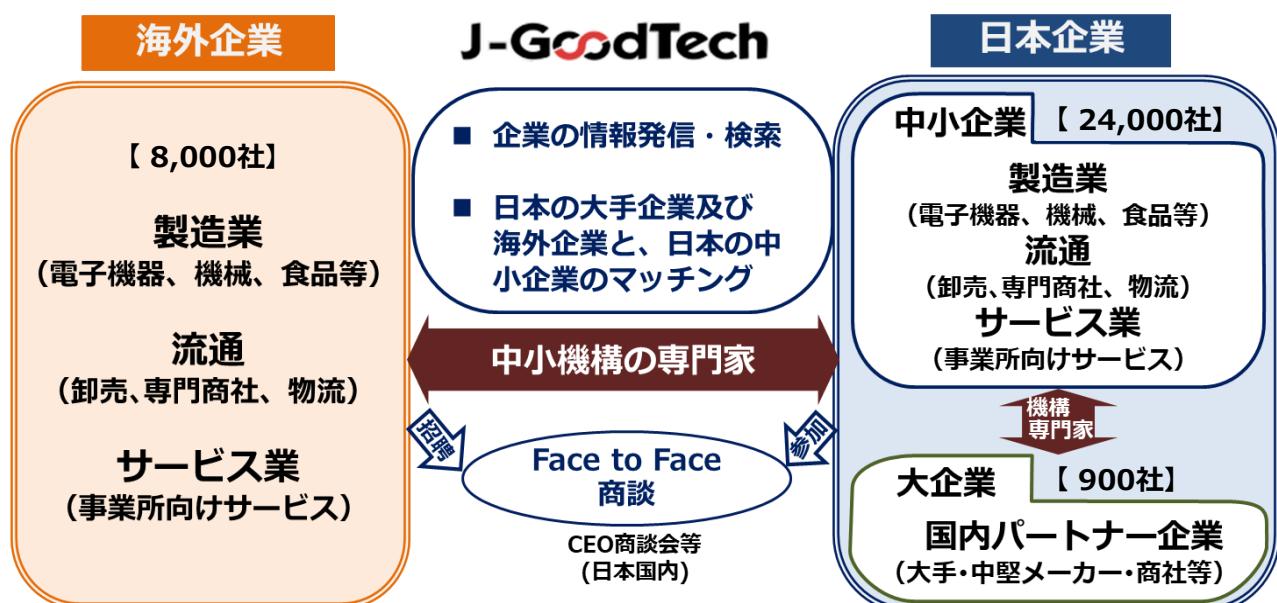
● J-GoodTech(ジェグテック)

1. 施策の概要

- ◆ 独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営するビジネスマッチングサイト「J-GoodTech」を通じた、企業情報の発信や商談サポートにより、日本の中小企業と海外企業、国内大手企業との新たな取引や事業提携を支援します。
- ◆ 日本企業の製品購入、合弁会社設立、共同開発、事業連携に関心がある海外企業と日本の中小企業とのビジネスマッチングを支援します。

2. 施策の内容

- ✓ J-GoodTechでは、製造業や流通業、サービス業など幅広い業種の国内中小企業や海外支援機関が推薦する海外企業等の情報を掲載。
- ✓ 研究開発、事業提携、海外展開等のビジネス・パートナー探しや新規取引に向けた商談をサイト上で効率よく行えるサービスを提供。
- ✓ また、全国の中小機構の専門家がビジネスマッチングをサポート。



3. 備考(対象要件等)

- ✓ 中小企業基本法第2条第1項にて定めている事項に該当している必要があります。※該当する中小企業でも、みなし大企業は登録できません。

問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 販路支援部 マッチング支援課

TEL:03-5470-1824

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 中堅・中小建設企業の海外進出支援業務

1. 施策の概要

中堅・中小建設企業や政府関係機関・金融機関等からなる**中堅・中小建設企業海外展開促進協議会(JASMOC)**等を通じ、海外進出に必要な情報・課題の共有を行うとともに、現地企業とのビジネスマッチング、現地人材を採用するための就職説明会の機会等を提供し、**中堅・中小建設企業等の海外進出を支援します。**

2. 施策の内容

①中堅・中小建設企業海外展開促進協議会(JASMOC)

- ✓ 業界団体、中小企業診断士、政府関係機関・金融機関等の支援機関等と連携し、海外進出に役立つ情報の提供やアドバイス等を実施。

●協議会構成(令和6年3月8日現在)

会員 :中堅・中小建設企業 265社

支援機関等 :業界団体、政府関係機関、金融機関(地銀・信金)等 124団体

運営委員 :【委員長】草柳俊二(東京都市大学客員教授)、有識者6名 計7名

②各種セミナーの開催

- ✓ 海外事業計画策定支援セミナーや海外大学連携技術紹介セミナー、JICA無償資金協力事業の紹介セミナー等、JASMOC会員企業のアンケートや有識者の意見を踏まえて各種セミナーを開催。

③海外事業計画策定支援

- ✓ 各社における海外進出の戦略立案から事業計画に落とし込むまでの一連のプロセスを、中小企業診断士を中心としたアドバイザーとの個別面談を通して支援。

④海外訪問団

- ✓ 対象国に中堅・中小建設企業からなる訪問団を派遣。相手国政府との意見交換会、現地JICA等からのブリーフィング、現地企業・日系企業とのビジネスマッチングや、現地大学と連携した就職フェア、現場見学等を実施。

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 海外進出を希望の従業員数300人以下又は資本金10億円以下の建設関連企業(③はエントリーシートの記入の必要あり)

問合せ先

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課

TEL:03-5253-8280

E-mail: hqt-kokusai01@gbx.mlit.go.jp

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● CIR(国際交流員)による海外展開支援

1. 施策の概要

◆ JETプログラムにより招致され、地方自治体の国際交流担当部局等に配属されている**CIR(国際交流員)**が海外展開をサポートします。

2. 施策の内容

- ✓ JETプログラム(The Japan Exchange and Teaching Programme)は、外国青年を招致して地方自治体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る、世界最大規模の人的交流プログラムです。

令和5年度は、50カ国から外国青年5,831名が参加しており、うち468名がCIR(国際交流員)として地方自治体等で国際交流活動に従事しています。(※)

※ CIRの他、教育委員会や学校で外国語教員等の助手として職務に従事するALT(Assistant Language Teacher: 外国語指導助手)と、スポーツを通じた国際交流活動に従事するSEA(Sports Exchange Advisor: スポーツ国際交流員)がいます。

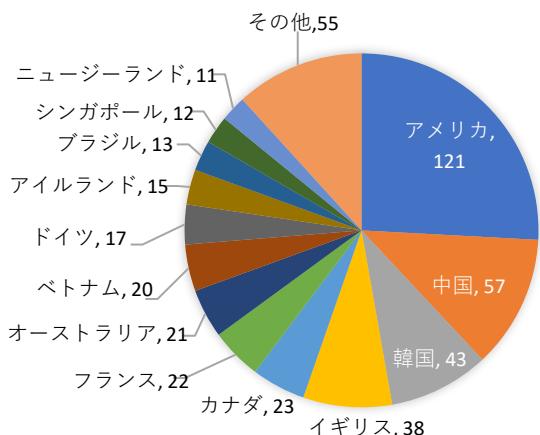
<CIR(Coordinator for International Relations:国際交流員)>

- 主に地方自治体の国際交流担当部局等に配属され、国際交流関係事務、地域住民の異文化理解のための交流活動に加え、多文化共生や外国人住民への支援、海外販路開拓等の業務に従事しています。

<CIRの業務例>

地方自治体等の国際交流をサポート

- 国際経済交流事業の企画・実施
　　海外販路開拓、訪日観光客の誘致
- 国際イベントの企画・実施
　　海外情報の収集、海外旅行博の企画調整
- 外国人向けの広報・海外向け情報発信
　　外国語観光マップの作成、海外情報発信
- 地域の国際化の推進
　　異文化理解講座の開催



[令和5年度:250自治体等が任用、35か国、468人]

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

問合せ先

総務省 自治行政局国際室

TEL: 03-5253-5527

E-mail: kokusai@soumu.go.jp

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 協力準備調査(海外投融資)

1. 施策の概要

◆ **開発途上国において、将来 JICA海外投融資**(インフラ整備、貧困削減、気候変動対策などの分野で経済社会開発や経済の安定に寄与し、採算が見込める事業への出融資)**の活用を見込む事業計画策定を支援**します。

2. 施策の内容

- ✓ 対象事業:以下を満たす民間資金活用事業
 - 途上国の経済社会開発・復興や経済の安定に寄与し、日本政府・JICAの方針に沿っている
 - 事業化段階で海外投融資を活用する見込みがある
 - 提案法人が投資の形で参画する予定がある
- ✓ 調査方式:二段階方式として、予備調査、本格調査の二段階に分けそれぞれ別の契約を締結する。予備調査は本格調査移行を前提としない形式(単独型)も可能。
- ✓ 公示時期:隨時応募、隨時採択

「協力準備調査(海外投融資)」

将来的には、JICA「海外投融資」の活用を前提とした現地での事業化を念頭に置いた調査を支援対象とする。

予備調査

事業の基本スキーム等、具体的な
案件形成及び事業実施に
向けた情報収集を支援。
(委託契約の上限:3千万円)

本格調査

より高い確率で海外投融資につながると
見込まれる案件について、法務、環境社会配慮や
事業のファイナンス基礎情報までを
網羅した事業性の調査を支援。
(委託契約の上限:1.2億円)

(※)予備調査→本格調査と移行して実施することを想定しているが、予備調査もしくは本格調査のみを行うことも可能。

- ✓ 対象事業、調査方式等の詳細については、[JICAのホームページ](#)をご覧ください。

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 日本国登記法人。但し、条件を満たしていれば同企業体×構成員は外国籍法人も可能。企業規模に関わらずご利用いただけます。

問合せ先

[JICA 民間連携事業部 監理課](#)

TEL: 03-5226-3489 E-mail:minkanshien.os@jica.go.jp

外務省 国際協力局 開発協力総括課

TEL: 03-5501-8373

E-mail:odakanminrenkei@mofa.go.jp

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

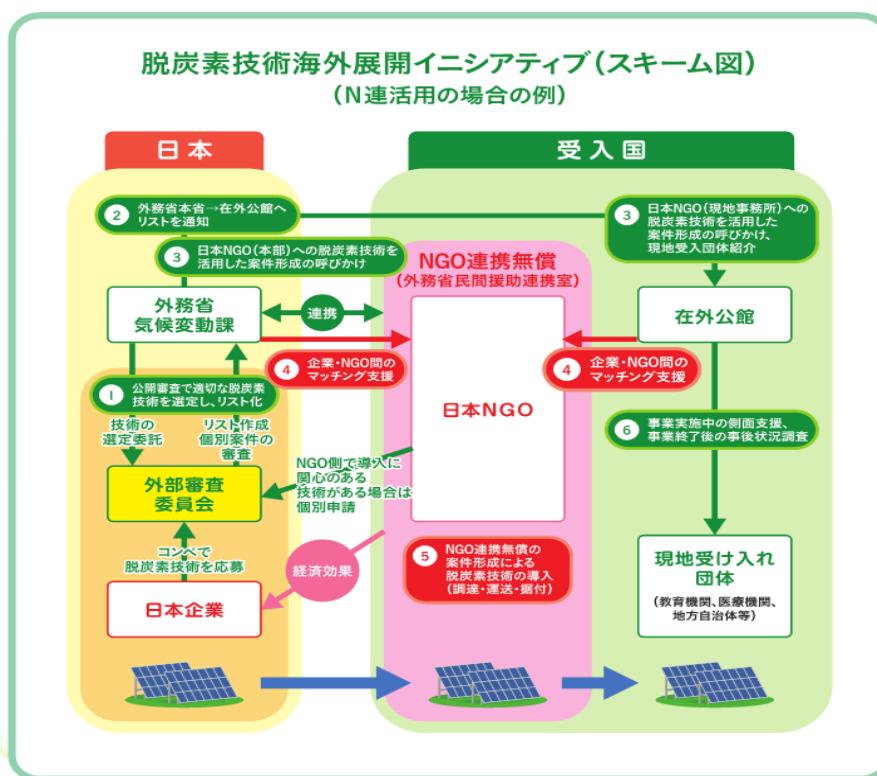
● 脱炭素技術海外展開イニシアティブ

1. 施策の概要

- ◆ 日本企業と日本のNGO の連携による**脱炭素技術の開発途上国への展開を応援します。**

2. 施策の内容

- ✓ 日本NGO 連携無償資金協力(N連)等既存のスキームによる事業形成を通じて、日本企業の技術の途上国への展開を図るイニシアティブです。
- ✓ 外部審査委員会による、日本企業を対象とした公開審査を通じて選定された脱炭素技術をリスト化し、令和6年1月時点で20社の21製品が選定されており、今後もリストの拡充を行います。
- ✓ NGOは、N連等の案件形成に際して、必要に応じて同リストを参照し、ニーズに適した技術があれば企業にコンタクトし、ともに途上国での案件を形成していくことが可能です。



3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模にかかわらずご利用いただけます。

問合せ先

外務省 国際協力局 気候変動課

TEL:03-5501-8493

E-mail: climate.solutions@mofa.go.jp

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 中小企業・SDGsビジネス支援事業

1. 施策の概要

◆ 優れた製品や技術、ノウハウを持つ日本の中小企業の海外展開を支援することで、途上国の様々な課題の解決に貢献し、同時に日本経済の活性化にも資することを目的とします。

2. 施策の内容

	ニーズ確認調査	ビジネス化実証事業	普及・実証・ビジネス化事業
契約形態	ビジネス化支援型:JICAがコンサルタントと共に企業のビジネス化を支援し、企業とJICAは、経費の直接のやり取りが原則発生しない契約を締結	調査委託型:JICAから企業へ調査を委託し、企業が必要に応じコンサルタントと契約	
目的	ビジネス展開に関する初期仮説に基づき、顧客ニーズの検証、顧客ニーズと製品・サービスとの適合性の検証を行い、初期的な事業計画を策定する	課題解決に貢献し得るビジネスの開始に向け、製品・サービスに対する顧客の受容性を確認した上で、同提供体制の構築及び収益性確保に目途を立たせ、事業計画の精度を高める	技術・製品・ノウハウ等の実証活動を含むビジネスモデルの検証、提案製品等への理解の促進、ODA事業での活用可能性の検討等を通じた事業計画案の策定を支援
事業経費	上限1,000万円+コンサルティングサービス(※) ※JICAが選定、契約するコンサルタントによる支援	上限2,000万円+コンサルティングサービス(※) ※JICAが選定、契約するコンサルタントによる支援	上限:1億円/1.5億円/2億円(中小・中堅企業) 5,000万円(大企業)
事業期間	8カ月程度	1年4カ月程度	1~3年程度
負担経費	旅費、現地活動費	旅費、現地活動費、機材輸送費、本邦受入活動費	旅費、機材購入・輸送費、現地活動費、外部人材活用費、本邦受入活動費、管理費
その他	上記内容は、2023年度公示情報です。 制度の詳細、申込み方法等の最新情報は、 JICAホームページ をご覧ください。		

3. 備考(対象要件等)

- ニーズ確認調査:中小企業、中堅企業(※)、非営利法人、中小企業団体
- ビジネス化実証事業:営利法人、非営利法人、中小企業団体
- 普及・実証・ビジネス化事業(中小企業支援型):中小企業、中堅企業(※)、中小企業団体
- 普及・実証・ビジネス化事業(SDGsビジネス支援型):中小・中堅企業以外の
営利法人、非営利法人

※資本金額が10 億円未満の企業

問合せ先

[JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業窓口](#)

TEL:03-5226-3491 E-mail: sdg_sme@jica.go.jp

外務省 国際協力局 開発協力総括課

TEL: 03-5501-8373 E-mail: odakanminrenkei@mofa.go.jp

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● HACCP等への対応支援

1. 施策の概要

- ◆ 食品製造事業者等が、輸出向けHACCP等の認定・認証取得に必要な施設や機器の整備等をする際に要する経費を支援します。
- ◆ 輸出拡大を目指す食品製造事業者等に対して、一般衛生管理やHACCPに基づく衛生管理に関する研修や施設認定に向けた現地指導等の実施を支援します。

2. 施策の内容

(1) 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備支援

- ① 施設等整備事業 輸出先国等が定める、HACCP等に適合する施設の認定、FSSC22000等の認証取得に必要な施設・設備の整備(新設及び増築は掛かり増し経費に限る)
- ② 効果促進事業 認定・認証取得に向けたコンサルティング費等

■令和6年度予算案額:1.5億円 令和5年度補正予算額:55億円

■補助率 :1/2以内

■公募時期 :3月頃に公募

(2) 輸出先国規制対応支援事業(内数)

- ① HACCP等認定の取得に向けた研修等の開催経費の支援
- ② 専門家による現地指導に係る経費の支援 等

■令和6年度予算案額:2.6億円(内数)

■補助率 :定額、1/2以内

■公募時期 :2月頃に公募(事業実施主体が①②の事業を実施)

3. 備考(対象要件等)

輸出事業計画の認定等の要件が必要となります。詳しくは、問合せ先に記載のURL「食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業」のページを確認ください。

問い合わせ先

農林水産省 輸出・国際局

(1)の事業 [輸出支援課 HACCPハード班](#)

TEL:03-6744-2375

(2)の事業 [規制対策グループ 水産施設認定班](#)

TEL: 03-3501-4079

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 経済ミッションによるトップセールス

1. 施策の概要

- ◆ 経済産業大臣等の外国訪問に合わせ、**現地へ官民経済ミッションを派遣**します。

2. 施策の内容

- ✓ 経済産業大臣等の外国訪問に合わせ、現地へ官民経済ミッションを派遣しています。
- ✓ 派遣先の国・地域では、日本貿易振興機構(ジェトロ)や現地政府・政府機関等の協力の下、現地情報のアップデート並びに人脉形成に役立つビジネスフォーラム、現地経済界とのネットワーキングなどのイベントを開催し、中堅・中小企業の皆さまの海外展開を後押しします。

<例>

- 令和5年7月 インド
(日印産業共創イニシアティブ)
→ 15社、20名の日本企業
ミッションが帯同し、ピッチ
やインド・スタートアップとの
交流を実施。



問い合わせ先

経済産業省 通商政策局 総務課

TEL:03-3501-1654

E-mail: bzl-s-tsusei-seisaku@meti.go.jp

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 中小企業・農林水産業輸出代金保険

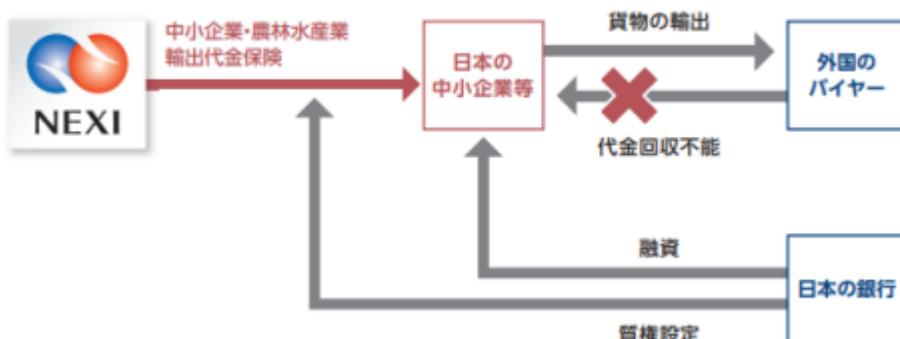
1. 施策の概要

- ◆ 日本の中堅・中小企業及び農林水産業従事者の輸出を支援するための保険です。
- ◆ 後払い輸出の代金回収不能リスクをカバーします。

2. 施策の内容

【カバー範囲・実績等】

- 為替取引の制限や戦争・内乱、自然災害等の「非常危険」、及び契約相手方の破産等の「信用危険」により、貨物代金を回収できることにより被る損失「船積後の代金回収不能リスク」を保険でカバー。
- 保険料は貿易一般保険(個別)と比較して原則割安であり、他の保険商品よりも迅速に保険金支払いが可能(原則として保険金請求後1ヶ月以内)



3. 備考(対象要件等)

- 日本からの輸出貨物を対象に、契約金額5千万円以下、かつバイヤーの与信枠(個別保証枠残高)内であること
- 決済ユーチンス(貨物の船積日から代金決済日までの期間)が180日以内の輸出契約
- バイヤー(輸出契約の相手方又は貨物代金の支払人)が、海外支店や子会社に当たらない輸出契約

問い合わせ先

日本貿易保険 お客様相談窓口

TEL: 東京 0120-671-094 / 大阪 0120-649-818

E-mail: cs@nexi.go.jp

URL: <https://www.nexi.go.jp>

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

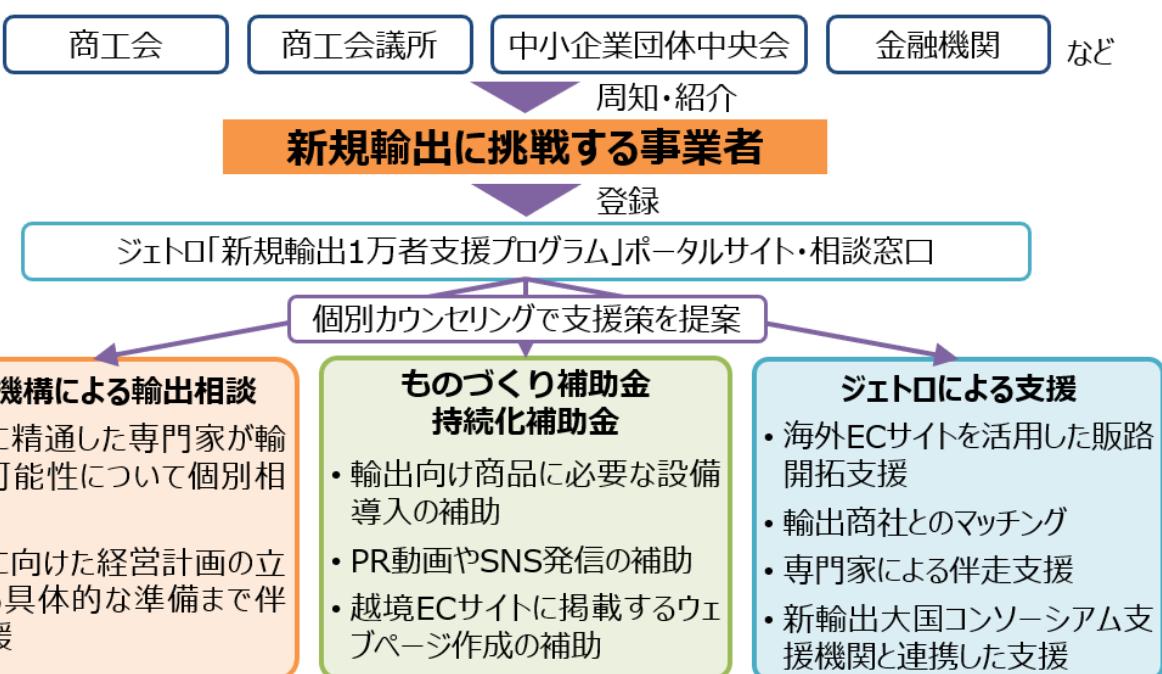
● 新規輸出1万者支援プログラム

1. 施策の概要

◆ 経済産業省、中小企業庁、ジェトロ及び中小機構が一体となり、全国の商工会・商工会議所等とも協力しながら、①新たに輸出に挑戦する事業者の掘り起こしや、②専門家による事前の輸出相談、③輸出用の商品開発や卖込みにかかる費用への補助、④輸出商社とのマッチングやECサイト出展への支援、などを一気通貫で実施します。

2. 施策の内容

- ✓ ポータルサイトで登録した中小企業に、個別カウンセリングで最適な支援策を紹介します。



3. 備考(対象要件等)

ご紹介する支援策ごとに対象要件等は異なりますので、まずは下記窓口までお問合せ、もしくは下記リンク(QR)よりご登録ください。

問い合わせ先

ジェトロ本部 受付時間:平日9時~12時/13時~17時
(土日、祝祭日・年末年始除く)
TEL:03-3582-4937 / 03-3582-4938
03-3582-4939 / 03-3582-4940

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 在外公館を通じた支援事業(企業支援)

1. 施策の概要

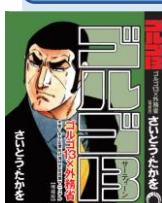
- ◆ 世界各地の日本の大使館・総領事館に、「日本企業支援窓口」を設置し、海外展開に関する相談を受けています。現地における日本製品・技術のプロモーションにも協力しています。
- ◆ また、一部の公館では、インフラプロジェクト専門官や日本企業支援担当官(食産業担当)が海外展開に関する分野ごとの相談も受けています。
- ◆ 更に、海外でより安心、安全にご活躍いただくため、海外の安全対策に関する情報を提供しています。

2. 施策の内容

- ✓ 日本企業支援窓口(https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/kigyo/ichiran_i.html)
 - 大使館の施設を利用してプロモーション活動をしたい。
 - 現地情勢や安全情報について知りたい。
- ✓ 一部の大使館・総領事館には、専門分野の担当官が配置されています。
- ✓ 日本企業支援担当官(食産業担当)(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page25_000259.html)
 - 輸出関係の規制について知りたい。
- ✓ インフラプロジェクト専門官 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/infrastructure/senmonkan.html>)
 - 現地のインフラ案件に取り組む上でどのような支援ツールがあるか相談したい。

●外務省及び大使館では、海外における危機管理を支援しています。

安全対策マニュアル



『ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル』電子版・動画版を外務省海外安全ホームページに公開しています。

中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク

中堅・中小企業に海外安全対策に関する情報やノウハウを効率的に共有すべく、企業の海外展開を支援する組織のネットワークを設置しています。

安全対策セミナー

国内外において、外務省の取組・海外で必要な安全対策等を紹介しています。

官民合同テロ・誘拐対策実地訓練

国内外でテロ・誘拐対策に関する訓練を実施しています。

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

問合せ先

外務省 経済局 官民連携推進室

TEL:03-5501-8336

Eail: business-support@mofa.go.jp

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 在外公館を通じた支援事業(法律相談)

1. 施策の概要

- ◆ 外国では、州や市など自治体ごとの特有の法令、知的財産権を巡る紛争、公務員からの贈賄要求への対応など、日本では馴染みのない法律問題や紛争への対応が必要となることがあります。
- ◆ **日本の大使館・総領事館では担当官を配置し、アドバイス**をしています。また、日本人弁護士による法的なサポート(無料法律相談等)を行っている大使館・総領事館もあります。

2. 施策の内容

- ✓ 一部の在外公館には、法律問題事案に関する相談窓口として、下記の担当官があります。
- ✓ 知的財産担当官:知的財産の保護についての相談等
- ✓ 外国公務員贈賄防止担当官:現地の公務員からの金銭等の要求について相談等(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page23_001661.html)
- ✓ 日本人弁護士による現地情報にかかるセミナーや無料法律相談会も行っています。

【2023年度実施公館】16カ国23公館

- | | |
|---|-------------------------|
| ■ インドネシア (在インドネシア大使館・在スラバヤ総領事館・在デンパサール総領事館) | ■ ウズベキスタン (在ウズベキスタン大使館) |
| ■ 中国 (在中国大使館・在上海総領事館・在青島総領事館・在瀋陽総領事館) | ■ サウジアラビア (在ジッダ総領事館) |
| ■ マレーシア (在マレーシア大使館・在ペナン総領事館) | ■ ケニア (在ケニア大使館) |
| ■ フィリピン (在フィリピン大使館) | ■ タンザニア (在タンザニア大使館) |
| ■ ミャンマー (在ミャンマー大使館) | ■ ルワンダ (在ルワンダ大使館) |
| ■ インド (在インド大使館) | ■ ガーナ (在ガーナ大使館) |
| ■ ネパール (在ネパール大使館) | |
| ■ モンゴル (在モンゴル大使館) | |
| ■ ブラジル (在リオデジャネイロ総領事館) | |
| ■ ベトナム (在ベトナム大使館・在ダナン大使館) | |

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

問合せ先

外務省 経済局 官民連携推進室

TEL:03-5501-8336

Eail: business-support@mofa.go.jp

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業

1. 施策の概要

- ◆ JETROによる、海外見本市への出展、商談会の開催、サンプル展示ショールームの設置、セミナー開催、専門家による相談対応、民間事業者等による分野・テーマ別のPR活動や販売促進活動など、**海外販路開拓・拡大の取組等を支援します。**

2. 施策の内容

海外見本市出展・商談会開催



- ✓ JETROが主催・参加する海外見本市のジャパン・パビリオンへの出展サポート(出展企業・団体を公募)※ や、商社やバイヤーを招聘した商談会を実施。

※一部出展経費をジェトロが補助
(見本市により補助対象・補助率が異なります。)

食品サンプルショールーム設置



- ✓ JETROの海外事務所等に、現地バイヤー等が隨時閲覧・試食等可能な食品サンプルショールームを通年もしくはスポットで設置。現地バイヤーとの商談機会を提供。

輸出セミナーの開催



- ✓ 輸出を目指す事業者を対象とした、商談スキル向上、最新の海外マーケットやトレンド、品目別での輸出先国の規制や輸出を進めるためのポイント等、テーマ・内容に応じた輸出セミナーを開催。

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

相談対応

■農林水産・食品輸出相談窓口

- ✓ 輸出を目指す事業者が気軽に相談可能な「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内・海外に設置。

■海外コーディネーターによる輸出支援相談

- ✓ JETROが海外に配置する農林水産・食品分野の専門家(海外コーディネーター)が、Eメール相談、ブリーフィングを無料で実施。

問い合わせ先

農林水産省 輸出・国際局 輸出企画課

TEL:03-3502-3408

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● ジャパン・ハウス事業

1. 施策の概要

- ◆ 日本の多様な魅力を発信する施設として、サンパウロ、ロンドン、ロサンゼルスにジャパン・ハウスが設置されています。
- ◆ ジャパン・ハウスでは、日本の製品や技術を展示するとともに、日本の商品を販売しています。ジャパン・ハウスの利用について相談を受け付けております。

2. 施策の内容

展示、講演・セミナー等

- ✓ 日本の多様な魅力を、展示、講演、セミナーなどを通じて発信。
- ✓ アートや工芸を単に紹介するのではなく、文化・歴史・地域の魅力等も説明しつつ、ビジネスやインバウンド促進等にもつながるイベントを実施。

- ✓ (例)令和4年9月末から令和5年1月末まで、飛騨高山の伝統工芸品と技術をとおして木工職人の技術や伝統を紹介する「飛騨の匠(The Carpenter's Line)」展をロンドンで開催。飛騨の家具や匠の道具、作品を展示(一部販売)した他、日本の木工職人による講演やデモンストレーション等、様々なイベントを開催。
- ✓ (例)令和5年12月から令和6年4月まで、日本の生活に欠かせない「お茶」をテーマに「NIHONCHA」展をサンパウロで開催。地域や製造過程の違いから生まれる味や風味のバラエティーといった「製造」の観点と、歴史、建築(茶室)といった「文化」の観点から紹介。



物販

- ✓ ジャパン・ハウスの3つの拠点で、コンセプトにマッチした様々な商品を販売。
- ✓ 取り扱い商品の例:伝統工芸品、日用品、文具、日本酒、書籍、紙細工、焼き物、デザイン製品、布製品、装飾品、染物など。

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

問合せ先

外務省 大臣官房 戰略的对外発信拠点室

TEL:03-5501-8092

E-mail: co-japanhouse@mofa.go.jp



● 日本企業向け対日M&A活用事例集

1. 施策の概要

◆ 日本企業の経営課題解決や成長の加速に資するよう、海外資本を有効活用した対日M&Aの事例や、課題・メリット・留意点などを掲載した日本企業向けの対日M&A(*)活用に関する事例集を2022年度に作成しました。また、その続編として、2023年度は、対日M&A及び資本提携事例を掲載した外国企業と日本企業の協業連携に関する事例集を作成しております。

*対日M&A:海外資本の活用方法の一つである、外国企業又は海外プライベートエクイティファンドによる日本企業へのM&A

2. 施策の内容

■事例集の概要

✓ 対日M&A活用に関する事例集

海外資本を有効に活用し、海外販路の拡大や経営の高度化、人材の強化・育成などを実現した対日M&A事例や、対日M&Aの課題・メリット・留意点などを掲載

✓ 外国企業と日本企業の協業連携に関する事例集(仮称)

日本企業が外国企業との対日M&A、合弁会社設立等を実施することで、企業経営の高度化(イノベーションや新規ビジネスモデルの創出を含む)を進める際に参考となるよう、協業連携の課題・メリット・留意点などを掲載

■事例集作成に関する研究会の設置(2022年・2023年)

✓ 対日M&A課題と活用事例に関する研究会(2022年)

✓ 外国企業と日本企業の協業連携事例に関する研究会(2023年)

■公開予定

✓ 対日M&A活用に関する事例集(2023年4月19日公表)

✓ 外国企業と日本企業の協業連携に関する事例集(仮称)

研究会で取りまとめ後、経済産業省Webサイトなどで公開予定

問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課

TEL:03-3501-1662

E-mail: bzl-invest-japan@meti.go.jp

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

- グローバルオープンイノベーション(GOI)事業
デジタル・ヘルスケア分野のビジネスマッチング

1. 施策の概要

◆ **オープンイノベーションや日本でのビジネス展開に関心が高い外国企業や在日外資系企業と、中堅・中小企業を含む国内の企業**、大学・研究機関、自治体、産業コミュニティ等を対象としたオンラインによるマッチング商談会を実施します。

2. 施策の内容

1. 対日投資及び協業連携を目的に、ヘルスケア分野及びデジタル分野の外国企業・外資系企業と、国内の各地域の企業、大学・研究機関、自治体、産業コミュニティ等とのオンラインビジネスマッチングを実施。
2. 日本企業との協業連携や日本進出の関心が高いヘルスケア分野とデジタル分野の外国企業・在日外資系企業約140社が参加。

■実施概要(2023年度実績)

○実施期間：2023年11月1日～2024年2月29日

○参加外国企業・外資系企業：デジタル(81社)、ヘルスケア(60社)

○参加費：無料

(司会・通訳付き。オンライン商談にかかる通信料は各自でご負担ください。)

3. 備考(対象要件等)

■参加資格：

以下条件に該当する国内企業、大学・研究機関、自治体、産業コミュニティ等。

①日本に拠点を有すること。

②公序良俗に反する活動を過去に行っておらず、現在も行っていないこと。

問合せ先

日本貿易振興機構(JETRO) イノベーション部エコシステム課

Tel:03-3582-5234 E-mail:GOI@jetro.go.jp

経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課

TEL:03-3501-1511 E-mail: bzl-Investing-in-Japan@meti.go.jp

対象者

中堅企業

中小企業

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● J-Bridge

1. 施策の概要

◆ JETROが運営するビジネスプラットフォーム「Japan Innovation Bridge(J-Bridge)」を通じて、スタートアップを含む**外国企業との協業・連携による、ビジネス開発や新規事業創出を目指す日本企業をサポート**します。

2. 施策の内容

- ✓ 国内外JETRO事務所とコーディネーターが連携し、有望な海外スタートアップ企業等の協業先発掘や面談アレンジ、専門的助言、各種イベント等を実施します。

重点地域・国

- | | | |
|---------|-------|-----------|
| ● 東南アジア | ● インド | ● オーストラリア |
| ● 北米 | ● 欧州 | ● イスラエル |
| ● アフリカ | ● 日本 | |

重点分野

デジタル



- モビリティ
- ヘルステック
- アグリテック
- エドテック 等

グリーン



- 再生可能エネルギー
- 蓄電池・バッテリー
- 水素 等

支援プログラム（例）

個別ニーズに基づく 海外企業発掘

会員企業の協業・連携ニーズ、求める技術に応じ、海外のスタートアップ等を個別に発掘し、個別面談をアレンジ。

専門家やジェトロ職員による助言

専門家やジェトロ職員によるメンタリングや戦略策定、法務・財務・税務面でのアドバイスを実施。

マッチング イベントの開催

ピッチやリバースピッチ、協業事例や現地情報の提供等のための各種イベントを開催。

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 中堅・中小企業の他、大企業や大学・研究機関等でも利用可能です。

問合せ先

[日本貿易振興機構\(JETRO\) イノベーション部ビジネスデベロップメント課](#)

E-mail: j-bridge@jetro.go.jp

経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課

E-mail: bzl-oipf20@meti.go.jp

3. 外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 海外見本市・展示会

1. 施策の概要

◆ 日本貿易振興機構(JETRO)が主催・参加する各分野の**海外見本市・展示会への出展を支援**します。

2. 施策の内容

- ✓ JETROが主催・参加する海外見本市・展示会において、ブースのデザイン・施工、出品物の通関・輸送、現地広報など各種サービスをパッケージで提供するほか、出展経費の一部を補助します。

■補助率:1/2、1/3等

■補助対象経費:海外見本市・展示会の出展にかかる経費の一部

■公募時期:随時

(募集ページ) <https://www.jetro.go.jp/events/>



3. 備考(対象要件等)

- ✓ 海外見本市・展示会:中小企業基本法で定める中小・小規模企業者等。ただし、みなし大企業等は除く。

問合せ先

[独立行政法人日本貿易振興機構\(JETRO\)](#)

総合案内 TEL:03-3582-5511

国内のお客様は最寄りの国内事務所にご相談ください。

([国内事務所一覧](#))

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 越境EC等利活用促進事業

1. 施策の概要

- ◆ BtoC市場向け、BtoB市場向けの**ECサイトへの出展を支援**することで、海外市場の獲得を後押しし、日本の中堅・中小企業の安定した輸出ビジネスに繋げます。

2. 施策の内容

1. 海外におけるEC販売プロジェクト「JAPAN MALL」

- ✓ ジェトロが海外の主要ECサイトに日本商品特設サイト「JAPAN MALL」を設置し、日本商品の販売を支援します。原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結し、複雑な輸出手続きが不要なため、輸出が初めてでも参入しやすい仕組みです。

2. 米国等向け越境EC支援プログラム「JAPAN STORE」

- ✓ ジェトロとAmazonが連携し、米国等海外のAmazon内に「JAPAN STORE」を開設し、日本企業の出品及び販売促進を支援します。

3. ジェトロ招待バイヤー専用 オンラインカタログサイト「JAPAN STREET」

- ✓ 商品をJAPAN STREETサイトに掲載し、ジェトロが招待した世界中のバイヤーに紹介します。バイヤーから引き合いが来たらジェトロから連絡し、オンライン商談につなげます

4. 通年型オンライン展示会への出展支援「JAPAN LINKAGE」

- ✓ ジェトロがオンライン展示会への出展・バイヤーへのプロモーションを最長1年間支援します。

	JAPAN MALL	JAPAN STORE	JapanStreet	JAPAN LINKAGE
概要	世界各国のECバイヤーへの商品紹介	米国／英国Amazon等への出品	ジェトロのカタログサイトへの商品掲載	海外の通年型オンライン展示会への出展
おすすめポイント	国内納品／買取で取引が完結！ バイヤー買取により商品の返品リスク無し！	米国／英国Amazon等の日本企業特設サイトに商品掲載！ はじめて出品する企業は出品をサポート！	ジェトロが選定した有力海外バイヤーが参照するカタログサイトへ無料掲載！ 海外バイヤーからの引き合いチャンスを最大化！	出展料をジェトロが一部補助！ ※中堅・中小企業のみ出展・マーケティングを主催者が支援！
対象分野	食品・飲料、日用品、ファッショントピュー・ヘルスケア、伝統工芸品等	食品、ファッショントピュー・ヘルスケア、キッチン、ホーム、オフィス、スポーツ、アウトドア、ホビー等	食品・飲料、日用品、ファッショントピュー・ヘルスケア、伝統工芸品、コンテンツ、機械・材料等	機械・部品、電気・電子製品、食品・飲料、日用品、ファッショントピュー・ヘルスケア等 ※展示会によって異なる
費用	無料プラン、有料プランあり	無料プラン、有料プランあり	無料	有料(一部補助あり)
HP	https://www.jetro.go.jp/services/japan_mall/	https://www.jetro.go.jp/services/amazon_japan_store.html	https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html	https://www.jetro.go.jp/services/japan_linkage.html

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 事業の詳細は、上記の各事業HPをご参照ください。

問合せ先

- ジェトロ デジタルマーケティング部
- ・プラットフォームビジネス課(JAPAN MALL、JAPAN STREET) TEL:03-3582-4686
- ・ECビジネス課(JAPAN STORE、JAPAN LINKAGE) TEL:03-3582-5227
- ジェトロ国内事務所一覧

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 地域一体となつた観光地・観光産業の再生・高付加価値化

1. 施策の概要

- ◆ **宿泊施設、観光施設等の改修、廃屋撤去、面的DX化などの取組の支援**について、計画的・継続的に支援を実施する。
- ◆ 上記を通じて、観光需要の拡大、収益・生産性向上等の実現を図り、地域・産業の「稼ぐ力」の回復・強化を図る。

2. 施策の内容

① 地域計画の作成支援

※ 自治体・DMO等の地域を代表する団体等が作成

観光地の再生・高付加価値化プラン(地域計画)の作成に向け、
○再生・高付加価値化のコンセプトづくり、○地域の合意形成、
○個別施設の改修等の事業の内容の磨き上げ、○資金調達
などの点について、地域の取組を国が支援(専門家派遣等、伴走支援の実施)

② 地域計画に基づく事業支援 (例)

宿泊施設の高付加価値化改修

観光地の面的再生に資する
宿泊施設の改修支援

補助上限1億円（補助率原則1/2（※））

※投資余力の乏しい事業者について、一定の
条件を満たしたものについては補助率2/3

廃屋撤去

観光地の景観改善等に
資する廃屋の撤去支援

補助上限1億円(補助率1/2)

観光施設改修等

・観光地の面的再生に資する
土産物店や飲食店等の改修支援

補助上限原則1, 000万円(※)(補助率1/2)

※面的DX化に参加する場合は
補助上限2, 000万円

・公的施設への観光目的での改修支援
補助上限2, 000万円(補助率1/2)

面的DX化

観光地の面的再生に資する
面的DX化支援

補助上限原則2, 000万円(※)
(補助率1/2)

※面的DX化の効果等が特に大きい場合は
補助上限5, 000万円

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

問合せ先

観光庁 参事官(産業競争力強化)

TEL:03-5253-8948

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

- 特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業

1. 施策の概要

- ◆ インバウンド消費の更なる拡大・質向上のため、文化、自然、食、スポーツ等を早朝夜間や未公開・非混雑エリア等の活用と組み合わせ、特別な体験や期間限定の取組を創出。
- ◆ 地域の関係者の発意による特別な体験や期間限定の取組等を全世界に発信し、誘客の促進につなげる。

2. 施策の内容

- ✓ 文化、自然、食、スポーツ(※)等の多岐にわたる分野で、特別な体験や期間限定の取組の創出、イベントをフックとした誘客の促進、体験コンテンツの高付加価値化等を支援
(※)世界遺産・日本遺産・伝統芸能・アート・ポップカルチャー・国立公園・自然景観・スノーリゾート等の多様な観光資源を想定
- 令和5年度補正予算額:約184億円の内数
- 支援対象
特別性の高い体験コンテンツ・イベント等で、インバウンド規模3,000名以上又は一般的なものと比較して単価が3倍以上となる高付加価値化がなされたもの
 - スキーム
(1)国・地方公共団体等所管事業:上限8,000万までを支援
※最低事業費3,000万
 - (2)民間企業等支援事業
 - ①インバウンド規模3,000名以上の体験コンテンツ・イベント等支援事業
1,500万定額に加え、1,500万から6,000万まで補助率1/2を支援
 - ②高付加価値化等支援事業
1,000万定額に加え、1,000万から3,000万まで補助率1/2を支援
※最低事業費は①2,500万円(最低自己負担額500万)
②1,500万円(最低自己負担額250万)
- スケジュール
 - ・1月12日 補助対象事業者の一次公募を開始(～2月8日)
 - ・3月中旬 採択事業者を決定し、以降事業開始予定
 - ・3月下旬 補助対象事業者の二次公募を開始予定

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

問合せ先

国土交通省 観光庁 国際観光課

TEL:03-5253-8923

E-mail:hqt-tokubetsutaiken@gxb.mlit.go.jp

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

1. 施策の概要

- ◆ 人材確保支援、人材活用の高度化に向けた設備投資支援、外国語人材の確保の支援を行う。
- ◆ 公共交通機関において、多言語での情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援する。
- ◆ 訪日外国人旅行者に直接対応をする観光施設や観光案内所、または医療機関等に対し、非常時・受診時の外国人旅行者対応に必要な整備を支援するとともに地域の災害時等における観光危機管理の強化を支援する。
- ◆ 訪日外国人旅行者の受け入れに向けて、旅館・ホテル等の宿泊施設のサステナビリティの向上に関する取組を強化するため、宿泊施設における省エネ設備等の導入支援を行う。

2. 施策の内容

- (1)観光地・観光産業における人材不足対策
- (2)公共交通の対応力増強
- (3)[観光施設等の危機管理対応能力の強化](#)
- (4)宿泊施設における省エネ設備導入

■令和5年度補正予算額:約255億円の内数

■補助率 :1/2、1/3等

■補助対象経費:補助メニューの整備にかかる経費

■公募時期 :調整中

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

問い合わせ先

国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室

TEL:03-5253-8972

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● インセンティブ旅行の誘致

1. 施策の概要

◆ 海外からのインセンティブ旅行等(※)の誘致活動において、我が国の中堅企業等の視察等を紹介し、旅行の行程に視察を組み込むことを促すことで、外国からの訪問者に、中堅企業等の製品・技術等を知らせる機会を作ります。

(※)企業が従業員やその代理店等の表彰や研修などの目的で実施する旅行のこととで、企業報奨・研修旅行と呼ばれる。

2. 施策の内容

(1) インセンティブ旅行の誘致に向けたコンテンツ開発支援(観光庁)

各地域におけるインセンティブ旅行向けコンテンツ(ユニークベニューの活用、伝統産業や地域産業を活用したコンテンツ、テクニカルビジット等)の開発・整備や、既存コンテンツのブラッシュアップを実施します。

■令和5年度補正予算額:約184億円の内数

■対象経費:コンテンツ造成に係る企画・運営費、モニターツアー実施費用、プロモーション費用など

■公募時期:2月中旬に公募を開始し、4月下旬に採択先を決定予定

(2) インセンティブ旅行誘致支援事業(観光庁)

自治体等に対して、地元の中堅企業の視察なども含めたインセンティブ旅行開発のファムトリップ、トレーニングを実施します。

■令和6年度予算案額:約9億円の内数

■対象経費:講師が自治体等に対して地元中堅企業の視察など実施するための経費。(交通費、宿泊費、研修費等)

■公募時期 :4月頃に公募予定

(3) インセンティブセミナー・商談会の実施(JNTO)

JNTO 主催のインセンティブ商談会については東アジア・東南アジア地域において実地で実施する予定です。

■事業対象:コンベンションビューロー・訪日観光関連事業者ほか

■参加募集時期:未定(JNTOのHPにて公表予定)

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 企業規模に関わらずご利用いただけます。

問合せ先

国土交通省 観光庁参事官(MICE担当)付

TEL:03-5253-8938

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 訪日観光客が利用する施設における情報発信

1. 施策の概要

◆ **訪日観光客が利用する施設**(空港、ホテル、クルーズ埠頭、飛行機モニターなど)において皆様の製品・技術・農産物等を幅広く紹介しています。

2. 施策の内容

【PR の例】

○空港を活用した情報発信

- ・日本産品の試食や、帰国後に產品を購入できるECサイトのPR
- ・地域のコンテンツの発信、特產品・工芸品の販売



ニッポンを飲もう！
日本の酒キャンペーン -Waku Waku Nippon-
(成田空港)

にっぽんは、楽しいぞ！
（羽田空港）

成田国際空港株式会社より 東京国際空港株式会社HPより

○航空機のモニター等を活用した情報発信

- ・本邦大手航空会社の機内誌における地域産業特集の掲載
- ・機内ビデオの放映等地域プロモーション活動機会の提供

○ホテルを活用した情報発信

- ・地元產品の展示及び販売、地元食材を使った食事の提供等

【クルーズ船寄港時の情報発信の例】

○クルーズ船寄港時の情報発信

- ・クルーズ埠頭における地域產品の免税販売
- ・クルーズ船内における地元食材等の提供



3. 備考(対象要件等)

(クルーズ埠頭における地域產品の免税販売)

「事前承認港湾施設内への免税店の臨時出店に係る届出制度」による手続きを実施した事業者

※詳しくは、[国土交通省のHP](#)をご覧下さい

クルーズ埠頭免税販売
(横浜港)

クルーズ船内における地元食材
の提供

問い合わせ先

国土交通省

(空港・航空機) 航空局 総務課企画室

TEL:03-5253-8695

(ホテル) 観光庁 観光産業課

TEL:03-5253-8330

(クルーズ埠頭) 港湾局 産業港湾課

TEL:03-5253-8672

3.外需獲得(グローバル展開・インバウンド取込)の支援等

● 放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業

1. 施策の概要

- ◆ 放送事業者等が、地方公共団体や観光産業、農林水産業、地場産業等の事業者・団体と連携し、日本各地の魅力を伝える放送コンテンツを制作して海外の放送局等を通じて発信する取組を支援します。

2. 施策の内容

地域の放送事業者等が、地方公共団体等と連携の上、日本各地の魅力を発信するコンテンツを海外の放送局等と共同で制作して発信し、地域経済の活性化等を図る事業（地方公共団体等と連携したイベント開催等、本事業と連動した事業を含む。）

■令和6年度予算案額:0.5億円、令和5年度補正予算額:5.7億円の内数

■補助率：2分の1（最大4,000万円）

■補助対象経費：

- ・コンテンツの制作に係る経費
- ・海外での情報発信(放送枠の確保等)に係る経費
- ・情報発信と連動して実施する事業(イベント開催等)に係る経費
- ・その他事業を実施するために必要な経費

■公募時期：6月頃に公募（令和5年度実績）



3. 備考(対象要件等)

企業規模に関わらずご利用いただけます。

問い合わせ先

総務省 情報流通行政局 情報通信作品振興課

放送コンテンツ海外流通推進室

TEL:03-5253-5424

E-mail: content.kaigai@ml.soumu.go.jp

URL:https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/housou_kaigaitenkai.html

4. 経営基盤の強化・整備

● 農業競争力強化支援法

1. 施策の概要

- ◆ 農業の持続的な発展のため、農業生産関連事業者が事業再編等により経営体質の強化を図る「事業再編計画」の認定を受けた場合、登録免許税の軽減や設備投資に係る割増償却、日本政策金融公庫による**低利融資等の支援**受けることができます。

2. 施策の内容

支援措置		企業の規模	
		中小	大・中堅
税制特例	登録免許税の軽減※ ・特例の税率:措置内容による(以下例) 株式会社の設立、資本金の増加の場合: <u>0.7% ⇒ 0.35%</u> 分割による株式会社の設立の場合: <u>0.7% ⇒ 0.5%</u> 等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	減価償却の特例(法人税・所得税)※ 普通償却限度額の割増償却 ・機械・装置の場合: <u>35%</u> 建物・建物附属設備・構築物の場合: <u>40%</u> ※1社単独で取り組む事業再編は対象外。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
金融支援	中小企業基盤整備機構の債務保証 ・保証割合:借入れの <u>50%(25億円まで)</u> ・保証期間:5年または10年	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	日本政策金融公庫の長期・低利融資 ・貸付限度額: <u>負担額の8割</u> ・償還期限: <u>20年以内</u> ・据置期間: <u>3年以内</u>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	日本政策金融公庫の債務保証(スタンダバイ・クレジット) ・証限度額: <u>1法人当たり4億5千万円</u>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
手続特例	事業譲渡時の債権者のみなし同意	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※税制特例(登録免許税の軽減及び減価償却の特例)は、令和6年3月31日をもって廃止。

3. 備考(対象要件等)

農業生産関連事業者:①農業資材の製造・卸売・小売、②農産物の卸売・小売、
③農産物を原材料として飲食料品の製造・加工を行う事業者

問い合わせ先

(農業資材分野)

[農林水産省 農産局 技術普及課 生産資材対策室](#)

TEL:03-6744-2182

(流通・加工分野)

[農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ](#)

TEL:03-6744-2065

4. 経営基盤の強化・整備

- 地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業(うち中堅・中核企業の経営力強化支援事業)

1. 施策の概要

◆ 新事業展開を狙う地域の中堅・中核企業を対象に、新事業開発に活かせるセミナー・ワークショップの実施や、事業開発力をもつコンサルタントとのマッチング、さまざまな外部支援機関や他企業とのネットワーキング機会の創出といった支援を行います。

2. 施策の内容

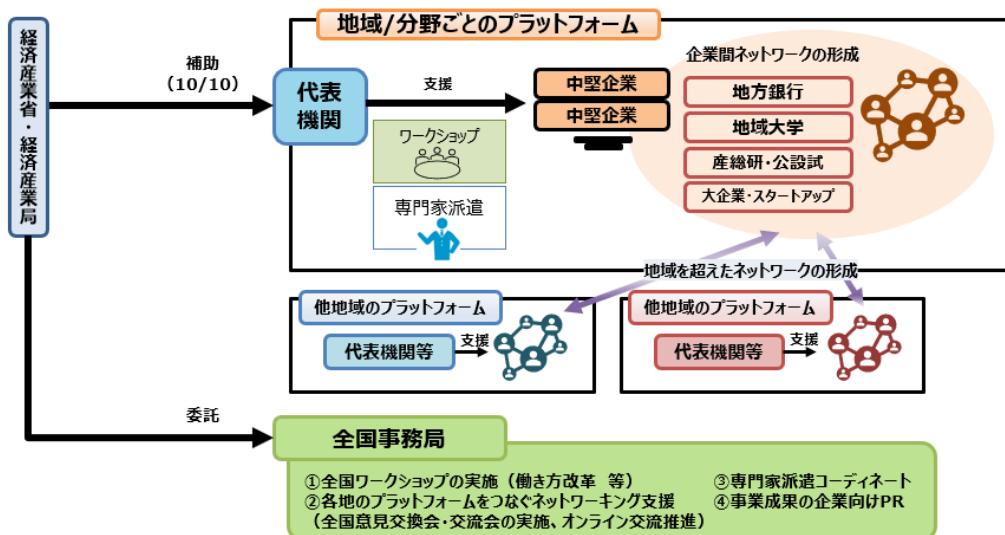
地域ごとにプラットフォームを構築し、新事業展開等を目的としたハンズオン支援(高度な知識を有する専門家の派遣・ワークショップ・ネットワーキング等を一貫して行う支援)、働き方改革支援、地域外の支援機関とのネットワーク形成に取り組む。

■ 令和6年度予算案額: 21億円の内数

■ 補助率 : 10/10

■ 補助対象経費 : 新事業展開に必要となる専門家派遣費、ワークショップ開催等に係る経費

■ 事業開始時期 : 3月を目途に代表機関の公募を開始予定



問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課

TEL: 03-3501-0645

E-mail: bzl-s-chiiki-koudoka@meti.go.jp

4. 経営基盤の強化・整備

● ミラサポplus

1. 施策の概要

◆ 中小企業支援施策(制度)を「使ってもらう」ことを目指し、各補助金等の電子申請の際のサポート機能や経営状況の分析機能(ローカルベンチマーク)の提供、優良事例の紹介(事例ナビ)をしています。また、申請方法や経営相談についても、サポートが可能な支援者・支援機関のご紹介や検索機能を設けています。

2. 施策の内容

- ✓ 中小企業向けの情報発信から電子申請の際のサポートを行うポータルサイトです。
- ✓ 中小企業向けに作成した各事例集を統一のフォーマットに集約し、閲覧するサービス「事例ナビ」を提供しています。
- ✓ 電子申請サポートでは、各種電子申請で繰り返し入力が必要になる基本情報や財務情報等を管理できます。e-taxや過去に電子申請したシステムからデータを取得することも可能です(外部取込)。
- ✓ ローカルベンチマークによる財務分析結果により、経営状態の見える化が可能になります。また、非財務情報の見える化による支援者との対話を促す機能を実装しています。
- ✓ 会員登録時の個々の登録情報に応じて、支援施策等をおすすめ表示する「リコメンデーション」機能の実装や、メール配信機能を実装しています。
- ✓ 事業にあった支援機関を探すことができます。

問合せ先

経済産業省 中小企業庁 長官官房 広報相談室

TEL:03-3501-1709

E-mail: bzl-s-chuki-koho@meti.go.jp

4. 経営基盤の強化・整備

● 「事業継続力強化計画」認定制度

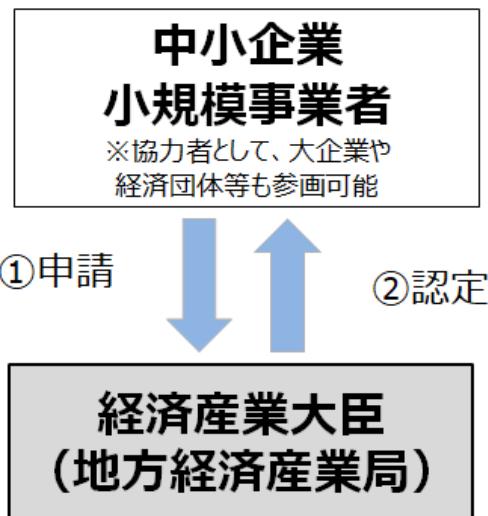
1. 施策の概要

- ◆ **事業継続力強化計画**とは、災害対策の第一歩として中小企業が防災・減災に関する計画を定めるものであり、経済産業大臣の認定を受けることができます。
- ◆ 認定を受けた中小企業は、**防災・減災設備に対する税制優遇、低利融資、補助金の加点措置等**を受けることができます。

2. 施策の内容

- ✓ 中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を所在する地方経済産業局に申請し、認定を受けることができます。
- ✓ 1社で策定する計画のほか、複数の企業が連携して対策を行う「連携事業継続力強化計画」があります。

計画認定スキーム



認定を受けた事業者に対する支援

- 認定事業者によるロゴマーク使用
- 防災・減災設備導入に対する税制措置
- 低利融資、信用枠拡大等の金融支援
- 補助金採択時の加点措置



3. 備考(対象要件等)

- ✓ 中小企業等経営強化法の定義に基づく中小企業者
- ✓ 詳細は、中小企業庁HPを参照ください。

問い合わせ先

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 経営安定対策室

TEL:03-3501-0459

E-mail: bzl-keieiantei-toiawase@meti.go.jp

URL:<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

4. 経営基盤の強化・整備

● 事業承継・引継ぎ支援センター

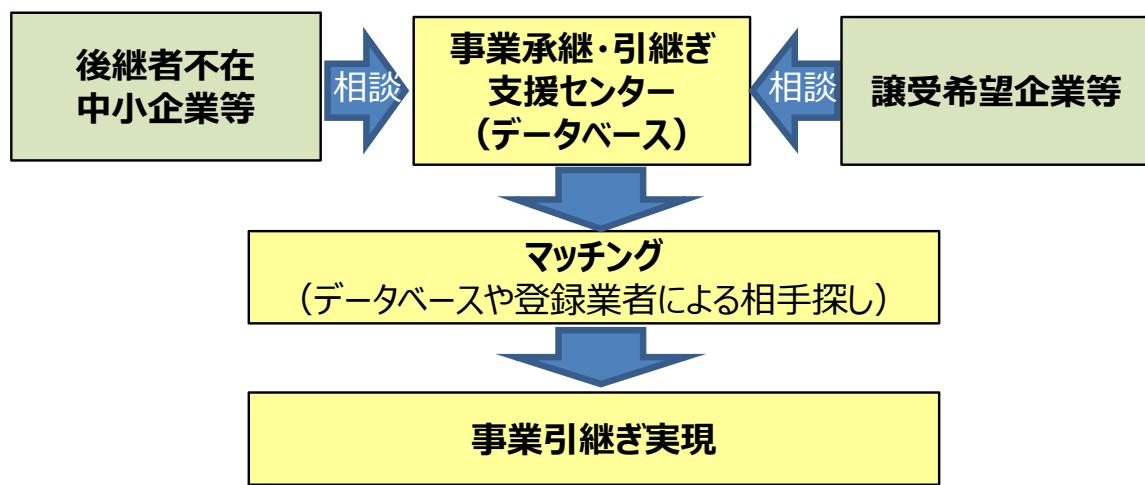
1. 施策の概要

◆ **後継者不在の中小企業や事業承継に向けた取組について悩みを抱える中小企業者等**に対して、事業承継・引継ぎ支援センターではワンストップで相談に対応します。

2. 施策の内容

- ✓ 各都道府県に設置した「事業承継・引継ぎ支援センター」において、後継者不在の中小企業や、事業承継（親族内承継など）に向けた取組みに悩みを抱える中小企業等の相談に、原則無料・秘密厳守にてワンストップで対応します。
- ✓ まずは、事業承継や事業引継ぎに関するお悩みや相談事がありましたら、各都道府県に設置している「事業承継・引継ぎ支援センター」までご相談ください。専門家が親身に対応します。

センターの支援スキーム



問い合わせ先

各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センター

TEL: <https://shoukei.smrj.go.jp/>に記載

中小企業庁 事業環境部 財務課

TEL:03-3501-5803

4. 経営基盤の強化・整備

● 事業承継・引継ぎ補助金

1. 施策の概要

◆ **事業承継・M&A後の経営革新に係る費用**(設備投資・販路開拓等)や、**M&A時の専門家活用に係る費用**(「M&A支援機関登録制度」に登録されたフィナンシャル・アドバイザー(FA)や仲介に係る費用、セカンド・オピニオン、表明保証保険料等)、**事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用**(原状回復費・在庫処分費等)を補助します。

2. 施策の内容

● 対象となる方、対象となる経費

支援類型	要件	経費
経営革新枠	経営資源引継ぎ型創業や事業承継(親族内承継実施予定者を含む)、M&Aを過去数年以内に行つた者、又は補助事業期間中に行う予定の者	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費
専門家活用枠	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料
廃業・再チャレンジ枠	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴つて廃業等を行う者	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用(併用申請の場合のみ)

● 補助率・補助上限額

【経営革新枠】1/2～2/3・600～800万円

※一定の賃上げを実施する場合、補助上限額を600万円から800万円に引上げ。

【専門家活用枠】1/2～2/3・600万円

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用だけが補助対象。

【廃業・再チャレンジ枠】1/2～2/3・150万円

※経営革新枠もしくは専門家活用枠との併用が可能。

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 経営革新枠の申請は、申請者による経営革新等の内容や補助事業期間を通じた事業計画の実行支援について、認定経営革新等支援機関の確認を受けている必要があります。

問い合わせ先

事業承継・引継ぎ補助金 事務局

[TEL:03-3501-3550](tel:03-3501-3550)(経営革新枠)

03-3501-3551(専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠)

4. 経営基盤の強化・整備

● 中小PMI支援メニューの実施

1. 施策の概要

◆ 近年、中小企業を当事者とするM&Aが増加していますが、満足度の高いM&Aを実現するためには、M&Aにより引き継いだ事業の継続・成長に向けた統合やすり合わせ等の取組であるPMIが重要です。こうしたことから、中小企業庁においては、令和4年3月に、PMIプロセス全般における中小企業のPMIの「型」を示す「中小PMIガイドライン」を策定・公表しました。さらに、中小PMIガイドラインの改訂、及びPMI実施環境・支援環境をさらに整備することを目的として、実証事業を実施しています。

2. 施策の内容

「中小PMIガイドライン」では、会社の規模等に応じてPMIの取組を「基礎編」と「発展編」に分けて紹介するほか、PMIに関する成功・失敗事例も盛り込んでおり、譲受側が取り組むべきと考えられるPMIの取組を整理しています。

また、「中小PMIガイドライン講座」では、「中小PMIガイドライン」の内容を、動画でも解説しています。

さらに、中小PMIガイドラインの改訂、及びPMI実施環境・支援環境をさらに整備することを目的として、実証事業を実施しており、この成果は、取りまとめ後、経済産業省Webサイトなどで公開する予定です。

■参考リンク

PMIガイドライン：

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/pmi_guideline.pdf

PMIガイドライン講座：

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2023/230329shoukei.html>

問い合わせ先

中小企業庁 事業環境部 財務課

TEL:03-3501-5803

4. 経営基盤の強化・整備

● 中堅・中小グループ化税制(中小企業事業再編投資損失準備金の拡充)

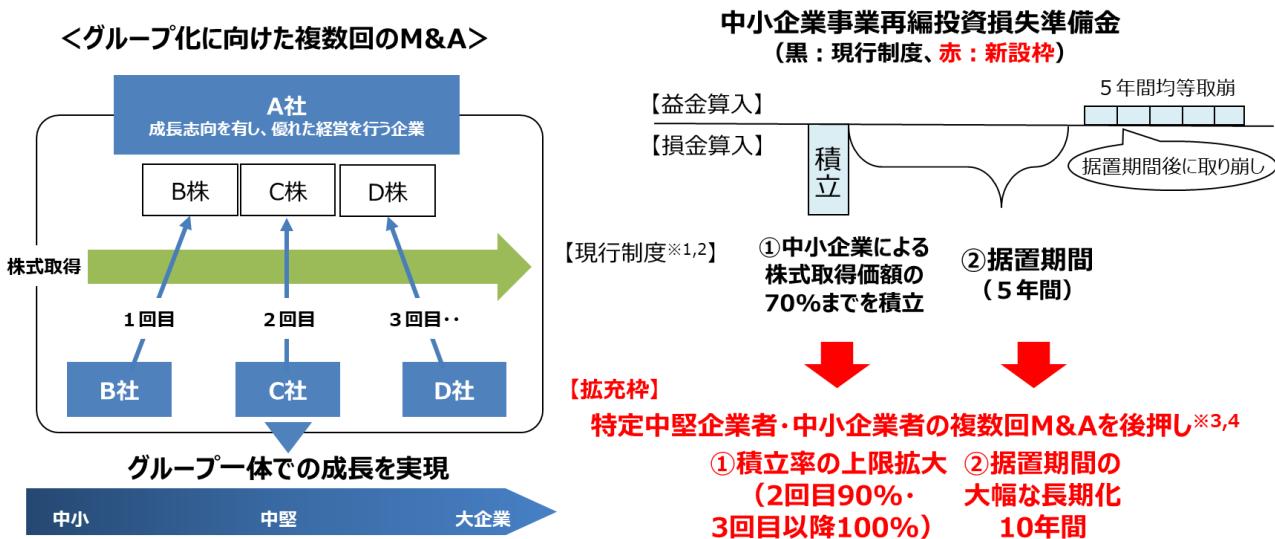
1. 施策の概要

◆ 令和6年度税制改正において成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化を集中的に後押しするため、現行の準備金制度を拡充し、新たな枠を創設。

2. 施策の内容

産業競争力強化法で新設する計画の認定を受けた場合、現行の準備金制度について、中堅企業も対象に、複数回のM&Aを行う場合の積立率をM&A2回目90%、3回目以降100%に拡大。据置期間も10年に大幅長期化。

※詳細については同法成立後、HPに掲載。



3. 備考(対象要件等)

特定中堅企業者(※産業競争力強化法において規定)・中小企業者

問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 産業創造課

中小企業庁 事業環境部 財務課

TEL: 03-3501-1560、03-3501-5803

4. 経営基盤の強化・整備

- REVICによる事業者支援(事業再生支援、ファンドを通じた支援、特定支援(再チャレンジ支援))

1. 施策の概要

◆ (株)地域経済活性化支援機構(REVIC)は、金融機関等と連携し、**有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中堅・中小企業等に対する事業再生支援**、地域活性化ファンド等を通じた**地域経済の活性化に資する事業活動の支援等**を行います。

2. 施策の内容

■ 事業再生支援

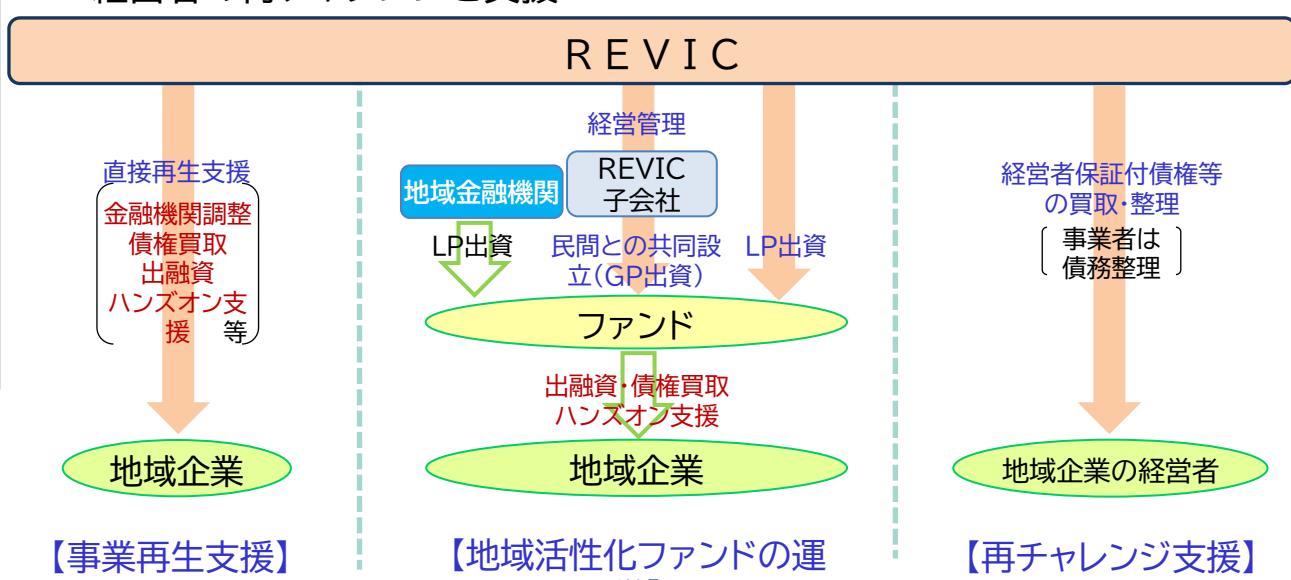
再生計画策定支援、債権者間調整、債権買取、出資・融資等により、事業再生が必要な地域の中堅・中小企業等を支援

■ ファンドを通じた支援

地域金融機関等と連携したファンドを通じた資本性資金の供給・債権買取等により、地域の中堅・中小企業等を支援

■ 特定支援(再チャレンジ支援)

事業継続が困難な事業者の債務と経営者の保証債務の一体整理により、経営者の再チャレンジを支援



3. 備考(対象要件)

- ✓ 大規模な事業者(資本金等の額5億円超かつ常時使用する従業員数1,000人超の事業者)等は原則除く。

問合せ先

株式会社地域経済活性化支援機構

TEL:03-6266-0310

内閣府 地域経済活性化支援機構担当室

TEL:03-3506-6196

4. 経営基盤の強化・整備

● 経営力強化支援ファンド

1. 施策の概要

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の悪化を背景とし、新事業展開、事業承継等により、**経営基盤の強化や事業の立て直しに取り組む中小企業等**は、**ファンドによる資金提供や踏み込んだ経営支援**を受けることができます。

2. 施策の内容

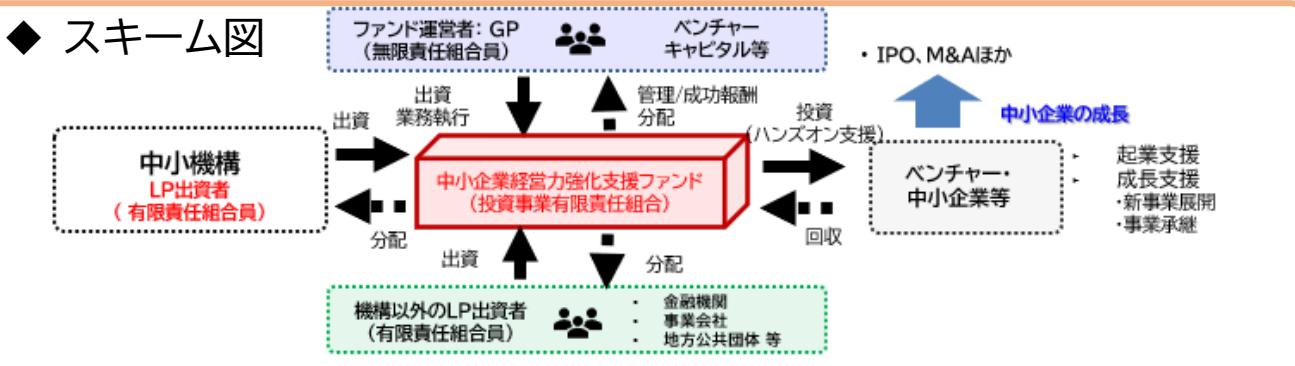
◆ 対象となる方

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の悪化を背景とし、事業の承継や事業の再編、再構築を通じて、経営基盤の強化や事業の立て直しに取り組む中小企業者であって、民間の投資会社が運営するファンドから投資や経営支援を受けることを希望される方。
※中小企業の定義を外れて間もない中堅企業も含まれます

◆ 支援内容

- ✓ 民間の投資会社が運営するファンドに対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が出資(ファンド総額の1/2以内又は4/5以内)を行うことで、ファンドの組成を促進し、新事業展開や事業承継等に取り組む中小企業への投資機会の拡大を図っています。
- ✓ これらのファンドからは、株式や新株予約権付社債の取得等の各種手法による資金提供や踏み込んだ経営支援(ハンズオン支援)を受けることができます。

◆ スキーム図



3. 備考(対象要件等)

- ✓ ファンドからの投資を希望される方は、中小機構ウェブサイトの「ファンド検索」からご希望の投資会社へ直接ご相談いただくか、下記までお問い合わせください。
- ✓ ファンドからの投資を受けるためには、ファンドを運営する投資会社の審査が必要となります。また、中小機構では、ファンド組成を希望される投資会社の方のご相談も受け付けております。

問合せ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部

電話: 03-5470-1672

4. 経営基盤の強化・整備

- 中小企業活性化協議会等による収益力改善・事業再生・再チャレンジ支援

1. 施策の概要

- ◆ 中小企業活性化協議会においては、常駐する専門家が再生等に関する相談を受け付け、助言や再生計画作り、金融機関等との調整などの支援を行っています。
- ◆ 経営改善計画策定支援事業では、経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者が認定経営革新等支援機関の助力を得て行う経営改善計画策定を支援することにより、収益力改善・経営改善の取組を促進します。

2. 施策の内容

中小企業活性化協議会

- ✓ 事業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業者の収益力改善、事業再生及び再チャレンジの幅広い相談に対して、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施します。
- ✓ 相談案件のうち、財務や事業の見直しが必要な企業については、常駐専門家（必要に応じて、外部の専門家と個別支援チームを編成）が計画策定を支援します。
- ✓ 計画策定支援にあたっては、各関係機関と連携を図りながら、公正中立的な立場で金融機関などの関係者間の調整をお手伝いします。

経営改善計画策定支援事業

- ✓ 借入金の返済など財務上の問題を抱えていて、自ら経営改善計画を策定することが難しい状況にある、または、金融機関との関係構築が不十分で、経営改善が進まない事業者を対象として、中小企業経営力強化支援法に基づき認定された認定経営革新等支援機関が、収益力改善・経営改善に向けた経営改善計画などの策定を支援します。
- ✓ また、令和6年(2024年)2月1日より、「早期経営改善計画策定支援」事業について、一定の条件のもと民間金融機関による支援を補助対象とする1年の时限的な取扱を開始しています。

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 中小企業協議会事業が対象とする「中小企業者」は、産業競争力強化法第2条第22項に定義される「中小企業者」の他に、常時使用する従業員数が300人以下の医療法人です。

問い合わせ先

各地の相談窓口一覧

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/download/contact_list.pdf.

4. 経営基盤の強化・整備

● 民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のためのコロナ借換保証

1. 施策の概要

- ◆ 新型コロナの影響等で債務が積み上がった中小企業者の収益力改善等を支援するため、借換え需要に加え、新たな前向きな資金需要にも対応する信用保証制度です。

2. 施策の内容

- 保証限度額: 1億円(100%保証融資は100%保証で借換え可)
- 保証期間等: 10年以内(据置期間5年以内)
- 保証料率: 0.2%等(補助前は0.85%等)
- 金利: 金融機関所定
- 取扱期間: 2024年3月31日まで

3. 備考(対象要件等)

- ✓ 次のいずれかに該当し、かつ「経営行動計画書」を作成の上、金融機関による継続的な伴走支援を受けることを条件に、借入時における信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げます。
 - ①セーフティネット4号の認定を受けている方
 - ②セーフティネット5号の認定を受けている方
 - ③売上高が5%以上減少している方(最近1ヶ月間(実績)と前年同月の比較)
 - ④売上高総利益率または営業利益率が5%以上減少している
(③の方法による比較に加え、直近2年分の決算書比較等でも可)

②与信審査・書類準備

- ①融資申込／**経営行動計画書の作成**
- ・自社の現状認識、財務分析
 - ・具体的な資金使途、計画終了時点の将来目標、今後の具体的なアクションプラン
 - ・収支計画・返済計画(黒字化目標含む)など

- ③セーフティネット保証の認定申請

市区町村

- ④保証審査の依頼・
経営行動計画書の提出

保証協会

⑤融資

- ⑥金融機関による継続的な伴走支援

金融機関

中小企業者

問い合わせ先

中小企業庁 金融課

TEL:03-3501-2876

URL:

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sinyouhosyou/karikae.html>

4. 経営基盤の強化・整備

● 中小エクイティ・ファイナンスのためのガバナンス・ガイダンス

1. 施策の概要

◆ 主に株式を発行する対価として出資者から資金提供を受けるという「エクイティ・ファイナンス」は、外部株主から、資金だけでなく、経営面や事業面で様々な支援を受け得ることから、中小企業の成長のための有効な手段といえます。本ガイダンスでは、エクイティ・ファイナンス活用の利点や留意点を紹介するとともに、エクイティ・ファイナンス活用により成長を図るために有効と考えられる経営の在り方や仕組みを「ガバナンス」と整理し、事例や具体的な取組例とともに紹介しています。

2. 施策の内容

	内容	参照シーン
第1章 エクイティ・ファイナンスと ガバナンスの概要	エクイティ・ファイナンスとは何か、その利点や留意点、ガバナンスとは何か、構築・強化の進め方等、概要を記載	エクイティ・ファイナンスやガバナンスの基本的な内容や目的、進め方等の把握
第2章 ガバナンスの詳細	本ガイダンスで取り上げるガバナンス3項目（①戦略的な経営、②持続的な成長を支えるための仕組み、③信頼関係構築）における取組のポイント等を記載	ガバナンス項目における具体的な取組、ポイントの確認
第3章 付属資料	エクイティ・ファイナンスやガバナンスを検討する上で、相談できる支援機関、参考となるWebサイト等に関する情報を記載	支援機関や第1章・第2章で紹介されたツール、参考情報の一覧

【期待される効果】

ガバナンスの取組を通じて事業を磨き上げ、成長を遂げることで、中小企業であってもエクイティ・ファイナンス活用により新たな外部株主の支援を受け、さらなる成長を遂げる機会を獲得することが期待されます。

【詳細】

[中小企業庁:中小エクイティ・ファイナンス活用に向けたガバナンス・ガイダンス \(meti.go.jp\)](http://meti.go.jp)

問い合わせ先

中小企業庁 事業環境部 財務課

TEL:03-3501-5803